

改 正 後	現 行
<p>I. ガス事業関係</p> <p>第1 <u>審査基準</u> (削る)</p> <p>(1) <u>法第3条のガス小売事業の登録</u> <u>法第3条のガス小売事業の登録に係る審査基準については、法第6条第1項各号に登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>① <u>当面見込まれる小売供給の相手方のガスの需要の最大値（以下「最大ガス需要」という。）を適切に見込んでいないことその他の理由により、最大ガス需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者</u></p> <p>② <u>ガス小売事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがないと認められること、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理できる体制が整備される見込みがないと認められること、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下「役員」という。）のうちに暴力団員等のあるものであること、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の理由により、ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者</u></p> <p>(2) <u>法第7条第1項のガス小売事業の変更登録</u> <u>法第7条第1項のガス小売事業の変更登録に係る審査基準については、同条第3項において読み替えて準用する同法第6条第1項各号（第2号を除く。）に変更登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第4号の審査基準は、例えば、最大ガス需要を適切に見込んでいないことその他の理由により、最大ガス需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者とする。</u></p>	<p>I. ガス事業関係</p> <p>第1 <u>申請に対する処分</u> <u>1. 審査基準</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(3) 法第26条第3項第2号のガス主任技術者免状被交付者の認定
法第26条第3項第2号のガス主任技術者免状被交付者の認定について
は、同号に認定の基準が規定されており、更に具体的な認定の基準を作成
することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(新設)

(4) 法第29条第3項の指定試験機関の指定
法第29条第3項の指定試験機関の指定については、法第111条に指
定の基準が規定されており、更に具体的な指定の基準を作成することが困
難であるため、審査基準は作成しない。

(新設)

(5) 法第33条第1項の登録ガス工作物検査機関の登録
法第33条第1項の登録ガス工作物検査機関の登録（法第126条の規
定による登録ガス工作物検査機関の登録の更新を含む。）については、法
第125条第1項に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基
準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(新設)

(6) 法第35条の一般ガス導管事業の許可
法第35条の一般ガス導管事業の許可の基準については、法第37条に
定められているとおりであるが、その審査基準は、次のとおりとする。

① 法第37条第1号関係
一般ガス導管事業の開始が、その供給区域におけるガスの供給の要請に
応じて行われるものであるか否かを判断するものとする。

② 法第37条第2号関係
「ガス工作物の能力」とは、ガスの供給の最大能力であり、設備能力を
もって判断するものとする。「ガスの需要に応ずることができる」か否か
の判断に当たっては、当面の需要のみならず、将来の需要をも考慮するも
のとする。

③ 法第37条第3号関係
設備の二重投資及び過剰投資を排除する趣旨で設けられている規定であ
り、既存の一般ガス導管事業者との関係においてガス工作物が著しく過剰
とならないか否か、申請に係る事業者自身においてガス工作物が著しく過
剰とならないか否か、という2点から判断するものとする。

④ 法第37条第4号関係
「適確に」とは、健全な状態のままを長期的に継続できることをいうも
のとする。
「遂行するに足りる」の判断に当たっては、具体的な根拠を必要とする
。「経理的基礎」には、当該事業の遂行のための経理面に係る事項全般含
めたものとし、設備資金、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画
等を確保するのみならず、経営の堅実性も求められる。また「技術的能力

(1) 法第3条の規定による一般ガス事業の許可
法第3条の規定による一般ガス事業の許可の基準については、法第5条
に定められているとおりであるが、その審査基準は、次のとおりとする。

① 法第5条第1号関係
一般ガス事業の開始は、ガスの供給に対する要望を前提とするものでな
い限り認められないものとする。また、「適合」を判断する際には、供給
されるガス質及び料金その他の供給条件等がガスの使用者の意向に適合す
るか否か、といった点も考慮するものとする。

② 法第5条第2号関係
「ガス工作物の能力」とは、ガスの供給の最大能力であり、設備能力を
もって判断するものとする。「ガスの需要に応ずることができる」か否か
の判断に当たっては、当面の需要のみならず、将来の需要をも考慮するも
のとする。

③ 法第5条第3号関係
設備の二重投資及び過剰投資を排除する趣旨で設けられている規定であ
り、既存の一般ガス導管事業者との関係においてガス工作物が著しく過剰
とならないか否か、既存の簡易ガス事業者との関係においてガス工作物が
著しく過剰とならないか否か、申請に係る事業者自身においてガス工作物
が著しく過剰とならないか否か、という3点から判断するものとする。

④ 法第5条第4号関係
「適確に」とは、健全な状態のままを長期的に継続できることをいうも
のとする。
「遂行するに足りる」の判断に当たっては、具体的な根拠を必要とする
。「経理的基礎」には、当該事業の遂行のための経理面に係る事項全般を
含めたものとし、設備資金、運転資金等の調達方法、借入金の返済計画等
を確保するのみならず、経営の堅実性も求められる。また、「技術的能力

」は、選任予定のガス主任技術者、技術スタッフの組織、その他主たる技術者の実務経験、経歴等によって判断するものとする。

⑤ 法第37条第5号関係

「計画の実施が確実であること」とは、一般ガス導管事業の計画が確実な資料に基づいて組み立てられていること、例えば、需要想定、供給力算定、土地取得等の確実性に加え、かかる資料に基づき組み立てられた計画それ自体の実施が確実なものとして判断され得るものであることを意味する。
(削る)

⑥ 法第37条第6号関係

第1号から第5号までを補完する基準であり、申請内容が公共の利益の増進に資するか否かを判断するものである。例えば、同一供給区域の競願案件の処理に当たっては、本号に基づく判断がなされることとなる。

また、本号に基づき申請者が暴力団員等でないこと、法人にあってはその役員のうち暴力団員等がないこと及び暴力団員等がその事業活動を支配する者でないことにより公共の利益の増進のため適切であるか否かを判断するものとする。

なお、本号に基づく判断に当たっては、健全な社会通念に従った「公共の利益」によることとなるが、料金水準を含めた需要家の利益、国や地方公共団体による行政との整合性等を総合的に勘案しつつ判断するものとする。

(7) 法第39条第3項の事業開始の指定期間の延長

法第39条第3項の事業開始の指定期間の延長の諾否に当たっては、天災等による事故の場合や、事業の許可の際には予想されなかったような景気変動、都市計画又は道路計画等の遅延等の経済的社会的事情による場合など、一般ガス導管事業者の責に帰すべき事由以外の正当な事由が存在すると認められるか否かを判断するものとする。

(8) 法第40条第1項の供給区域の変更の許可

法第40条第1項の供給区域の変更の許可については、同条第2項において法第37条の規定を準用していることから、当該許可の基準に関しては、上記(6)を準用するものとする。

(9) 法第40条第2項の増加供給区域に係る事業開始の指定期間の延長

法第40条第2項の増加供給区域に係る事業開始の指定期間の延長については、法第39条第3項の規定を準用していることから、当該延長の基

」は、選任予定のガス主任技術者、技術スタッフの組織、その他主たる技術者の実務経験、経歴等によって判断するものとする。

⑤ 法第5条第5号関係

「計画の実施が確実であること」とは、一般ガス事業の計画が確実な資料に基づいて組み立てられていること、例えば、需要想定、供給力算定、土地取得等の確実性に加え、かかる資料に基づき組み立てられた計画それ自体の実施が確実なものとして判断され得るものであることを意味する。

⑥ 法第5条第6号関係

いわゆるみなし一般ガス事業の申請に係る場合にのみ適用される基準である。「特定ガス発生設備に代えて、これ以外のガス工作物によりすみやかにガスの供給を行なうべき確実な計画」とは、将来において、本体一般ガス事業の用に供せられる導管が当該みなし一般ガス事業の供給地点と連結される計画の確実性をいうものとする。

⑦ 法第5条第7号関係

第1号から第6号までを補完する基準であり、申請内容が公共の利益の増進に資するか否か、の判断を行うものである。例えば、同一供給区域の競願案件の処理に当たっては、本号に基づく判断がなされることとなる。

なお、本号に基づく判断に当たっては、健全な社会通念に従った「公共の利益」によることとなるが、料金水準を含めた需要家の利益、国や地方公共団体による行政との整合性等を総合的に勘案しつつ判断するものとする。

(2) 法第7条第3項の規定による事業開始の指定期間の延長

法第7条第3項の規定による事業開始の指定期間の延長の諾否に当たっては、天災等による事故の場合や、事業の許可の際には予想されなかったような景気変動、都市計画又は道路計画等の遅延等の経済的社会的事情による場合など、一般ガス事業者の責に帰すべき事由以外の正当な事由が存在すると認められるか否か、という観点から判断するものとする。

(3) 法第8条第1項の規定による供給区域等の変更の許可

法第8条第1項の規定による供給区域等の変更の許可については、同条第2項において法第5条の規定を準用していることから、当該許可の基準に関しては、上記(1)を準用するものとする。

(4) 法第8条第3項の規定による増加供給区域等に係る事業開始の指定期間の延長

法第8条第3項の規定による増加供給区域等に係る事業開始の指定期間の延長については、法第7条第3項の規定を準用していることから、当該

準に関しては、上記(7)を準用するものとする。

(10) 法第42条第1項の一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可

法第42条第1項の一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可については、同条第3項において法第37条の規定を準用していることから、当該認可の基準に関しては、上記(6)を準用するものとする。

(11) 法第42条第2項の一般ガス導管事業者たる法人の合併及び分割の認可

法第42条第2項の一般ガス導管事業者たる法人の合併及び分割の認可については、同条第3項において法第37条の規定を準用していることから、当該認可の基準に関しては、上記(6)を準用するものとする。

(12) 法第44条第1項の一般ガス導管事業の休廃止の許可

法第44条第1項の一般ガス導管事業の休廃止の許可については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(13) 法第44条第2項の一般ガス導管事業者たる法人の解散の決議等の認可

法第44条第2項の一般ガス導管事業者たる法人の解散の決議等の認可については、同条第3項に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(14) 法第48条第1項本文又は第2項の託送供給約款の認可又は変更の認可

法第48条第1項本文又は第2項の託送供給約款の認可又は変更の認可の基準については、同条第4項に定められているとおりであるが、その審査基準は次のとおりとするほか、「一般ガス導管事業託送供給約款料金審査要領」(別添1)のとおりとする。

① 同条第4項第1号関係

いわゆる原価主義に基づくものであることを定めたものであり、「能率的な経営の下における適正な原価」とは、一般ガス導管事業者としてなすべき企業努力を払った場合を前提とした原価を意味し、「適正な原価に適正な利潤を加え」とは、実績及び合理的な将来の予想等を基礎として算出した託送供給関連費の適正な額に、事業の合理的な発展を遂げるに必要な資金を調達することができる程度の適正な支払利子及び配当をまかなうに足りるものを加えることをいう。

② 同条第4項第4号関係

「一般ガス導管事業者及び第1項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項」とは、一般ガス導管事

延長の基準に関しては、上記(2)を準用するものとする。

(5) 法第10条第1項の規定による一般ガス事業の譲渡し及び譲受けの認可

法第10条第1項の規定による一般ガス事業の譲渡し及び譲受けの認可については、同条第3項において法第5条の規定を準用していることから、当該認可の基準に関しては、上記(1)を準用するものとする。

(6) 法第10条第2項の規定による一般ガス事業者たる法人の合併及び分割の認可

法第10条第2項の規定による一般ガス事業者たる法人の合併及び分割の認可については、同条第3項において法第5条の規定を準用していることから、当該認可の基準に関しては、上記(1)を準用するものとする。

(新設)

(新設)

(7) 法第17条第1項の規定による供給約款の認可又は変更の認可

法第17条第1項の規定による供給約款の認可又は変更の認可の基準については、同条第2項に定められているとおりであるが、その審査基準は次のとおりとするほか、「一般ガス供給約款料金審査要領(平成13・01・18資庁第5号)」のとおりとする。

① 同条第2項第1号関係

いわゆる原価主義に基づくものであることを定めたものであり、「能率的な経営の下における適正な原価」とは、一般ガス事業者としてなすべき企業努力を払った場合を前提とした原価を意味し、「適正な原価に適正な利潤を加え」とは、実績及び合理的な将来の予想等を基礎として算出した製造費、供給販売費及び一般管理費の適正な額に、事業の合理的な発展を遂げるに必要な資金を調達することができる程度の適正な支払利子及び配当をまかなうに足りるものを加えることをいう。

② 同条第2項第3号関係

「一般ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項」とは、一般ガス事業者の供給責任、供給停止の際の免責、ガスの使用者の料金支払義務

業者の託送供給責任、供給停止の際の免責、託送供給約款によりガスの供給を受ける者の料金支払義務、事故の際の連絡義務その他託送供給約款遵守義務をいう。

「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。

③ 同条第4項第5号関係

供給区域内のすべての需要に対して、料金、工事費のみならず、すべての供給条件について公平でなければならないことを意味する。ただし、ここでは、実質的な公平を意味し、正当な理由に基づいて、料金その他の供給条件に合理的な差別を設けることまでも否定するものではない。

(削る)

(15) 法第48条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認

法第48条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認に当たっては、一般ガス導管事業者に係るガスメーターの取付数が15万個未満であって、当該一般ガス導管事業者自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が維持し、及び運用する導管に連結していないか否かを判断するものとする。

、事故の際の連絡義務その他供給約款遵守義務をいう。

「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。

③ 同条第2項第4号関係

供給区域内又は供給地点のすべての需要に対して、料金、工事費のみならず、すべての供給条件について公平でなければならないことを意味する。ただし、ここでは、実質的な公平を意味し、正当な理由に基づいて、料金その他の供給条件に合理的な差別を設けることまでも否定するものではない。

(8) 法第20条ただし書の規定による特別供給条件の認可

法第20条ただし書の規定による特別供給条件の認可に当たっては、例えば、災害を受けた地域について緊急かつ臨時的に料金を割り引く必要が生じた場合、無ガス地区に対するガスの普及のため、将来の需要を考慮して設置する本支管等について、将来その本支管等によりガスの供給を受けることとなる予定者も含めたガスの使用者から均等に工事負担金を徴収する場合、供給約款で定める熱量と異なる熱量でのガスを供給する必要がある場合、中小一般ガス事業者の場合であって、事業者の実状等により法第17条第1項の規定による料金設定以外の方法で、暫定的に熱量変更期間中の熱量変更終了地区の料金を設定する必要がある場合など、一般的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否か、一般ガス事業者の健全な発展に資するか否か、他のガス使用者への悪影響がないか否か、といった観点から判断するものとする。

(9) 法第22条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認

法第22条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認に当たっては、次に掲げる各号のいずれかに該当する者であるか否か、の観点から判断するものとする。

一 ガスメーターの取付数が十五万個に満たない者のうち、次のいずれかに該当する者

イ 自らが維持し、及び運用する導管により行う大口供給若しくは託送供給に係る需要場所ごとの契約の件数又は卸供給（他のガスを供給する事業者に対する導管による当該ガスを供給する事業者のガスを供給する事業の用に供するガスの供給（託送供給を除く。）をいう。（19）において同じ。）に係る契約の件数の合計数が三に満たない者

ロ 自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用する導管に連結していない者

二 自らが維持し、及び運用する導管により供給するガスがガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「施行規則」という。

）第2条の2に規定するガス以外のガスである者（ガスの熱量の変更（同一のガスグループ内の変更を除く。）が完了していない者を除く。）

三 ガスの熱量の変更（同一のガスグループ内の変更を除く。）が完了していない者

四 前三号の基準に該当せず、新たに一般ガス事業の許可を受けた当該一般ガス事業者が自ら維持し、及び運用するすべての特定導管が次のいずれにも該当する者（一般ガス事業を開始するまでの期間に限る。）

イ 自らの供給区域以外の地域に設置する導管の総延長（当該地域における部分に限る。）の過半が他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置されるものである場合における当該他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置される導管（当該地域における部分に限る。）

ロ 他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用するガス供給設備（15トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管

ハ 使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後5年を経過していない導管

(16) 法第48条第3項ただし書の託送供給約款以外の供給条件の認可

法第48条第3項ただし書の託送供給約款以外の供給条件の認可に当たっては、例えば、天災地変等により災害を受けた地域におけるガスを供給する事業に係る場合、緊急的若しくは一時的なガスを供給する事業に係る場合、託送供給約款において想定されているガスを供給する事業と比べて、負荷率、倍率が著しく低いガスを供給する事業若しくは需要量が著しく大きなガスを供給する事業に係る場合など、一般的な供給条件になじまない場合、又は一般的な供給条件による供給が不適当なものとして次のいずれにも該当する特定導管（使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後5年を経過していないものに限る。）による託送供給である場合か否かを判断するものとする。

① 自らの供給区域以外の地域に設置する導管の総延長（当該地域における部分に限る。）の過半が他の一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置されるものである場合における当該他の一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される導管（当該地域における部分に限る。）

② 他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用するガス供給設備（15トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管

(削る)

(10) 法第22条第3項ただし書の規定による特別供給条件の承認

法第22条第3項ただし書の規定による特別供給条件の承認に当たっては、例えば、天災地変等により災害を受けた地域におけるガスを供給する事業に係る場合、緊急的若しくは一時的なガスを供給する事業に係る場合、託送供給約款において想定されているガスを供給する事業と比べて、負荷率、倍率が著しく低いガスを供給する事業若しくは需要量が著しく大きなガスを供給する事業に係る場合など、一般的な供給条件になじまない場合、又は一般的な供給条件による供給が不適当なものとして次のいずれにも該当する特定導管（使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後5年を経過していないものに限る。）による託送供給である場合か否か、といった観点から判断するものとする。

二 自らの供給区域以外の地域に設置する導管の総延長（当該地域における部分に限る。）の過半が他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置されるものである場合における当該他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置される導管（当該地域における部分に限る。）

三 他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用するガス供給設備（15トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管

(11) 法第37条の2の規定による簡易ガス事業の許可

法第37条の2の規定による簡易ガス事業の許可の基準については、法

第37条の4に定められているとおりであるが、その審査基準は、次のとおりである。

① 法第37条の4第1号関係

簡易ガス事業の開始は、ガスの供給に対する要望を前提とするものでない限り認められないものとする。また、「適合」を判断する際には、料金その他の供給条件等がガスの使用者の意向に適合するか否か、といった点も考慮するものとする。

② 法第37条の4第2号関係

「特定ガス発生設備の能力」とは、ガスの供給の最大能力をいうものとする。「ガスの需要に応ずることができる」か、否かの判断に当たっては、当面の需要のみならず、将来の需要をも考慮するものとする。

③ 法第37条の4第3号関係

「一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業許可等申請審査要領（12資公部第334号）」によることとする。

④ 法第37条の4第4号関係

「一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業許可等申請審査要領（12資公部第334号）」によることとする。

⑤ 法第37条の4第5号関係

「適確に」とは、健全な状態のままを長期的に継続できることをいうものとする。「遂行するに足りる」の判断に当たっては、具体的な根拠を必要とする。「経理的基礎」には、当該事業の遂行のための経理面に係る事項全般を含めたものとし、設備資金、運転資金等の調達方法、借入金の返済計画等を確保するのみならず、経営の堅実性も求められる。また、「技術的能力」は、選任予定のガス主任技術者、技術スタッフの組織、その他主たる技術者の実務経験、経歴等によって判断するものとする。

⑥ 法第37条の4第6号関係

「適合しないものでないこと」とは、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（平成12年通商産業省告示第355号）に規定されている内容（ただし簡易ガス事業に係るものに限る。）に適合していることをいう。

⑦ 法第37条の4第7号関係

「計画の実施が確実であること」とは、簡易ガス事業の計画が確実な資料に基づいて組み立てられていること、例えば、需要想定、供給力算定、土地取得等の確実性に加え、かかる資料に基づき組み立てられた計画それ自体の実施が確実なものと判断され得るものであることを意味する。

なお、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第74条第2項第9号に規定されている書類により、申請に係る供給地点群について供給の相手方との間で簡易ガス供給が行われることについて了解がなされていることの確認を行うものとする。

⑧ 法第37条の4第8号関係

第1号から第7号までを補完する基準であり、申請内容が公共の利益の

増進に資するか否か、の判断を行うものである。例えば、簡易ガス事業者間の競願案件の処理に当たっては、本号に基づく判断がなされることとなる。なお、本号に基づく判断に当たっては、健全な社会通念に従った「公共の利益」によることとなるが、料金水準を含めた需要家の利益、国や地方公共団体による行政との整合性等を総合的に勘案しつつ判断するものとする。

(削る)

(12) 法第37条の6の2ただし書後段の規定による特別供給条件の認可
法第37条の6の2ただし書後段の規定による特別供給条件の認可については、例えば、災害を受けた地域について緊急かつ臨時的に料金を割り引く必要が生じた場合など、一般的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否か、簡易ガス事業者の健全な発展に資するか否か、他のガス使用者への悪影響がないか否か、といった観点から判断するものとする。

(削る)

(13) 法第37条の7第1項の規定による事業開始の指定期間の延長
法第37条の7第1項の規定による事業開始の指定期間の延長については、同項において法第7条を準用していることから、当該延長の基準に関しては上記(2)を準用することとする。

(削る)

(14) 法第37条の7第1項の規定による供給地点群ごとの供給地点及びその数の変更許可
法第37条の7第1項の規定による供給地点群ごとの供給地点及びその数の変更許可については、同項において法第8条を準用していることから、当該許可の基準に関しては上記(3)を準用することとする。
この場合において、(3)中「法第5条」とあるのは「法第37条の4」と、(1)とあるのは(11)と読み替えるものとする。

(削る)

(15) 法第37条の7第1項の規定による増加供給地点に対する事業開始の指定期間の延長
法第37条の7第1項の規定による増加供給地点に対する事業開始の指定期間の延長については、同項において法第8条を準用していることから、当該延長の基準に関しては上記(4)を準用することとする。

(削る)

(16) 法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業の譲渡し及び譲受けの認可
法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業の譲渡し譲受けの認可については、同項において法第10条を準用していることから、当該認可の基準に関しては上記(5)を準用することとする。
この場合において、(5)中「法第5条」とあるのは「法第37条の4」と、(1)とあるのは(11)と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

(17) 法第51条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認

法第51条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に当たっては、同項ただし書に基準が定められているところであり、例えば、以下のような約款として定めるにじまない場合か否かを判断するものとする。

天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

(18) 法第69条第1項の登録ガス工作物検査機関の登録

法第69条第1項の登録ガス工作物検査機関の登録(法第126条の規定による登録ガス工作物検査機関の登録の更新を含む。)については、法第125条第1項に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(19) 法第70条第1項の仮合格の承認

法第70条第1項の仮合格の承認については、同項に承認の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(20) 法第76条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認

法第76条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認に当たっては、次のいずれかに該当する者であるか否か、の観点から判断するものとする。

① 自らが維持し、及び運用する導管により行う小売供給若しくは託送供

(17) 法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業者たる法人の合併及び分割の認可

法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業者たる法人の合併及び分割の認可については、同項において法第10条を準用(ただし、同条中「法第5条」とあるのは「法第37条の4」に読み替えて適用)していることから、当該認可の基準に関しては上記(6)を準用することとする。この場合において、(6)中「法第5条」とあるのは「法第37条の4」と、(1)とあるのは(11)と読み替えるものとする。

(18) 法第37条の7第1項の規定による供給約款の認可、変更の認可

法第37条の7第1項の規定による供給約款の認可、変更の認可については、同項において法第17条を準用していることから、当該認可の基準に関しては、上記(7)を準用することとする。この場合において、「一般ガス供給約款料金審査要領(平成13・01・18資庁第5号)」とあるのは、「簡易ガス事業供給約款料金審査要領(13資電部第38号)」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(19) 法第37条の8の規定による託送供給約款制定不要の承認

法第37条の8において準用する法第22条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認に当たっては、次に掲げる各号のいずれかに該当する者であるか否か、の観点から判断するものとする。

一 自らが維持し、及び運用する導管により行う大口供給若しくは託送供

給に係る需要場所ごとの契約の件数又は卸供給に係る契約の件数の合計数が三に満たない者

② 自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用する導管に連結していない者

③ ①又は②の基準に該当せず、自らが維持し、及び運用するすべての導管が次のいずれにも該当する者

イ 一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管

ロ ガス供給設備（15トン／h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管

ハ 使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後5年を経過していない導管

(21) 法第76条第3項ただし書の託送供給約款以外の供給条件の承認

法第76条第3項ただし書の託送供給約款以外の供給条件の承認に当たっては、例えば、天災地変等により災害を受けた地域におけるガスを供給する事業に係る場合、緊急的若しくは一時的なガスを供給する事業に係る場合、託送供給約款において想定されているガスを供給する事業と比べて、負荷率、倍率が著しく低いガスを供給する事業若しくは需要量が著しく大きなガスを供給する事業に係る場合など、一般的な供給条件になじまない場合、又は一般的な供給条件による供給が不適当なものとして次のいずれにも該当する特定導管（使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後五年を経過していないものに限る。）による託送供給である場合か否かを判断するものとする。

① 一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管

② ガス供給設備（15トン／h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管

(22) 法第84条第1項において準用する法第69条第1項の登録ガス工作物検査機関の登録

法第84条第1項において準用する法第69条第1項の登録ガス工作物検査機関の登録（法第126条の登録ガス工作物検査機関の登録の更新を含む。）については、法第125条第1項に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(23) 法第89条第2項ただし書のガス受託製造約款以外の条件の承認

給に係る需要場所ごとの契約の件数又は卸供給に係る契約の件数の合計数が三に満たない者

二 自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用する導管に連結していない者

三 前二号の基準に該当せず、自らが維持し、及び運用するすべての導管が次のいずれにも該当する者

イ 一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管

ロ ガス供給設備（15トン／h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管

ハ 使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後5年を経過していない導管

(20) 法第37条の8の規定による特別供給条件の承認

法第37条の8において準用する法第22条第3項ただし書の規定による特別供給条件の承認に当たっては、例えば、天災地変等により災害を受けた地域におけるガスを供給する事業に係る場合、緊急的若しくは一時的なガスを供給する事業に係る場合、託送供給約款において想定されているガスを供給する事業と比べて、負荷率、倍率が著しく低いガスを供給する事業若しくは需要量が著しく大きなガスを供給する事業に係る場合など、一般的な供給条件になじまない場合、又は一般的な供給条件による供給が不適当なものとして次のいずれにも該当する特定導管（使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後五年を経過していないものに限る。）による託送供給である場合か否か、といった観点から判断するものとする。

一 一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管

二 ガス供給設備（15トン／h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管

(新設)

(新設)

法第89条第2項ただし書のガス受託製造約款以外の条件の承認に係る審査基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、例えば、天変地異等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合とする。

(24) 法第102条第1項の登録ガス工作物検査機関の登録 (新設)

法第102条第1項の登録ガス工作物検査機関の登録（法第126条の規定による登録ガス工作物検査機関の登録の更新を含む。）については、法第125条第1項に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(25) 法第103条第1項の仮合格の承認 (新設)

法第103条第1項の仮合格の承認については、同項に承認の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(26) 法第112条第1項の規定に基づく指定試験機関の試験事務規程の認可及びその変更認可 (新設)

法第112条第1項の規定に基づく指定試験機関の試験事務規程の認可及びその変更認可は、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第175条各号に掲げる事項について、当該指定試験機関が試験事務を適正かつ確実に実施すると認められるときに行うものとする。

(27) 法第113条の規定に基づく指定試験機関の試験事務の休廃止の許可 (新設)

法第113条の規定に基づく指定試験機関の試験事務の休廃止の許可は、引き続き当該指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせた場合、試験の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められるとともに、国又は新たに指定試験機関として指定される者が休廃止する試験事務を実施する場合（新たに指定試験機関として指定される者が試験事務を実施する場合は、現に指定されている指定試験機関が法第120条の規定により指定を取り消される場合に限る。）、当該試験事務が適正かつ確実に実施するのに十分な時間的余裕が認められるときに行うものとする。

(28) 法第114条第1項の規定に基づく指定試験機関の事業計画等の認可及びその変更認可 (新設)

法第114条第1項の規定に基づく指定試験機関の事業計画等の認可及びその変更認可は、当該事業計画及び収支予算が試験事務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに行うものとする。

(29) 法第115条の規定に基づく指定試験機関の役員の選任及び解任の認可 (新設)

法第115条の規定に基づく指定試験機関の役員の選任及び解任の認可は、以下の要件に該当するときに行うものとする。

- ① 選任しようとする者が、試験事務規程に違反するおそれ、又は試験事務に関し著しく不適当な行為を行うおそれがなく、試験事務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないことが認められること。
- ② 解任しようとする者が、役員を解任されても、試験事務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないことが認められること。

(30) ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）第16条の規定による事業年度の例外承認

ガス事業会計規則第16条の「その他特別の事由によって第一条の規定により難しい場合」とは、同条の規定による事業年度の例外承認を受けようとする法人が一般ガス導管事業以外に主たる事業を営むために主たる事業の事業年度によることが適当である場合、一般ガス導管事業者でなかった法人が事業年度の中で一般ガス導管事業を営むに至った場合及び一般ガス導管事業者でなかった法人が事業年度の中で一般ガス導管事業者たる法人を吸収合併した場合等をいう。

(31) ガス事業会計規則第16条の勘定科目又は財務諸表の例外承認

ガス事業会計規則第16条の勘定科目又は財務諸表の例外承認については、個々の事情に応じて個別具体的に審査すべきものであり、審査基準は作成しない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2. その他

(1) 法第13条第1項の規定による一般ガス事業の休止又は廃止の許可については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(2) 法第13条第2項の規定による一般ガス事業者である法人の解散決議又は総社員の同意の認可については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(3) 法第32条第3項第2号の規定によるガス主任技術者免状被交付者の認定については、同号に認定の基準が規定されており、更に具体的な認定の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(4) 法第36条の2第6項の規定による工程中検査の受検命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第2 処分の基準

- (1) 法第10条第1項のガス小売事業の登録の取消し
法第10条第1項のガス小売事業の登録の取消しについては、同項各号に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (2) 法第13条第2項のガス小売事業者に対する供給能力の確保等に係る命令
法第13条第2項のガス小売事業者に対する供給能力の確保等に係る命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、次のような場合とする。
- ① 定常的に、供給能力の不足を発生させている場合
 - ② 短い時間であっても、極めて大きな供給能力の不足を発生させた場合
- (3) 法第20条第1項のガス小売事業者に対する業務改善命令
法第20条第1項のガス小売事業者に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、「ガスの小売営業に関する指針」(別添2。以下「小売指針」という。)に記載している「問題となる行為」に該当する場合など、ガス小売事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときとする。

(5) 法第36条の2の2第1項の規定による登録ガス工作物検査機関の登録(法第36条の19の規定による登録ガス工作物検査機関の登録の更新を含む。)については、法第36条の18第1項に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(6) 法第36条の2の5第1項の規定による指定試験機関の指定については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(7) 法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業の休止又は廃止の許可については、同項において法第13条を準用していることから、上記(1)と同様、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(8) 法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業者たる法人の解散決議又は総社員の同意の認可については、同項において法第13条を準用していることから、上記(2)と同様、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

第2 不利益処分

(新設)

(新設)

(新設)

- | | |
|---|------|
| <p>(4) <u>法第20条第2項のガス小売事業者等に対する業務改善命令</u>
<u>法第20条第2項のガス小売事業者等に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、小売指針3(1)「不明確なガス料金の算出方法」に記載するように、小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときにおいて、ガス料金の算出方法を説明せず、又は当該算定方法を欠いた書面を交付した場合等とする。</u></p> | (新設) |
| <p>(5) <u>法第20条第3項のガス小売事業者に対する業務改善命令</u>
<u>法第20条第3項のガス小売事業者に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、小売指針4(2)「災害等によりガスの供給に生じた支障に関する問合せ対応に関して問題となる行為及び望ましい行為」に記載するように、原因が不明な供給支障が生じた場合において、ガス小売事業者が需要家からの問合せに不当に応じない場合等とする。</u></p> | (新設) |
| <p>(6) <u>法第21条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等</u>
<u>法第21条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令(平成12年通商産業省令第111号)及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示(平成12年通商産業省告示第355号)を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例(20140313商局第6号)の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。</u></p> | (新設) |
| <p>(7) <u>法第21条第3項のガス工作物の移転、使用停止命令等</u>
<u>法第21条第3項のガス工作物の移転、使用停止命令等については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u></p> | (新設) |
| <p>(8) <u>法第22条第3項のガス工作物の所有者又は占有者への協力勧告</u>
<u>法第22条第3項のガス工作物の所有者又は占有者への勧告については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u></p> | (新設) |
| <p>(9) <u>法第24条第3項の保安規程の変更命令</u>
<u>法第24条第3項の保安規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u></p> | (新設) |
| <p>(10) <u>法第27条のガス主任技術者免状の返納命令</u></p> | (新設) |

法第27条のガス主任技術者免状の返納命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(11) 法第31条のガス主任技術者の解任命令

法第31条のガス主任技術者の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(12) 法第32条第5項の工事計画の廃止命令等

法第32条第5項の工事計画の廃止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。

(13) 法第32条第6項の工程中検査の受検命令

法第32条第6項の工程中検査の受検命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(14) 法第41条第5項の一般ガス導管事業者に対するガス工作物の変更に係る届出の内容の変更又は中止命令

法第41条第5項の一般ガス導管事業者に対するガス工作物の変更に係る届出の内容の変更又は中止命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、例えば、一般ガス導管事業者がガス工作物の変更を行うことにより、当該一般ガス導管事業者の行う一般ガス導管事業の遂行に必要なガスの供給の最大能力が当面の需要のみならず、将来の需要に応ずることができるか否かを判断するものとする。

(15) 法第45条第1項の一般ガス導管事業者の事業の許可の取消し

法第45条第1項の一般ガス導管事業者の事業の許可の取消しについては、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(16) 法第45条第2項の一般ガス導管事業者の事業の許可の取消し

法第45条第2項の一般ガス導管事業者の事業の許可の取消しについては、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(17) 法第46条第1項の増加供給区域の変更の許可の取消し

法第46条第1項の増加供給区域の変更の許可の取消しについては、同

(新設)

(新設)

(新設)

(1) 法第9条第5項の規定によるガス工作物の変更に係る届出の内容の変更又は中止命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には、一般ガス事業者がガス工作物の変更を行うことにより、当該一般ガス事業者の行う一般ガス事業の遂行に必要なガスの供給の最大能力が当面の需要のみならず、将来の需要に応ずることができるかという観点から、判断するものとする。

(2) 法第14条第1項の規定による一般ガス事業者の事業の許可の取消しについては、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(3) 法第14条第2項の規定による一般ガス事業者の事業の許可の取消しについては、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(4) 法第15条第1項の規定による増加供給区域等の変更の許可の取消しについては、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の

項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(18) 法第46条第2項の供給区域の減少

法第46条第2項の供給区域の減少については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(5) 法第15条第2項の規定による供給区域、供給地点の減少については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(6) 法第17条第5項の規定による届出に係る供給約款の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(7) 法第17条第10項の規定による届出に係る供給約款の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(8) 法第17条第13項の規定による選択約款の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(9) 法第18条第1項の規定による供給約款の変更認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、その判断に当たっては、以下の情報を勘案することとする。

① 法第17条第1項の認可を受け、又は同条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた供給約款における料金について、例えば、経済産業省による定期的な評価において値上げ認可申請の必要があると評価した場合であって、一般ガス事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあつては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報

② 法第17条第1項の認可を受け、又は同条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた供給約款における料金について、当該料金（一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成16年経済産業省令第16号）第12条の2の規定により同規則第12条の2第2項の規定により算定する変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第17条第1項の変更の認可を受けた場合又は同規則第16条の2の規定により同規則第16条の2第2項の規定により算定する変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第17条第4項若しくは第7項の規定により変更後の供給約款を届け出た場合にあつては、変更後の供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた供給約款で設定した料金）を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価において、一般ガス事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した

場合であつて、当該一般ガス事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあつては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の要否を評価するに当たっては、災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ 小口需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額の当該営業収益に対する割合（以下「営業利益率」という。）の直近3年度間の平均値（法第17条第1項の変更の認可を受けた一般ガス事業者（一般ガス事業供給約款料金算定規則第12条の2の規定により同規則第12条の2第2項の規定により算定する変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第17条第1項の変更の認可を受けた一般ガス事業者を除く。）及び法第17条第4項の規定により変更後の供給約款を届け出た一般ガス事業者（同規則第16条の2の規定により同規則第16条の2第2項の規定により算定する変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第17条第4項の規定により変更後の供給約款を届け出た一般ガス事業者を除く。）であつて、変更後の供給約款の実施日が直近2年度間に属する一般ガス事業者にあつては、直近年度の営業利益率又は直近2年度間の営業利益率の平均値。ロにおいて同じ。）が全ての一般ガス事業者の直近10年度間の営業利益率の平均値を上回っており、かつ、小口需要部門の超過利潤（小口需要部門の当期純利益に支払利息等を加えること等により算定した額から料金設定時における小口需要部門の事業報酬額を差し引いた額をいう。）の累積額（法第17条第1項又は第3項の規定により供給約款で設定した料金（一般ガス事業供給約款料金算定規則第12条の2の規定により同規則第12条の2第2項の規定により算定する変動額を基に供給約款で設定した料金及び同規則第16条の2の規定により同規則第16条の2第2項の規定により算定する変動額を基に供給約款で設定した料金を除く。）の実施以降のものに限る。）が小口需要部門に係る本支管投資額（過去5年平均）又は小口需要部門の事業報酬額を超過していること。

ロ 営業利益率の直近3年度間の平均値が全ての一般ガス事業者の営業利益率の直近10年度間の平均値を上回っており、かつ、一般ガス事業部門別収支計算規則に基づいて整理された大口需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額が直近2年度間連続して零未満であること。

(19) 法第48条第7項の託送供給約款の変更命令

法第48条第7項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

(削る)

(11) 法第22条第4項又は第22条の2第3項の規定による託送供給約款又は託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、より具体的には以下のとおりとする。

① 同項第1号関係

「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするもの」の有無の判断に当たっては、例えば、ガスの成分、圧力、引受条件等の基準が一般ガス事業者自らがガスを供給する事業を行う場合に照らして著しく厳しすぎるかというような観点から判断するものとする。

① 同項第1号関係

「託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれ」の有無の判断に当たっては、託送供給に係る料金が託送供給を受けようとする者が自ら導管を敷設してガスを供給する事業を行う場合に要するコストよりも、託送供給を受けてガスを供給する事業を行う場合のコストが著しく高くなる場合等明らかに著しく高水準か否か、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的であるか否かを判断するものとする。

(削る)

(削る)

② 同項第2号関係

「料金が定率又は定額をもって明確に定められている」の有無の判断に当たっては、託送供給約款において定められている計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でないか否かを判断するものとする。

③ 同項第4号関係

「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするもの」の有無の判断に当たっては、託送供給約款が、ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第22号。以下「託送供給約款料金算定規則」という。）に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づい

② 同項第2号関係

イ 「託送供給約款により供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれ」の有無の判断に当たっては、例えば、託送供給の料金が託送供給を受けようとする者が自ら導管を敷設してガスを供給する事業を行う場合に要するコストよりも、託送供給を受けてガスを供給する事業を行う場合のコストが著しく高くなる場合等明らかに著しく高水準かというような観点や、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的であるかというような観点から判断するものとする。

ロ 一般ガス事業者（承認一般ガス事業者を除く。）においては、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス事業託送供給約款料金算定規則に基づき託送供給約款料金の改定（以下ロにおいて「料金改定」という。）の届出がなされている場合（当該翌事業年度の開始の日時点において、直近の料金改定の実施日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合。この場合において、直近の料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合を除く。）には、原則として該当しないものとする。

ハ 承認一般ガス事業者においては、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、法第22条の2第1項の規定に基づき託送供給に係る料金その他の供給条件の変更の届出により料金を引き下げる改定（以下ハにおいて「料金改定」という。）の届出がなされている場合（当該翌事業年度の開始の日時点において、直近の料金改定の実施日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合。この場合において、直近の料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合を除く。）には、原則として該当しないものとする。

別を行う場合を除き、全ての託送供給利用者に対して公平でないか否かを判断するものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(20) 法第48条第12項の届出に係る託送供給約款の変更命令

法第48条第12項の届出に係る託送供給約款の変更命令については、同条第11項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

① 同条第11項第1号関係

「料金の変更の内容がその変更の目的に照らして必要かつ十分なもの」の有無の判断に当たっては、料金の変更の内容として、同条第8項に規定する他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する目的以外の目的による変更が含まれているか否かを判断するものとする。

② 同条第11項第2号関係

「託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれ」の有無の判断に当たっては、託送供給に係る料金が託送供給を受けようとする者が自ら導管を敷設してガスを供給する事業を行う場合に要するコストよりも、託送供給を受けてガスを供給する事業を行う場合のコストが著しく高くなる場合等明らかに著しく高水準か否か、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的であるか否かを判断するものとする。

③ 同条第11項第3号関係

「料金が定率又は定額をもって明確に定められている」の有無の判断に当たっては、託送供給約款において定められている計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でないか否かを判断するものとする。

④ 同条第11項第5号関係

「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするもの」の有無の判断に当たっては、託送供給約款が、託送供給約款料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給利用者に対して公平か否かを判断するものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(削る)

(新設)

(12) 法第22条第6項又は第22条の2第4項の託送供給命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、一般ガス事業者がガスを供給する事業を営もうとする者又は営む者から託送供給の申込みを受けてから回答するまでの検討期間が正

当な理由なく長期間であるような場合とする。

(新設)

(21) 法第49条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令

法第49条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

① 同項第1号関係

「第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれ」の有無の判断に当たっては、例えば、託送供給に係る料金が託送供給を受けようとする者が自ら導管を敷設してガスを供給する事業を行う場合に要するコストよりも、託送供給を受けてガスを供給する事業を行う場合のコストが著しく高くなる場合等明らかに著しく高水準か否か、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的であるか否かを判断するものとする。

② 同項第2号関係

「料金が定率又は定額をもつて明確に定められている」の有無の判断に当たっては、同条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件において定められている計算式をもつて、使用量等に応じた料金が計算可能でないか否かを判断するものとする。

③ 同項第3号関係

「承認一般ガス導管事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項」とは、承認一般ガス導管事業者の託送供給責任、供給停止の際の免責、同条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の料金支払義務、事故の際の連絡義務その他託送供給条件遵守義務をいう。

「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。

④ 同項第4号関係

「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするもの」の有無の判断に当たっては、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給利用者に対して公平か否かを判断するものとする。

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、承認一般ガス導管事業者においては、ガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、同条第1項の規定に基づき託送供給に係る料金その他の供給条件の変更の届出により料金を引き下げる

改定（以下この（21）において「料金改定」という。）の届出がなされている場合（当該翌事業年度の開始の日時点において、直近の料金改定の実施日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合。この場合において、直近の料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合を除く。）には、原則として該当しないものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と承認一般ガス導管事業者との間に同条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

（22） 法第49条第4項の託送供給契約締結命令

法第49条第4項の託送供給契約締結命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

（23） 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（23）において「料金改定」という。）の届出がなされている場合（当該翌事業年度の開始の日時点において、直近の料金改定の実施日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合。この場合において、直近の料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合を除く。）には、原則として該当しないものとする。なお、上記の判断に当たっては、ガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過しているかの観点から判断するものとする（ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日ま

（13） 法第22条の2第5項の規定による託送供給契約締結命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

（新設）

で、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(24) 法第50条第2項の託送供給約款の変更処分

法第50条第2項の託送供給約款の変更処分については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(新設)

(25) 法第51条第3項の最終保障供給約款の変更命令

法第51条第3項の最終保障供給約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、以下のような場合とする。

(新設)

① 同項第1号関係

「料金が定率又は定額をもつて明確に定められている」の有無の判断に当たっては、最終保障供給約款において定められている計算式をもつて、使用量等に応じた料金が計算可能でないか否かを判断するものとする。

② 同項第2号関係

「一般ガス導管事業者及びガスの使用者の責任に関する事項」とは、一般ガス導管事業者の供給責任、供給停止の際の免責、ガスの使用者の料金支払義務、事故の際の連絡義務その他最終保障供給約款遵守義務をいう。

「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。

③ 同項第3号関係

「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするもの」の有無の判断に当たっては、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全てのガスの使用者に対して公平でないか否かを判断するものとする。

④ 同項第4号関係

一般ガス導管事業者が定める最終保障供給約款が、その一般ガス導管事業者の供給区域において一般ガス事業者であったガス小売事業者が自主的に公表した標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）と比べて、不当に高いものであるため、当該最終保障供給約款により供給を受けるガスの使用者の利益を著しく阻害するおそれがある場合（ただし、当該最終保障供給に係る供給能力を確保するために、標準メニューに比べて高いコストを要する場合であって、標準メニューに比べて合理的なコストアップを反映した価格を設定するときは、原則として該当しない。）

なお、上記の判断に当たっては、ガスの使用者と一般ガス導管事業者との間に最終保障供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた

(26) 法第54条第2項の禁止行為の停止又は変更命令

法第54条第2項の禁止行為の停止又は変更命令については、同条第1項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(27) 法第55条第5項の一般ガス導管事業者に対する特定ガス導管事業の届出の内容の変更又は中止命令

法第55条第5項の一般ガス導管事業者に対する特定ガス導管事業の届出の内容の変更又は中止命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、例えば、「他の一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第55条第1項の届出を行う一般ガス導管事業者が、他の一般ガス導管事業者の供給区域において同項の規定による届出に係る導管（以下この(27)において「特定導管」という。）を特定ガス導管事業の用に供することにより、当該他の一般ガス導管事業者が設置している既存の導管網の効率的な運営を損なわず、当該他の一般ガス導管事業者の供給区域内に存するガスの使用者の供給条件等を悪化させる事態とならないかという観点から、①当該特定導管が他の一般ガス導管事業者の導管により受け入れることができないガスを供給するものであるか否か、②当該特定導管によりガスを供給しようとするガスの使用者が現に当該他の一般ガス導管事業者の導管によりガスの供給を受けているものであるか否か、③当該ガスの使用者に対するガスの供給実績があるか否か、④当該特定導管が新規に設置されるものであるか否か、⑤当該他の一般ガス導管事業者が設置している既存の導管網に余力があるか否か等を勘案しつつ判断するものとする。

(削る)

(14) 法第22条の4第2項の規定による禁止行為の停止又は変更命令については、同条第1項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(15) 法第22条の5第5項の規定による特定導管の設置に係る届出の内容の変更又は中止命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には、「他の一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第22条の5第1項の届出を行う一般ガス事業者が、他の一般ガス事業者の供給区域において特定導管をガス導管事業の用に供することにより、当該他の一般ガス事業者が設置している既存の導管網の効率的な運営を損なわず、当該他の一般ガス事業者の供給区域内に存するガス使用者の供給条件等を悪化させる事態とならないかという観点から、①当該他の一般ガス事業者が設置している既存の導管網の余力の有無、②当該他の一般ガス事業者の導管能力の増強に係る具体的な投資計画等の有無、③ガスの熱量や物性の相違等による同一の導管での供給の困難性等を勘案しつつ判断するものとする。

(16) 法第23条第4項の規定による大口供給に係る届出の内容の変更又は中止命令については、同条第3項各号に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には以下のとおりとする。

① 同条第3項第1号関係

「一般ガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれ」の有無の判断に当たっては、法第23条第1項の届出を行う一般ガス事業者が大口供給を行うことにより、当該一般ガス事業者の行う一般ガス事業の遂行に必要な供給ガス量不足や、供給区域外における事業収支の悪化等により経営の健全性を欠き供給区域内のガスの使用者の利益を阻害することとならないかという観点から、当該大口供給の規模、供給区域内のガス需給状況、当該大口供給に係る収支見通し等を勘案しつつ判断するものとする。

なお、当該判断に当たっては、施行規則第23条第5号により「その供給の開始の日以後三年内の日を含む毎事業年度における収支見積書」の提出を求めているところであるが、当該大口供給に係る導管費用等の増大により、供給の開始の日以後三年内の日を含む事業年度以内で当該大口供給に係る収支見込みが黒字に転換しない場合にあつては、当該大口供給に係る

(削る)

(28) 法第57条第1項の一般ガス導管事業者に対する業務改善命令

法第57条第1項の一般ガス導管事業者に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されているところであるが、例えば、恣意的に他の一般ガス導管事業者の導管により受け入れることができないガスを製造し、需要場所において他の一般ガス導管事業者の導管により受け入れることができるガスと同程度に熱量等を調整するような場合等とする。

(29) 法第57条第2項の一般ガス導管事業者に対する業務改善命令

法第57条第2項の一般ガス導管事業者に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(30) 法第60条の一般ガス導管事業者に対する減価償却等の命令

る収支見込みが黒字に転換するまでの間の毎事業年度における収支見積書により、当該一般ガス事業者の大口需要部門収支全体に与える影響を判断するものとする。

② 同条第3項第2号関係

「他の一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第23条第1項の届出を行う一般ガス事業者が他の一般ガス事業者の供給区域内で大口供給を行うことにより、当該他の一般ガス事業者が経営効率化等の十分な経営努力を行っても当該他の一般ガス事業者の供給区域内に存するガス使用者の供給条件等を著しく変更せざるを得ない事態とならないかという観点から、当該他の一般ガス事業者の経営効率化の状況等の事業の実情、供給区域内のガス需給状況や導管敷設計画、原料調達契約等に係る費用回収の困難性等を勘案しつつ判断するものとする。

なお、導管敷設計画に関する考え方については、上記(15)に準ずるものとする。

③ 同条第3項第3号関係

「当該一般ガス事業の開始が著しく困難になるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第23条第1項の届出を行う一般ガス事業者が他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域であって一般ガス事業の開始が見込まれる地域において大口供給を行うことにより、その一般ガス事業の開始が見込まれる地域における一般ガス事業の開始に支障を及ぼす事態とならないかという観点から、当該他の一般ガス事業者の事業の実情、その地域における需要構造や導管敷設計画等を勘案しつつ判断するものとする。

(17) 法第25条の2第1項の規定による業務方法の改善命令及び同条第2項の規定による大口供給に係る改善命令については、それぞれ同条第1項及び第2項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(新設)

(新設)

(18) 法第27条の規定による減価償却等の命令については、同条に処分

法第60条の一般ガス導管事業者に対する減価償却等の命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(31) 法第61条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等

法第61条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。

(32) 法第61条第3項のガス工作物の移転、使用停止命令等

法第61条第3項のガス工作物の移転、使用停止命令等については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(33) 法第62条第3項のガス工作物の所有者又は占有者への協力勧告

法第62条第3項のガス工作物の所有者又は占有者への勧告については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(34) 法第64条第3項の保安規程の変更命令

法第64条第3項の保安規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(35) 法第67条のガス主任技術者の解任命令

法第67条のガス主任技術者の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(36) 法第68条第5項の工事計画の廃止命令等

法第68条第5項の工事計画の廃止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。

(37) 法第68条第6項の工程中検査の受検命令

法第68条第6項の工程中検査の受検命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であ

の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(19) 法第28条第2項の規定によるガス工作物の修理、使用停止命令については、同項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。

(20) 法第28条第3項の規定によるガス工作物の移転、使用停止等については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(新設)

(21) 法第30条第3項の規定による保安規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(23) 法第36条の規定によるガス主任技術者の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(24) 法第36条の2第5項の規定による工事計画の廃止命令等については、同項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。

(新設)

るため、審査基準は作成しない。

(削る)

(25) 法第36条の9の規定による指定試験機関に対する役員解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(削る)

(26) 法第36条の12の規定による指定試験機関に対する適合命令等については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(削る)

(27) 法第36条の13の規定による指定試験機関の指定の取り消し等については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(削る)

(28) 法第36条の24の規定による登録ガス工作物検査機関に対する適合命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(削る)

(29) 法第36条の25の規定による登録ガス工作物検査機関に対する改善命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(削る)

(30) 法第36条の26の規定による登録ガス工作物検査機関の登録の取消しについては、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(削る)

(31) 法第37条の7第1項の規定によるガス工作物の変更に係る届出の内容の変更又は中止命令については、同項において準用する第9条第5項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には以下のとおりとする。

① 簡易ガス事業者がガス工作物の変更を行うことにより、当該簡易ガス事業者の行う簡易ガス事業の遂行に必要なガスの供給の最大能力が当面の需要のみならず、将来の需要に応ずることができるかという観点から、判断するものとする。

② 変更するガス工作物の技術基準への適合性については、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の変更命令等は発動されないものとする。

(削る)

(32) 法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業の許可の取消しに

	<u>については、同項において準用する第14条第1項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>
(削る)	<u>(33) 法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業の許可の取消しについては、同項において準用する第14条第2項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>
(削る)	<u>(34) 法第37条の7第1項の規定による増加供給地点に係る許可の取消しについては、同項において準用する法第15条第1項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>
(削る)	<u>(35) 法第37条の7第1項の規定による供給地点の減少については、同項において準用する法第15条第2項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>
(削る)	<u>(36) 法第37条の7第1項の規定による届出に係る供給約款の変更命令については、同項において準用する法第17条第5項又は第10項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>
(削る)	<u>(37) 法第37条の7第1項の規定による選択約款の変更命令については、同項において準用する法第17条第13項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>
(削る)	<u>(38) 法第37条の7第1項の規定による供給約款の変更認可の申請命令については、同項において準用する法第18条第1項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>
(削る)	<u>(39) 法第37条の7第1項の規定による簡易ガス事業者の供給約款の変更処分については、同項において準用する法第18条第2項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。</u>
(削る)	<u>(40) 法第37条の7第1項の規定による業務方法の改善命令及び同条第2項の規定による特定ガス大口供給に係る改善命令については、同項において準用する法第25条の2に処分の基準が規定されており、更に具</u>

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(38) 法第72条第5項の特定ガス導管事業者に対する特定ガス導管事業の届出の内容の変更又は中止命令

法第72条第5項の特定ガス導管事業者に対する特定ガス導管事業の届出の内容の変更又は中止命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には、「一般ガス導管事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第72条第1項の届出を行う者が、一般ガス導管事業者の供給区域において同項の規定による届出に係る導管（以下この(38)において「特定導管」という。）を特定ガス導管事業の用に供することにより、当該一般ガス導管事業者が設置している既存の導管網の効率的な運営を損なわず、当該一般ガス導管事業者の供給区域内に存するガスの使用者の供給条件等を悪化させる事態とならないかという観点から、①当該特定導管が一般ガス導管事業者の導管により受け入れることができないガスを供給するものであるか否か、②当該特定導管によりガスを供給しようとするガスの使用者が現に当該一般ガス導管事業者の導管によりガスの供給を受けているものであるか否か、③当該ガスの使用者に対するガスの供給実績があるか否

体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない

。

(41) 法第37条の7第1項の規定によるガス工作物の修理、使用停止命令については、同項において準用する第28条第2項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。

(42) 法第37条の7第1項の規定によるガス工作物の移転、使用停止等については、同項において準用する第28条第3項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(43) 法第37条の7第1項の規定によるガス主任技術者の解任命令については、同項において準用する第36条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(44) 法第37条の7第3項の規定による保安規程の変更命令については、同項において準用する第30条第3項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(45) 法第37条の7の2第5項の規定による特定導管の設置に係る届出の内容の変更又は中止命令については、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には、「一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第37条の7の2第1項の届出を行う一般ガス事業者以外の者が、一般ガス事業者の供給区域において特定導管をガス導管事業の用に供することにより、当該一般ガス事業者が設置している既存の導管網の効率的な運営を損なわず、当該一般ガス事業者の供給区域内に存するガスの使用者の供給条件等を悪化させる事態とならないかという観点から、①当該一般ガス事業者が設置している既存の導管網の余力の有無、②当該一般ガス事業者の導管能力の増強に係る具体的な投資計画等の有無、③ガスの熱量や物性の相違等による同一の導管での供給の困難性等を勘案しつつ判断するものとする。

か、④当該特定導管が新規に設置されるものであるか否か、⑤当該一般ガス導管事業者が設置している既存の導管網に余力があるか否か等を勘案しつつ判断するものとする。

(削る)

(39) 法第76条第4項の託送供給約款の変更命令

法第76条第4項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

① 同項第1号関係

「託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれ」の有無の判断に当たっては、託送供給の料金が託送供給を受けようとする者が自ら導管を敷設してガスを供給する事業を行う場合に要するコストよりも、託送供給を受けてガスを供給する事業を行う場合のコストが著しく高くなる場合等明らかに著しく高水準か否か、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的であるか否かを判断するものとする。

② 同項第2号関係

「料金が定率又は定額をもって明確に定められている」の有無の判断に当たっては、託送供給約款において定められている計算式をもって、使用

(46) 法第37条の7の3第4項の規定による大口供給に係る届出の内容の変更又は中止命令については、同条第3項各号に処分の基準が規定されており、より具体的には次のとおりとする。

① 同条第3項第1号関係

「当該一般ガス事業者の供給区域内のガスの使用者の利益が阻害されるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第37条の7の3第1項の届出を行うガス導管事業者が一般ガス事業者の供給区域内で大口供給を行うことにより、当該一般ガス事業者が経営効率化等の十分な経営努力を行っても当該一般ガス事業者の供給区域内に存するガス使用者の供給条件等を著しく変更せざるを得ない事態とならないかという観点から、当該一般ガス事業者の経営効率化の状況等の事業の実情、供給区域内のガス需給状況や導管敷設計画、原料調達契約等に係る費用回収の困難性等を勘案しつつ判断するものとする。

なお、導管敷設計画に関する考え方については、上記(45)に準ずるものとする。

② 同条第3項第2号関係

「当該一般ガス事業の開始が著しく困難になるおそれ」の有無の判断に当たっては、法第37条の7の3第1項の届出を行うガス導管事業者が一般ガス事業者の供給区域以外の地域であって一般ガス事業の開始が見込まれる地域において大口供給を行うことにより、その一般ガス事業の開始が見込まれる地域における一般ガス事業の開始に支障を及ぼす事態とならないかという観点から、当該他の一般ガス事業者の事業の実情、その地域における需要構造や導管敷設計画等を勘案しつつ判断するものとする。

(47) 法第37条の8の規定による託送供給約款又は託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令については、同条において第22条第4項又は第22条の2第3項を準用していることから、具体的な処分の基準については、上記(11)を準用することとする。この場合において、(11)中「一般ガス事業者」とあるのは「ガス導管事業者」と、「承認一般ガス事業者」とあるのは「承認ガス導管事業者」と読み替えるものとする。

量等に応じた料金が計算可能でないか否かを判断するものとする。

③ 同項第3号関係

「特定ガス導管事業者及び第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項」とは、特定ガス導管事業者の託送供給責任、供給停止の際の免責、託送供給約款によりガスの供給を受ける者の料金支払義務、事故の際の連絡義務その他託送供給約款遵守義務をいう。

「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。

④ 同項第4号関係

「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするもの」の有無の判断に当たっては、託送供給約款が、託送供給約款料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給利用者に対して公平か否かを判断するものとする。

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、次に掲げる基準の観点から判断するものとする。

イ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（39）において「料金改定」という。）の届出がなされている場合（当該翌事業年度の開始の日時点において、直近の料金改定の実施日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合。この場合において、直近の料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合を除く。）には、原則として該当しないものとする。なお、上記の判断に当たっては、ガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

ロ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過しているかの観点から判断するものとする（ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して特定ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス事業託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と特定ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決で

きず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(40) 法第77条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令

法第77条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

① 同項第1号関係

「第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれ」の有無の判断に当たっては、例えば、託送供給に係る料金が託送供給を受けようとする者が自ら導管を敷設してガスを供給する事業を行う場合に要するコストよりも、託送供給を受けてガスを供給する事業を行う場合のコストが著しく高くなる場合等著しく高水準か否か、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的であるか否かを判断するものとする。

② 同項第2号関係

「料金が定率又は定額をもつて明確に定められている」の有無の判断に当たっては、同条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件において定められている計算式をもつて、使用量等に応じた料金が計算可能でないか否かを判断するものとする。

③ 同項第3号関係

「承認特定ガス導管事業者及び第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項」とは、承認特定ガス導管事業者の託送供給責任、供給停止の際の免責、同条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の料金支払義務、事故の際の連絡義務その他託送供給条件遵守義務をいう。

「導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法」とは、内管の売渡し制度、本支管等に関する工事負担金制度をいう。

④ 同項第4号関係

「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするもの」の有無の判断に当たっては、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給利用者に対して公平か否かを判断するものとする。

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、承認特定ガス導管事業者においては、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、同条第1項の規定に基づき託送供給に係る料金その他の供給条件の変更の届出により料金を引き下げる改定（以下この（40）において「料

(新設)

金改定」という。)の届出がなされている場合(当該翌事業年度の開始の日時点において、直近の料金改定の実施日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合。この場合において、直近の料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合を除く。)には、原則として該当しないものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と承認特定ガス導管事業者との間に同条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

。

(削る)

(41) 法第77条第4項の託送供給契約締結命令

法第77条第4項の託送供給契約締結命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(42) 法第80条第2項の禁止行為の停止又は変更命令

法第80条第2項の禁止行為の停止又は変更命令については、同条第1項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(43) 法第82条の特定ガス導管事業者に対する業務改善命令

法第82条の特定ガス導管事業者に対する業務改善命令の基準については、同条に命令の基準が規定されているところであるが、例えば、恣意的に一般ガス導管事業者の導管により受け入れることができないガスを製造し、需要場所において一般ガス導管事業者の導管により受け入れることができるガスと同程度に熱量等を調整するような場合等とする。

(44) 法第84条第1項において準用する法第61条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等

法第84条第1項において準用する法第61条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作

(48) 法第37条の8の規定による託送供給命令については、同条において第22条第6項又は第22条の2第4項を準用していることから、具体的な処分の基準については、上記(12)を準用することとする。この場合において、(12)中「一般ガス事業者」とあるのは「ガス導管事業者」と読み替えるものとする。

(49) 法第37条の8の規定による託送供給契約締結命令については、同条において準用する第22条の2第5項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(50) 法第37条の8の規定による禁止行為の停止又は変更命令については、同条において準用する第22条の4第1項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(51) 法第37条の8の規定による業務方法の改善命令については、同条において準用する第25条の2第1項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(新設)

物の使用停止命令等が発動されないものとする。

(45) 法第84条第1項において準用する法第61条第3項のガス工作物の移転、使用停止命令等

(新設)

法第84条第1項において準用する法第61条第3項のガス工作物の移転、使用停止命令等については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(46) 法第84条第1項において準用する法第64条第3項の保安規程の変更命令

(新設)

法第84条第1項において準用する法第64条第3項の保安規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(47) 法第84条第1項において準用する法第67条のガス主任技術者の解任命令

(新設)

法第84条第1項において準用する法第67条のガス主任技術者の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(48) 法第84条第1項において準用する法第68条第5項の工事計画の廃止命令等

(新設)

法第84条第1項において準用する法第68条第5項の工事計画の廃止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。

(49) 法第84条第1項において準用する法第68条第6項の工程中検査の受検命令

(新設)

法第84条第1項において準用する法第68条第6項の工程中検査の受検命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(削る)

(52) 法第37条の8の規定によるガス工作物の修理、使用停止命令については、同条において準用する第28条第2項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないもの

(削る)

とする。

(53) 法第37条の8の規定によるガス工作物の移転、使用停止等については、同条において準用する第28条第3項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(削る)

(54) 法第37条の8の規定による保安規程の変更命令については、同条において準用する第30条第3項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(削る)

(55) 法第37条の8の規定によるガス主任技術者の解任命令については、同条において準用する第36条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(削る)

(56) 法第37条の8の規定による工事計画の廃止命令等については、同条において準用する法第36条の2第5項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。

(削る)

(57) 法第37条の9第2項の規定による大口供給に係る届出の内容の変更又は中止命令については、同項において法第37条の7の3第4項を準用していることから、具体的な処分の基準に関しては、上記(46)を準用することとする。

(削る)

(58) 法第37条の10の規定による業務方法の改善命令については、同条において準用する第25条の2第1項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(削る)

(59) 法第37条の10の規定によるガス工作物の修理、使用停止命令については、同条において準用する第28条第2項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(50) 法第85条第3項のガス導管事業者に対する協議の開始又は再開の命令
法第85条第3項のガス導管事業者に対する協議の開始又は再開の命令については、同条に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(51) 法第89条第3項のガス製造事業者に対するガス受託製造約款の変更命令
法第89条第3項のガス受託製造約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、次のような場合とする

① 法第89条第3項第1号関係
「ガス受託製造約款によりガス受託製造の役務の提供を受けようとする者が当該役務を受けることを著しく困難にするおそれ」の有無の判断に当たっては、例えば、ガス受託製造に係る料金がガス受託製造の役務の提供を受けようとする者が自ら液化ガス貯蔵設備等を設置してガスを製造する場合に要するコストよりも、ガス受託製造の役務の提供を受けてガスを製造する場合のコストが著しく高くなる場合等著しく高水準か否か、工事に関する費用の負担の方法が明らかに非合理的であるか否か

(60) 法第37条の10の規定によるガス工作物の移転、使用停止等については、同条において準用する第28条第3項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(61) 法第37条の10の規定による保安規程の変更命令については、同条において準用する第30条第3項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(62) 法第37条の10の規定によるガス主任技術者の解任命令については、同条において準用する第36条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(63) 法第37条の10の規定による工事計画の廃止命令等については、同条において準用する法第36条の2第5項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。

(新設)

(新設)

を判断するものとする。

② 法第89条第3項第2号関係

「料金の額の算出方法が適正かつ明確」の有無の判断に当たっては、例えば、費用項目として受入設備、貯蔵設備等に係る料金を算定するに当たっての指標が明確に定められているか否かを判断するものとする。

③ 法第89条第3項第3号関係

「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするもの」の有無の判断に当たっては、例えば、液化ガスの成分、引受条件等の基準がガス製造事業者自らがガスを製造する場合に照らして著しく高水準か否かを判断するものとする。

(52) 法第89条第5項のガス製造事業者に対するガス受託製造命令

(新設)

法第89条第5項のガス製造事業者に対するガス受託製造命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、次のような正当な理由なくガス受託製造を拒んだ場合とする。

① 第三者が、ガス製造事業者のLNG基地における栈橋、タンク、気化器などの余力の範囲を超えて第三者利用を行おうとすることにより、ガス製造事業者が行う事業の遂行に支障を生じさせるおそれがある場合

② 第三者が持ち込もうとするLNGの品質がガス製造事業者のLNGの品質と著しく異なることにより、当該LNG基地の運営に支障を生じさせるおそれがある場合

③ 災害その他非常の事態が発生したために保安を確保する必要があり、ガス製造事業者が行う事業に支障が生じている場合など、ガス受託製造を行うことができない場合

(53) 法第92条第2項のガス製造事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令

(新設)

法第92条第2項のガス製造事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令については、同条第1項の規定に基づき、個々の事例ごとに判断するものであるが、例えば、「適正なガス取引についての指針」(別添3)第二部Ⅲ2(1)イ「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」③に記載するように、ガス受託製造に関し、特定の者に対して不当に高い料金を設定する場合等とする。

(54) 法第94条のガス製造事業者に対する業務改善命令

(新設)

法第94条のガス製造事業者に対する業務改善命令の基準については、同条に命令の基準が規定されているところであるが、例えば、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から必要な調整力を供出することを求められた場合において、正当な理由なくこれを拒否する場合等とする。

(55) 法第96条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等

(新設)

法第96条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等については、同

項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。

(56) 法第96条第3項のガス工作物の移転、使用停止命令等

法第96条第3項のガス工作物の移転、使用停止命令等については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(新設)

(57) 法第97条第3項の保安規程の変更命令

法第97条第3項の保安規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(新設)

(58) 法第100条のガス主任技術者の解任命令

法第100条のガス主任技術者の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(新設)

(59) 法第101条第5項の工事計画の廃止命令等

法第101条第5項の工事計画の廃止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。

(新設)

(60) 法第101条第6項の工程中検査の受検命令

法第101条第6項の工程中検査の受検命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、審査基準は作成しない。

(新設)

(61) 法第105条において準用する法第21条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等

法第105条において準用する法第21条第2項のガス工作物の修理、使用停止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。

(64) 法第38条第2項の規定によるガス工作物の修理、使用停止命令については、同条において準用する第28条第2項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定によるガス工作物の使用停止命令等が発動されないものとする。

(62) 法第105条において準用する法第31条のガス主任技術者の解任命令

法第105条において準用する法第31条のガス主任技術者の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(63) 法第105条において準用する法第32条第5項の工事計画の廃止命令等

法第105条において準用する法第32条第5項の工事計画の廃止命令等については、同項の規定に基づき、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス工作物技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。

(64) 法第112条第3項の指定試験機関の試験事務規程の変更命令

法第112条第3項の指定試験機関の試験事務規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(65) 法第116条の指定試験機関に対する役員の解任命令

法第116条の指定試験機関に対する役員の解任命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(66) 法第119条の指定試験機関に対する適合命令等

法第119条の指定試験機関に対する適合命令等については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(67) 法第120条の指定機関の指定の取消し等

法第120条の指定試験機関の指定の取消し等については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(68) 法第132条の登録ガス工作物検査機関に対する適合命令

法第132条の登録ガス工作物検査機関に対する適合命令については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(69) 法第133条の登録ガス工作物検査機関に対する改善命令

法第133条の登録ガス工作物検査機関に対する改善命令については、

(65) 法第38条第2項の規定によるガス主任技術者の解任命令については、同条において準用する第36条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(66) 法第38条第2項の規定による工事計画の廃止命令等については、同条において準用する法第36条の2第5項の規定に基づき、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」及び「ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示」を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス工作物技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による工事計画の廃止命令等が発動されないものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(70) 法第134条の登録ガス工作物検査機関の登録の取消し等

法第134条の登録ガス工作物検査機関の登録の取消し等については、同条に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(71) 法第160条第3項の保安業務規程の変更命令

法第160条第3項の保安業務規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(72) 法第160条第5項において準用する同条第3項の一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対する保安業務規程の変更命令

法第160条第5項において準用する同条第3項の一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に対する保安業務規程の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(73) 法第161条の消費機器の基準適合命令

法第161条の消費機器の基準適合命令については、同条の規定に基づきガス事業法施行規則第202条を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、ガス消費機器技術基準の解釈例の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による基準適合命令が発動されないものとする。

II. ガス用品関係

第1 審査基準

(削る)

(1) 法第138条第2項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の販売等の承認

法第138条第2項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の販売等の承認の基準は、当該ガス用品が、大学、研究所等における実験用その他特定の需要家による特定の方法等での使用のために国内で販売され、一般消費者による使用のために販売されるものではないこととする。

(2) 法第145条第1項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の製造又は輸入の承認

法第145条第1項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の製造又は輸入の承認については、法第138条第2項第2号

(新設)

(新設)

(新設)

(67) 法第40条の3による消費機器の基準適合命令については、同条の規定に基づき施行規則第108条を基として個々の事例ごとに判断するものであるが、「ガス消費機器技術基準の解釈例」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による基準適合命令が発動されないものとする。

II. ガス用品関係

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

(1) 法第39条の3第2項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の販売等の承認

法第39条の3第2項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の販売等の承認の基準は、当該ガス用品が、大学、研究所等における実験用その他特定の需要家による特定の方法等での使用のために国内で販売され、一般消費者による使用のために販売されるものではないこととする。

(2) 法第39条の10第1項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の製造又は輸入の承認

法第39条の10第1項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の製造又は輸入の承認については、上記(1)の基準を準

の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の販売等の承認に係る基準を準用する。

(3) (略)

(4) 法第146条第1項の規定による国内登録ガス用品検査機関及び外国登録ガス用品検査機関の登録

法第146条第1項の規定による国内登録ガス用品検査機関及び外国登録ガス用品検査機関の登録（法第152条で準用する法第126条の規定による国内登録ガス用品検査機関及び外国登録ガス用品検査機関の登録の更新を含む。）については、法第151条第1項に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(削る)

(削る)

第2 処分の基準

(1) 法第148条の規定による届出事業者への改善命令

用する。

(3) (略)

(新設)

2. 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 名	標準処理期間
<u>法第39条の3第2項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の販売等の承認</u>	2週間
<u>法第39条の10第1項第2号の規定による輸出用以外の特定の用途に供するガス用品の製造又は輸入の承認</u>	2週間
<u>法第39条の11第1項の規定による国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の登録</u>	12週間（ただし、海外における実地調査に係る日数を除く。）
<u>用品省令別表第3の規定による略称又は記号の承認</u>	2週間

3. その他

法第39条の11第1項の規定による国内登録ガス用品検査機関及び外国登録ガス用品検査機関の登録（法第39条の14の4で準用する法第36条の19の規定による国内登録ガス用品検査機関及び外国登録ガス用品検査機関の登録の更新を含む。）については、法第39条の14の3第1項に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

第2 不利益処分の基準

(1) 法第39条の13の規定による届出事業者への改善命令

法第148条の規定による届出事業者への改善命令については、同条に該当していることを処分の基準とする。

- (2) 法第149条の規定によるガス用品への表示の禁止
法第149条の規定によるガス用品への表示の禁止については、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。
- (3) 法第153条第2項において準用する法第132条の規定による国内登録ガス用品検査機関への適合命令
法第153条第2項において準用する法第132条の規定による国内登録ガス用品検査機関への適合命令については、同条に該当していることを処分の基準とする。
- (4) 法第153条第2項において準用する法第133条の規定による国内登録ガス用品検査機関への改善命令（法第186条第4項において準用する同条第1項の申請があった場合に同条第4項において準用する同条第2項の規定により行う場合を含む。）
法第153条第2項において準用する法第133条の規定による国内登録ガス用品検査機関への改善命令については、同条に処分の基準が定められているが、法第153条第1項中「正当な理由」とは、天災により設備が破損していること、所定の検査料金の支払いがないこと等をいい、同条第2項において準用する法第127条第2項中「公正に」とは、検査の料金、検査の順序等について不当な差別的取扱いがないこと等をいう。
- (5) 法第153条第2項において準用する法第134条の規定による国内登録ガス用品検査機関の登録の取消し等
法第153条第2項において準用する法第134条の規定による国内登録ガス用品検査機関の登録の取消し等については、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。
なお、同条第2号中、第127条の規定については、法第153条第2項において準用する法第133条の規定による国内登録ガス用品検査機関への改善命令に係る解釈を準用する。
- (6) 法第156条の規定による外国登録ガス用品検査機関の登録の取消し
法第156条の規定による外国登録ガス用品検査機関の登録の取消しについては、同条第1項各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。
なお、同条第1項第2号中、第127条の規定については、法第153条第2項において準用する法第133条の規定による国内登録ガス用品検査機関への改善命令に係る解釈を準用する。
- (7) 法第157条の規定による災害防止命令

法第39条の13の規定による届出事業者への改善命令については、同条に該当していることを処分の基準とする。

- (2) 法第39条の14の規定によるガス用品への表示の禁止
法第39条の14の規定によるガス用品への表示の禁止については、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。
- (3) 法第39条の15第2項において準用する法第36条の24の規定による国内登録ガス用品検査機関への適合命令
法第39条の15第2項において準用する法第36条の24の規定による国内登録ガス用品検査機関への適合命令については、同条に該当していることを処分の基準とする。
- (4) 法第39条の15第2項において準用する法第36条の25の規定による国内登録ガス用品検査機関への改善命令（法第51条の2第1項の申請があった場合に同条第2項の規定により行う場合を含む。）
法第39条の15第2項において準用する法第36条の25の規定による国内登録ガス用品検査機関への改善命令については、同条に処分の基準が定められているが、法第39条の15第1項中「正当な理由」とは、天災により設備が破損していること、所定の検査料金の支払いがないこと等をいい、同条第2項において準用する法第36条の20第2項中「公正に」とは、検査の料金、検査の順序等について不当な差別的取扱いがないこと等をいう。
- (5) 法第39条の15第2項において準用する法第36条の26の規定による国内登録ガス用品検査機関の登録の取消し等
法第39条の15第2項において準用する法第36条の26の規定による国内登録ガス用品検査機関の登録の取消し等については、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。
なお、同条第2号中、第36条の20の規定については、上記(4)の解釈を準用する。
- (6) 法第39条の17の規定による外国登録ガス用品検査機関の登録の取消し
法第39条の17の規定による外国登録ガス用品検査機関の登録の取消しについては、同条第1項各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。
なお、同条第1項第2号中、第36条の20の規定については、上記(4)の解釈を準用する。
- (7) 法第39条の18の規定による災害防止命令

法第157条の規定による災害防止命令については、同条に処分の規定が定められているが、「当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認める」場合とは、例えば、技術基準に適合しないガス用品が販売されること等により、当該ガス用品の製造工程の改善を命ずること等ではそのような事故が不特定多数の者について発生することを防止できず、当該製品の回収を命ずること等の対応が必要であると認められる場合をいう。

(8) 法第173条第1項の規定によるガス用品の提出

法第173条第1項の規定によるガス用品の提出については、同項に処分の基準が定められているが、「その所在の場所において検査をさせることが著しく困難である」とは、その場所に検査設備がない場合、検査に長時間を必要とする場合、検査設備が大規模又は精密なものであるためその場所に搬入することが困難である場合等をいう。

別添1 一般ガス導管事業託送供給約款料金審査要領

別添2 ガスの小売営業に関する指針

別添3 適正なガス取引についての指針

法第39条の18の規定による災害防止命令については、同条に処分の規定が定められているが、「当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認める」場合とは、例えば、技術基準に適合しないガス用品が販売されること等により、当該ガス用品の製造工程の改善を命ずること等ではそのような事故が不特定多数の者について発生することを防止できず、当該製品の回収を命ずること等の対応が必要であると認められる場合をいう。

(8) 法第47条の2第1項の規定によるガス用品の提出

法第47条の2第1項の規定によるガス用品の提出については、同項に処分の基準が定められているが、「その所在の場所において検査をさせることが著しく困難である」とは、その場所に検査設備がない場合、検査に長時間を必要とする場合、検査設備が大規模又は精密なものであるためその場所に搬入することが困難である場合等をいう。

(別添1)

一般ガス導管事業託送供給約款料金審査 要領

< 目 次 >

第1章 総則

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第1節 基本的考え方

第2節 営業費

第3節 事業報酬

第4節 控除項目

第5節 比較査定

第6節 導管と小売の業務区分

第7節 自助努力の及ばない費用の変動時における原価等の算定の特例

第3章 効率化努力目標額の算定

第4章 「料金の計算」に関する審査

第1節 「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること」に関する審査

第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

第3節 事業譲渡等に伴う託送供給約款料金の変更に係る審査

一般ガス導管事業託送供給約款料金審査要領

第1章 総則

1. 基本方針

ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）第48条第1項本文及び第2項の規定に基づき、同項に規定する一般ガス導管事業者（以下単に「一般ガス導管事業者」という。）が定める託送供給約款の認可に当たっては、この要領に従って審査を行うものとする。

- (1) この審査に当たっては、認可の申請がなされた託送供給約款料金が、ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第22号。以下「算定規則」という。）に則って算定されていることを前提とする。
- (2) 算定規則第2条における「一般ガス導管事業等（一般ガス導管事業（最終保障供給を行う事業を除く。）及び法第55条第1項に規定する特定ガス導管事業をいう。）を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額」については、一般ガス導管事業者が申請した原価等について、その適正性を審査するものとする。
- (3) 算定規則における「託送供給約款認可料金の算定」（算定規則第14条）については、料金が定率又は定額をもって明確に定められるとともに、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものとなっていないか否かを審査するものとする。
- (4) これらの審査の結果については、認可申請を行った一般ガス導管事業者（以下「申請一般ガス導管事業者」という。）に対して指摘するものとする。
- (5) この指摘を踏まえ、申請一般ガス導管事業者が申請を適正に補正したと認められる場合の当該申請に係る託送供給約款料金は、法第48条第4項の認可基準に適合していると認められるものとする。

2. 用語の意義

この要領において使用する用語は、法、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）、算定規則及びガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）において使用する用語の例による。

3. 原価算定期間

算定規則第2条第1項に規定する原価算定期間については、原則として3年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年間とすることも認める。

第2章 「原価等の算定」に関する審査

法第48条第4項第1号に規定する「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な

利潤を加えたものであること。」についての審査は、以下の観点から行うこととする。

第1節 基本的考え方

1. 各費用について、原価として認めることが適当であるか否か、また、申請者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定された額であるか否かについて審査する。
2. 契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。
3. 資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の一般ガス導管事業者によるコスト削減の状況等を踏まえつつ、コスト削減効果が適正に見込まれているか確認する。
4. 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、一般ガス導管事業等を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用など、一般ガス導管事業等を遂行するために必要であると認められないものについては、原価への算入を認めない。
また、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない。
5. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

第2節 営業費

算定規則第4条及び第5条の規定に基づいて申請一般ガス導管事業者が算定した営業費等は、営業費等の項目ごとに、算定規則第4条及び第5条に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否か、各項目の額が互いに又はその他の金額との関係において整合的か否か、並びに事業者が適切な効率化努力を行うことを前提として算定した額であるか否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めるとともに、値上げ認可時については、次のとおり審査するものとする。

1. 労務費については、適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かについて、特に以下の観点から個別に審査する。生産性の低い事業者については、第5節に記載する比較査定により追加的に効率化を求める。

- (1) 人員計画については、経費人員数の妥当性を確認するとともに、他の一般ガス導管事業者と比べて、1人当たりの生産性の水準が低い場合には、当該申請一般ガス導管事業者の個別事情を勘案しつつ査定を行う。
- (2) 役員数については、最大限の効率化努力を前提に、一般ガス導管事業等の業務の執行上必要不可欠なものとなっているかを確認する。
- (3) 従業員一人あたりの年間給与水準（給与、賞与等）については、「賃金構造基本統計調査」における常用労働者数区分における企業平均値を著しく上回らない範囲で、電気業、鉄道業、水道業等類似の公益企業の平均値と比較し、査定を行う（従業員1,000人未満の事業者にあつては、雇用の実態を考慮して査定を行う。）。査定に当たっては、地域間の賃金水準の差についても考慮する。役員給与や福利厚生費についても、同様の考え方を適用する。
- (4) 公営の一般ガス導管事業者に係る労務費については、運営母体の地方公共団体における給与水準と比較してその妥当性を確認する。

2. 修繕費については、算定規則別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否か、算定根拠が実績を踏まえて妥当であるか否かを確認する。

3. 設備関係費（減価償却費、固定資産除却費）

- (1) 設備投資について、①事業者の計画や正式な決定に基づくものであるか、②設備の現状等を踏まえて必要なものか、③設備投資の時期が適正か、④設備投資の数量等が過大となっていないか、⑤設備投資の単価が適切なコスト削減努力を実施することを前提に算定されているか等の観点から審査し、適正なものとなっていることを確認する。なお、経営効率化を評価するに当たっては、申請一般ガス導管事業者一律の基準を設けることなく、個別に査定を行う。設備の調達等に当たり、複数の調達先があるものについては、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなくそのまま原価として認める。
- (2) 減価償却費については、一般ガス導管事業等の運営にとって真に不可欠な設備と認められない不使用設備等に係るものについては、原価への算入を認めない。
- (3) 固定資産除却費のうち、除却損について、除却物品の帳簿原価から減価償却累計額等を控除した額から当該除却物品の全部又は一部について適正な売却価額の見積額を控除することを前提に原価への算入を認める。また、除却費用については、除却に要する工事費等が適正であるかを確認する。その他、改良工事等に伴う除却費用は、改良工事等の時期が適正であるかを確認し、当該改良工事等の実施が適正であると認められる場合には、原価への算入を認める。

4. 需給調整費については、調整力の確保に係る費用、必要調整力及び振替供給能力の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否か、算定規則別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。その際、事業報酬相当額

については、ガスの製造に係る資産の簿価及び製造設備能力に対する必要調整力の割合（以下単に「必要調整力の割合」という。）に応じて適正に算定されているか否か、法人税等相当額については、原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じて得た配当金及び利益準備金を基礎として算定した適正な法人税額、ガス事業に係るレートベースに対する製造部門に係るレートベースの割合並びに必要調整力の割合に応じて適正に算定されているか否かを確認する。

5. バイオガス調達費については、算定規則別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。その際、バイオガス調達量については、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）に基づく告示の利用目標を踏まえて妥当であるか否かを確認する。

6. 需要調査・開拓費

（1）需要調査費については、公募による入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなく原価への算入を認める。入札等を行わないものについては、個別査定を実施する。また、導管整備が相当程度進んでいると考えられる地域における需要調査分については、原価への算入を認めない。

（2）需要開拓費については、算定規則別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき、適正に算定されているかを確認する。その際、託送料金収入額増加額については、年間開発ガス量に基づき適切に算定されているか否か、年間開発ガス量の算定根拠が実績及び供給計画等を踏まえて妥当であるか否かを確認する。適正な見積額であるか否かについては、需要開拓に係る公募手続等が公平性・透明性のある形で確実に実施される見込みがあるか、需要開拓に係る一件当たりの支払額は適正か、導管整備が相当程度進んでいると考えられる地域における需要開拓分まで含んでいないか等の観点から審査する。

7. 事業者間精算費

算定規則別表第1第1表（1）に掲げる方法に基づき適正に算定されているか否かを確認する。

8. その他の諸経費（消耗品費、委託作業費、試験研究費、需要開発費、雑費等）については、入札等を行うことを原則とし、入札等を経たものは査定を行うことなく原価への算入を認める。入札等を行わないものについては、個別査定を実施する。

ア. 需要開発費については、メディア等におけるイメージ広告については、原価への算入を認めない。ただし、インターネットやパンフレット等を利用した託送料金メニューの周知、需要家にとってガスの安全に関わる周知といった公益的な目的から行う情報提供については原価に算入することを認める。また、経年内管の取替促進のように、保安の確保の観点から行う活動に係る費用負担であるといった合理的な理由がある場

合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

- イ. 雑費のうち寄付金及び団体費については、原価への算入を認めない。ただし、災害時における共同復旧活動、保安レベルの維持・向上への取組み（保安に係る指針・基準等の策定、内管工事資格制度の運営、各種講習会の開催等）、資材の共同調達等個々の事業者では実施できないような活動を行う団体（一般社団法人、事業協同組合等）への加盟に係る費用負担であるといった合理的な理由がある場合には、算定の額及び内容を公表することを前提に原価への算入を認める。

第3節 事業報酬

算定規則第6条の規定に基づいて申請一般ガス導管事業者が算定した事業報酬については、第1節の基本的考え方を踏まえ、以下の観点から、その適正性を審査することとする。

1. レートベース

算定規則別表第1第2表に基づき適正に算定されているか否かを確認する。

2. 事業報酬率

算定規則別表第1第2表に基づき、経済産業大臣が別に告示する値を用いて、適正に算定されているか否かを審査する。

第4節 控除項目

算定規則第7条の規定に基づいて申請一般ガス導管事業者が算定した控除項目については、契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請一般ガス導管事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かを審査するものとする。

第5節 比較査定

- (1) 申請一般ガス導管事業者が申請した原価等については、第2節、第3節及び第4節に定めるところにより、その適正性を審査した上で、当該申請一般ガス導管事業者及び他の一般ガス導管事業者が申請した原価等を勘案して経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行い、次章に定める方法に基づき効率化努力目標額を算定するものとする。ただし、新設事業者については、比較査定を行わないものとする。
- (2) 上記(1)の規定により算定した効率化努力目標額については、当該効率化努力目標額及びこれを事業者の算定した原価等から差し引いた額を査定額として事業者に示すものとする。

第6節 導管と小売の業務区分

- (1) 営業費の審査に当たっては、営業所等で小売部門と導管部門が一体的に行っている業務について、業務の性質に応じてガス小売事業に関連する業務と一般ガス導管事業等に関連する業務に分類されていることを確認する。
- (2) 供給販売費をガス小売事業分と一般ガス導管事業等分に按分して営業費を算定している場合には、例えば業務量調査等の結果をもとに算出される按分が妥当であることを確認する。
- (3) 営業所等の業務内容について、標準的な業務及び業務区分（導管、小売、共通）は、以下の内容を確認する。

業務内容	具体的な業務内容	整理の考え方	業務区分
検針	検読・指示数確認	検針作業は、導管業務のため	導管
	検針票投函	検針結果の通知は、小売料金の通知業務であるため	小売
集金	小売料金算定	小売料金の算定に係る業務のため	小売
	小売料金請求・収納	小売料金の請求・収納に係る業務のため	小売
	小売料金督促	小売料金の支払督促に係る業務のため	小売
保安	内管漏洩検査	内管漏洩検査は、導管業務のため	導管
	消費機器保安調査・周知	消費機器保安調査・周知は、小売業務のため	小売
	緊急保安	緊急保安は、導管業務のため	導管
開閉栓	物理的な開閉栓作業	ガスメーターの開閉栓作業は、小売業務のため	小売
	検読・指示数確認	検針作業は、導管業務のため	導管
	内管漏洩検査	内管漏洩検査は、導管業務のため	導管
	消費機器保安調査・周知	消費機器保安調査・周知は、小売業務のため	小売
	小売料金・サービスの説明	小売の料金・サービス説明に係る業務のため	小売
受付	検針の受付・問合せ	検針作業は、導管業務のため	導管
	定期保安・開閉栓の受付・問合せ	受付内容に導管と小売の要素が混在しているため	共通
	小売料金の問合せ	小売料金の問合せに係る業	小売

		務のため	
	機器の問合せ	消費機器に係る業務は、小売業務のため	小売

第7節 自助努力の及ばない費用の変動時における原価等の算定の特例

上記第1節から第6節までの規定にかかわらず、算定規則第15条第1項の規定により原価が算定され、申請されたときは、原価等の算定に関する審査については、算定規則第15条に定める方法に基づき適正に算定しているか否かにつき、必要な説明を求めて審査するものとする。

第3章 効率化努力目標額の算定

1. グルーピング

全事業者を①経営形態（私营、公営の別）、②地域性の2つのメルクマールを中心に、少数化を回避するため、一部需要構成（メーター取付数）の類似性も勘案し、類似の事業者群ごとにグルーピングを行った上で、同一グループの事業者について、以下に掲げる方法により、効率化への取組み度合いについての比較を行うものとする。

なお、上記の考え方に従って行ったグルーピングの内容は、別表第1のとおりとする。

2. 比較原価項目群及び比較指標

比較の対象とする一般ガス導管事業等に係る原価等のうち、修繕費、租税課金（法人税等を含む。）、需給調整費、バイオガス調達費、需要調査・開拓費、事業者間精算費及び事業者間精算収益（控除項目）を除く原価項目群を「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の2つの原価項目群（以下「比較原価項目群」という。）に区分し、需要量および想定連結託送供給ガス量の合計量（以下「合計ガス需要量」という。）で除した合計ガス需要量当たり原価で比較することとする。

(1) 設備投資関連費用は、次に掲げるものとする。

- ア. 減価償却費（一般管理費に係るものを除く。）
- イ. 事業報酬（固定資産に係るものに限る。）
- ウ. 固定資産除却費（一般管理費に係るものを除く。）
- エ. 控除項目のうち償却費、支払利息等に相当する項目

(2) 一般諸経費は、次に掲げるものとする。

- ア. 労務費
- イ. 諸経費のうち電力料、水道料、使用ガス費、消耗品費、運賃、旅費交通費、通信費、保険料、賃借料、委託作業費、試験研究費、教育費、需要開発費、たな卸減耗費、貸倒償却、雑費、一般管理費（減価償却費及び固定資産除却費を含む。）
- ウ. 控除項目のうち比較対象除外項目に相当するもの及び設備投資関連費用としたもの

外のすべての項目

3. 比較方法

比較は、「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の2つの比較原価項目群につき、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 水準比較

事業者ごとの審査後の原価等に占める「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の2つの比較原価項目群につき、後述の(4)に基づいて、合計ガス需要量当たり原価を求めてそれぞれグループ内で比較し、点数評価を行うこととする。

(2) 変化率比較

事業者ごとの審査後の原価等に占める「設備投資関連費用」及び「一般諸経費」の2つの比較原価項目群につき、後述の(4)に基づいて、変化率を求めてそれぞれグループ内で比較し、点数評価を行うこととする。ただし、直近の料金改定以後の経過期間に差が存する場合には、経過月数を加味することにより同一グループ内の他の事業者との比較において公平を期すよう調整することとする。

(3) 補正

(1)及び(2)の比較については、事業者の経営効率化努力のみによっては解決し難い特殊要因に関して、次に定めるところにより補正を行うものとする。

① 個別補正

ア. 大規模投資

特殊な性格を持つ幹線導管の敷設等に係る投資が、当該投資を除く過去3か年の平均投資額の40パーセントを超えることとなる場合には、当該投資に係る減価償却費について、定率法による減価償却費と定額法による減価償却費との差額を比較原価項目群からあらかじめ控除するものとする。

なお、公営事業者の場合は、減価償却費に加え、当該補正対象設備の取得に要する資金に係る原価算定期間中の支払利息についても、減価償却費と同一の補正率により補正を行うものとする。

イ. マイコンメーター

原価算定期間中に予定しているマイコンメーターの取付件数が当該事業者の全メーター取付数の10パーセントを超えている場合には、当該超過部分について、当該事業者の平均的な1個当たりマイコンメーター原価で算定した額を比較原価項目群からあらかじめ控除するものとする。

② 共通補正

グループ内のすべての事業者の各比較原価項目群について、次の指標を用いて、統計分析に基づいた数的な処理(回帰分析)により補正を行うこととし、グループ別の具体的な補正係数は申請後適宜公表するものとする。

<設備投資関連費用>

ア. 需要構成

- イ. 需要原単位
- ウ. 需要の伸び
- <一般諸経費>
- ア. 需要規模
- イ. 需要原単位
- ウ. 需要の伸び

(4) 比較指標

i) 申請一般ガス導管事業者

効率化努力目標額を算定するための単価の水準及び変化率は以下のとおりとする。

① 単価の水準

申請原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請原価算定期間中の合計ガス需要量×共通補正係数

② 単価の変化率

申請原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請原価算定期間中の合計ガス需要量÷直近の認可を受けた託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／直近の認可を受けた託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量

ただし、申請原価算定期間の初日から過去3年間(以下「基準比較期間」という。)において認可を受けた託送料金が適用されていない場合は、以下のとおりとする。

申請原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請原価算定期間中の合計ガス需要量÷直近の届出を行った託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／直近の届出を行った託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量

ii) 比較一般ガス導管事業者(申請一般ガス導管事業者以外の同一グループ内における一般ガス導管事業者をいう。以下同じ。)

単価の水準及び変化率は以下のとおりとする。

① 単価の水準

申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量×共通補正係数

② 単価の変化率

申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金が実施

される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量÷申請一般ガス導管事業者が直近に認可を受けた託送料金
が実施された時点において適用された比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請一般ガス導管事業者が直近に認可を受けた託送料金
が実施された時点において適用された比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量

ただし、次の（イ）から（ハ）までの場合については、それぞれに定める方法により算定するものとする。

- （イ）基準比較期間の末日（時系列では初日。以下同じ。）において、申請一般ガス導管事業者の直近の認可を受けた託送料金が適用されている場合

申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金
が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金
が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量÷基準比較期間の末日において適用された比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／基準比較期間の末日において適用された比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量

- （ロ）基準比較期間において、申請一般ガス導管事業者の直近の認可を受けた託送料金が適用されておらず、申請一般ガス導管事業者の直近の届出を行った託送料金が実施された時点が基準比較期間に含まれる場合

申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金
が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金
が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量÷申請一般ガス導管事業者が直近に届出を行った託送料金
が実施された時点において適用された比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請一般ガス事業者が直近に届出を行った託送料金
が実施された時点において適用された比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量

- （ハ）基準比較期間において、申請一般ガス導管事業者の直近の認可を受けた託送料金が適用されておらず、申請一般ガス導管事業者の直近の届出を行った託

送料金が実施された時点が基準比較期間に含まれない場合

申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／申請一般ガス導管事業者が申請する託送料金が実施される時点において適用される比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量÷基準比較期間の末日において適用された比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の個別補正後の設備投資関連費用又は一般諸経費／基準比較期間の末日において適用された比較一般ガス導管事業者の託送料金の原価算定期間中の合計ガス需要量

申請一般ガス導管事業者が複数の場合において、申請一般ガス導管事業者ごとに単価の変化率の算定における申請原価との比較対象となる基準日（以下「起算日」という。）が異なる場合には、各起算日のうち、最も直近の時点を全ての申請一般ガス導管事業者及び比較一般ガス導管事業者において共通の起算日として適用し、単価の変化率を算定するものとする。

なお、上述の算定式における申請一般ガス導管事業者が直近に届出を行った託送供給約款に係る料金及び比較一般ガス導管事業者の託送供給約款に係る料金が届出上限値方式により算定されている場合は、直近の総括原価方式による託送供給約款に係る料金の算定時における設備投資関連費用又は一般諸経費から、それ以降に届出上限値方式により算定した託送供給約款料金引下げ原資のうち設備投資関連費用又は一般諸経費に係る額をそれぞれ減じて算定することとする。

（５）点数評価の方法及び分類方法

事業者間の水準比較及び変化率比較において行う点数評価は、比較原価項目群ごとに、水準及び変化率について、それぞれ最上位を100点、最下位を0点とし、その他は比例法で点数化するものとする。

その上で、比較原価項目群ごとに、水準比較と変化率比較で得られた点数を合計し、これに応じてグループ内事業者を次の3つに分類するものとする。

- ① 第Ⅰ類（今後、効率化が進んでいくと認められる事業者）
- ② 第Ⅱ類（今後、一層の効率化が進められていくことが期待される事業者）
- ③ 第Ⅲ類（今後、より一層の効率化が進められていくことが期待される事業者）

上記の分類を行うに際し基準となる点数は、グループ内の事業者数に応じ、別表第2のとおりとする。

4. 効率化努力目標額の算定

効率化努力目標額は、比較原価項目群ごとに算定した上で、これらを合計することによ

り算定するものとする。

その際、比較原価項目群ごとに設定する効率化努力目標額については、次のように算定するものとする。

- ① 第Ⅰ類：0円とする
- ② 第Ⅱ類：一層の経営効率化努力を促す観点から、補正後の比較原価項目群（入札等を実施した費用を除く。③において同じ。）に対し適正な一定の比率を乗じて算定するものとする。
- ③ 第Ⅲ類：より一層の経営効率化努力を促す観点から、補正後の比較原価項目群に対し適正な一定の比率（第Ⅱ類よりも大きな率）を乗じて算定するものとする。

なお、この適正な一定の比率については、当面、第Ⅱ類については0.5パーセント、第Ⅲ類については1パーセントとする。

5. 効率化努力目標額の原価等からの控除及び添付書類の補正の指示

上記4.により第Ⅱ類又は第Ⅲ類の評価をした事業者に対しては、算定規則様式第5第2表の機能別原価整理表（算定規則第10条第1項に規定する事業者にあつては、同規則様式第5第5表の減少事業報酬額減少後の機能別原価整理表）の合計（原価等）の下に効率化努力目標額の欄を設け、第Ⅱ類又は第Ⅲ類の評価に相当する額を記載すること、並びに様式第6を作成することを指示するものとする。

(別表第1)

	私営事業者		公営事業者
	行政区当たりメーター取付数 (15万件以上)	行政区当たりメーター取付数 (15万件未満)	
北海道 東北	①北海道	②室蘭、苫小牧、旭川、釧路東部、のしろ、八戸、塩釜、仙南、庄内中部、福島、山形、酒田天然	⑦ 由利本荘市、男鹿市、庄内町、仙台市
関東	東京、京葉、北陸、静岡	③青梅、足利、佐野、桐生、館林、伊勢崎、埼玉、本庄、入間、新発田、越後天然、蒲原、栄ガス組合、白根、吉田、松本、上田、諏訪、長野都市、新日本、西武、東京ガス山梨	上越市、柏崎市、見附市、小千谷市、糸魚川市、妙高市、魚沼市
		④武陽、昭島、東部液化石油、栃木、北日本、太田都市、	下仁田町、東金市、習志野市、白子町、

		武州、東彩、大東、角栄、 鷺宮、日高都市、幸手都市、 坂戸、松栄、伊奈都市、 大多喜、野田、東日本、京和、 日本瓦斯、小田原、秦野、 厚木、熱海、東海、島田、 中遠、袋井、武蔵野、湯河原、 御殿場、堀川産業	大網白里市、九十九里市、 長南町
中部 北陸 近畿	東邦 大阪	⑤中部、犬山、津島、大垣 高岡、日本海 河内長野、甲賀協同、 伊丹産業、大和、桜井、大武	大津市
中国 四国 九州 沖縄	広島 西部	⑥福山、水島、岡山、山口合同 四国 大牟田、高松、久留米、鳥栖、 佐賀、大分、加治木、 国分隼人、筑紫、九州、宮崎、 日本ガス 沖縄	

(別表第2)

1 グループ内の事業者が9社以下の場合

区分	区分基準点数
第Ⅰ類	122点以上200点以下
第Ⅱ類	78点以上121点以下
第Ⅲ類	0点以上 77点以下

2 グループ内の事業者が10～14社の場合

区分	区分基準点数
第Ⅰ類	121点以上200点以下
第Ⅱ類	79点以上120点以下
第Ⅲ類	0点以上 78点以下

3 グループ内の事業者が15～26社の場合

区分	区分基準点数
第Ⅰ類	120点以上200点以下
第Ⅱ類	80点以上119点以下

第 III 類	0 点以上 79 点以下
---------	--------------

4 グループ内の事業者が 27 社以上の場合

区分	区分基準点数
第 I 類	119 点以上 200 点以下
第 II 類	81 点以上 118 点以下
第 III 類	0 点以上 80 点以下

第 4 章 「料金の計算」に関する審査

第 1 節 「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること」に関する審査

法第 48 条第 4 項第 3 号に規定する「料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。」については、あらかじめ料金表等において明確に定められている定額基本料金、流量基本料金若しくは従量料金又はこれらを組み合わせたものをもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かを審査するものとする。

第 2 節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

法第 48 条第 4 項第 5 号に規定する「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、例えば、特定の者に過度に偏った負担を強いる料金になっていないか、合理的な考え方に基つかず公平性の観点から問題のある割引料金を設定していないか等の観点から審査するものとする。

第 3 節 事業譲渡等に伴う託送供給約款料金の変更に係る審査

事業譲渡等の場合における特例については、算定規則様式第 10 第 1 表及び第 2 表の内容を審査し、算定規則第 23 条第 2 項及び第 3 項に適合するか否かにつき審査するものとする。

ガスの小売営業に関する指針

平成29年1月制定
経済産業省

ガスの小売営業に関する指針

目次

序	ガスの小売営業に関する指針の必要性等	1
(1)	本指針の必要性及び構成	1
(2)	本指針を遵守すべき事業者	2
(3)	本指針で用いる用語の定義	2
1	需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為	4
(1)	一般的な情報提供	4
ア	問題となる行為	4
i)	料金請求の根拠を示さないこと	4
ii)	需要家の誤解を招く情報提供	4
イ	望ましい行為	4
i)	標準メニューの公表	4
ii)	平均的な月額料金例の公表	5
iii)	価格比較サイト等におけるガス小売事業者等以外の者による需要家の誤解を招く情報提供の訂正等	5
iv)	ガス料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記	5
v)	業務改善命令を受けた事実の公表	6
(2)	契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付	6
ア	問題となる行為	6
i)	供給条件の説明義務及び書面交付義務の不遵守	6
ii)	セット販売時の必要な説明及び契約締結前・締結後交付書面への記載の欠如	7
イ	望ましい行為等	8
i)	スイッチングの際の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明	8
ii)	需要家代理モデルにおける説明等	8
iii)	セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等	9
iv)	需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明	10

2	営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等	12
(1)	ガス事業法上許容されない営業・契約形態	12
ア	一括受ガスについて	12
(2)	ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為	13
ア	ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理のガス事業法上の位置づけ	13
イ	問題となる行為	15
i)	ガス小売事業者が媒介・取次・代理業者を利用する場合の営業活動の在り方	15
ii)	媒介・取次・代理業者の営業活動の在り方	15
iii)	取次ぎを行う際に遵守すべき事項	16
ウ	望ましい行為	17
(3)	ガス小売事業者のワンタッチ供給における問題となる行為	18
(4)	ガス小売事業者による業務委託における問題となる行為	19
3	小売供給契約の内容の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為	20
(1)	不明確なガス料金の算出方法	20
(2)	小売供給契約の解除における問題となる行為及び望ましい行為	20
ア	問題となる行為	20
i)	小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること	20
ii)	小売供給契約の解除を著しく制約する行為をすること	21
イ	望ましい行為	21
(3)	競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給	21
4	苦情・問合せへの対応の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為	22
(1)	苦情・問合せへの対応に関し問題となる行為	22
(2)	災害等によりガスの供給に生じた支障に関する問合せ対応に関して問題となる行為及び望ましい行為	22
ア	問題となる行為	22
イ	望ましい行為	22
i)	導管要因であることが明らかな供給支障への適切な対応	22
ii)	原因が不明な供給支障への適切な対応	23

5	小売供給契約の解除手続等の適正化の観点から問題となる行為	24
(1)	需要家からの小売供給契約の解除時の手続	24
i)	本人確認を行わないこと	24
ii)	解除に速やかに対応しないこと	24
※)	需要家からのクーリング・オフについての適切な対応	25
(2)	ガス小売事業者からの小売供給契約の解除時の手続	26
(3)	ガス小売事業者による小売供給契約の解除を伴わない供給停止時の手続	27
(4)	ガス導管事業者による託送供給契約の解除時の手続	27
	【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】	28
1	供給条件の説明	28
(1)	供給条件の説明の意義	28
(2)	供給条件の説明の程度及び方法	28
(3)	説明すべき事項	29
ア	原則	29
イ	説明事項の一部省略が認められる場合	31
i)	契約の更新の場合	31
ii)	軽微な変更以外の契約の変更の場合	31
iii)	契約の軽微な変更の場合	32
iv)	説明事項の一部省略が認められない場合	32
2	契約締結前の書面交付義務	32
(1)	契約締結前の書面交付義務の意義	32
(2)	遵守すべきルール	33
ア	契約締結前交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法	33
i)	原則	33
ii)	契約締結前交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合	33
イ	契約締結前の書面交付義務の例外的場合	33
i)	電話による説明を行う場合	33
ii)	契約の更新及び契約の軽微な変更の場合	34
ウ	契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法	34
i)	需要家の承諾を得る方法	34
ii)	具体的な提供方法	34

3	契約締結後の書面交付義務	36
(1)	契約締結後の書面交付義務の意義	36
(2)	遵守すべきルール	36
ア	契約締結後交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法	36
i)	原則	36
ii)	契約締結後交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合	37
イ	契約締結後の書面交付義務の例外的場合	37
ウ	契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法	38
i)	需要家の承諾を得る方法	38
ii)	具体的な提供方法	38

序 ガスの小売営業に関する指針の必要性等

(1) 本指針の必要性及び構成

平成26年4月11日に閣議決定された「エネルギー基本計画」においては、市場の垣根を撤廃し、電力システム改革と併せて、ガスシステム改革及び熱供給システム改革を一体的に推進する方針が示された。これを踏まえ、第189回通常国会において、①ガスの小売業への参入の全面自由化、②ガス料金の規制の撤廃に係る措置の整備、③ガス導管事業の中立性の確保等の措置を講ずるべく「電気事業法等の一部を改正する等の法律」が成立した。

平成29年4月1日、「電気事業法等の一部を改正する等の法律」の一部が施行され、従来は基本的に大口部門のみ自由化されていたガスの小売業への参入が、小口部門を含めて全面自由化されることとなった。

本指針は、小売の全面自由化に伴い、様々な事業者がガス事業に参入することを踏まえ、関係事業者がガス事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すものであり、これによって、ガスの需要家の保護の充実を図り、需要家が安心してガスの供給を受けられるようにするとともに、ガス事業の健全な発達に資することを目的とするものである。

具体的には、本指針は、①需要家への適切な情報提供、②営業・契約形態の適正化、③契約内容の適正化、④苦情・問合せへの対応の適正化、⑤契約の解除手続等の適正化の各項目について、原則として、需要家の利益の保護やガス事業の健全な発達を図る上で望ましい行為や、ガス事業法上問題となる行為（業務改善命令又は業務改善勧告が発動される原因となり得る行為）を示すとともに、一定の場合にはガス事業法上問題とならない旨を例示する。また、ガス小売事業者に課される供給条件の説明義務や契約締結前・締結後の書面交付義務に関するガス事業法の関連法令の詳細な解説を、後述の1(2)ア及び【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】に示している。

なお、本指針のルール等が関係する具体的なケースについては取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められるものであり、これらを網羅的にあらかじめ明らかにすることは困難である。したがって、問題や紛争が生じた場合に、本指針の趣旨・内容を勘案して個々の事案に応じて対応し、その判断の積み重ねが本指針の内容をより一層明確にしていくことになると考えられる。また、小売の全面自由化後においてもガスの供給に関するサービスの多様化・複雑化によりトラブルの内容や実態、競争環境も変化していく可能性がある。本指針についても、こうした状況を反映する必要があることから、今後のガスの小売業の環境変化に応じて適時適切に見直しを行っていくこととする。

(2) 本指針を遵守すべき事業者

本指針を遵守すべき主たる関係事業者は、ガス小売事業者及びその媒介・取次・代理業者である¹。

(3) 本指針で用いる用語の定義

以下の各用語は、本指針において以下に定める意味を有する。

- ・ 本指針：ガスの小売営業に関する指針
- ・ ガス事業法：電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）第5条による改正後のガス事業法（昭和29年法律第51号）
- ・ 小売登録省令：ガス小売事業の登録の申請等に関する省令（平成28年経済産業省令第85号）²
- ・ 媒介等：媒介、取次ぎ又は代理³
- ・ 媒介業者：小売供給契約の締結の媒介を業として行う者
- ・ 取次業者：小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者
- ・ 代理業者：小売供給契約の締結の代理を業として行う者
- ・ 媒介・取次・代理業者：媒介業者、取次業者又は代理業者
- ・ ガス小売事業者等：ガス小売事業者及び媒介・取次・代理業者
- ・ ガス導管事業者：一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者
- ・ 料金その他の供給条件：小売供給に係る料金（当該料金額の算出方法を含む）、料金の支払方法その他のガス事業法第14条第1項に基づきガス小売事業者等による説明が必要とされる小売供給に係る供給条件
- ・ 違約金等：需要家からの申出による小売供給契約の変更又は解除に伴う違約金その他の需要家の負担となるもの⁴
- ・ 業務改善命令：ガス事業法に基づく経済産業大臣の業務改善命令（ガス事業法第20条等）
- ・ 業務改善勧告：ガス事業法に基づく電力・ガス取引監視等委員会のガス事業者に対する勧告（ガス事業法第178条第1項）

¹ ただし、後述の4（2）及び5には、ガス導管事業者が遵守すべきルールを記載している。

² なお、小売登録省令に規定されている内容は、平成29年4月以降はガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）において定められる予定である。

³ 小売供給契約の締結の媒介・取次ぎ・代理のそれぞれの内容については後述の2（2）を参照されたい。また、需要家代理モデル、一括受ガス及びワンタッチ供給については、後述の1（2）イii）、2（1）ア及び2（3）を参照されたい。

⁴ 当該小売供給契約の変更又は解約に伴い、消費機器のリース契約等、別個の契約に係る違約金・精算金その他の需要家の負担となるものがある場合には、当該負担を含む。

- ・業務改善命令等：業務改善命令又は業務改善勧告
- ・契約締結前交付書面：ガス事業法第14条第2項に基づきガス小売事業者等による交付が必要とされる書面
- ・契約締結後交付書面：ガス事業法第15条第1項に基づきガス小売事業者等による交付が必要とされる書面
- ・契約締結前・締結後交付書面：契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面
- ・セット販売：ガスと他の商品・役務をセットで契約した場合に、料金の割引やキャッシュバック等が受けられるとする販売
- ・セット割引等：セット販売によって得られる料金の割引やキャッシュバック等
- ・スイッチング：需要家が自らに対して小売供給を行うガス小売事業者を他のガス小売事業者に切り替えること
- ・卸供給：ガスの卸売による供給
- ・卸売事業者：ガス小売事業者に卸供給を行う事業者
- ・旧簡易ガス事業者等：旧簡易ガスみなしガス小売事業者等、自ら導管の維持及び運用を行うガス小売事業者
- ・指定旧供給区域等小売供給等：指定旧供給区域等小売供給及び指定旧供給地点小売供給

1 需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為

(1) 一般的な情報提供

ア 問題となる行為

i) 料金請求の根拠を示さないこと

料金請求の根拠となるガス使用量等の情報について需要家が自ら把握することは困難である。このため、請求された料金が正しいかどうかを需要家が判断できるようにするためには、原則としてガス小売事業者が当該情報を需要家に示す必要がある。

このため、ガス小売事業者が、料金請求の根拠となるガス使用量等の情報を請求書への記載やウェブサイトでの閲覧を可能とすることなどの方法により需要家に示さないことは問題となる。

なお、取次業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、ガス小売事業者による指導・監督が適切でない場合には、ガス小売事業者自身の行為が問題となる。

ii) 需要家の誤解を招く情報提供

ガス小売事業者が、「当社のガスであれば供給に支障が生じにくい」、「当社と契約しないとガス漏れ等の緊急時対応が一切なくなる」など、需要家の誤解を招く情報提供によって自己のサービスに誘導しようとすることは、需要家の誤認に基づく選択を招きかねず、また、ガス小売事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあるため、問題となる。

なお、媒介・取次・代理業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、ガス小売事業者による指導・監督が適切でない場合には、ガス小売事業者自身の行為が問題となる。

イ 望ましい行為

i) 標準メニューの公表

ガス小売事業者が自ら、又はその媒介・取次・代理業者を通じて、一般消費者向けの定型的なメニューを標準メニューとして広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは望ましい。これにより、需要家が料金水準の適切性を判断しやすくなることが期待される。

なお、需要家の需要形態等に応じて様々なメニューが設定されることが想定されるため、標準メニューは各ガス小売事業者に1つと限られるものではない。できる限り、需要家に分かりやすいメニューを作成するとともに、定型化された契約条件の下で広く需要家に提供されているメニューは公表されることが望ましい。標準メニューを公表した場合でも、期間限定の割引料金を適用するなど、公表されているメニュー以外の供給条件による販売を行うことも許容される。

ii) 平均的な月額料金例の公表

ガス小売事業者が自ら、又はその媒介・取次・代理業者を通じて、一般消費者向けに平均的なガス使用量における月額料金例を公表することは、需要家が料金水準の適切性を判断することに資するため望ましい。

iii) 価格比較サイト等におけるガス小売事業者等以外の者による需要家の誤解を招く情報提供の訂正等

小売供給に関する情報を扱う価格比較サイトなどで、ガス小売事業者等以外の第三者によって虚偽又は需要家の誤解を招くなど問題になり得るガス小売事業者に係る情報提供が行われていることを当該ガス小売事業者が把握した場合には、当該ガス小売事業者は、速やかに当該情報の訂正を働きかけることが需要家の混乱や誤解を防止する観点から望ましい。

ただし、当該ガス小売事業者が、自らの広告媒体として用いている価格比較サイトなど小売供給に関する情報提供を行う媒体において、上記のような虚偽又は需要家の誤解を招く情報提供を把握したにもかかわらず、その状態を長期間にわたり不当に放置し、働きかけを行わない場合には、ガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。

iv) ガス料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記

小売全面自由化後、ガス小売事業者が締結する個別の小売供給契約において、ガス小売事業者がガス導管事業者に対して託送供給約款に基づき支払った導管その他の設備に関する工事費等を当該小売供給に係る料金に含めて回収することが考えられる⁵。

このような場合、ガス小売事業者は、ガス料金の透明性の確保の観点から、需要

⁵ このような小売供給契約を締結しようとする際にガス小売事業者が供給条件として説明すべき事項については、後述の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】の1 (3) アを参照されたい（特に小売登録省令第3条第1項第8号及び第12号に関する箇所）。

家への請求書、領収書等に当該工事費等の相当額を記載することが望ましい。

v) 業務改善命令を受けた事実の公表

ガス小売事業者が経済産業大臣からの業務改善命令（ガス事業法第20条）を受けた場合、当該事実を需要家が把握できるようにすることが需要家保護の観点から適当であることから、ガス小売事業者自身がその事実を公表することが望ましい。また、この場合、原則として、経済産業省もホームページ等において業務改善命令を発令した事実を公表するものとする。

(2) 契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付

ア 問題となる行為

i) 供給条件の説明義務及び書面交付義務の不遵守

ガス事業法では、ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約の締結又は媒介等をしようとするときは、料金その他の供給条件（需要家が解除を申し出た場合の違約金等の内容を含む。以下同じ。）について、需要家に対し説明することが義務付けられている（ガス事業法第14条第1項）。また、当該説明をするときは、需要家に対し、料金その他の供給条件を記載した契約締結前交付書面を交付しなければならない（ガス事業法第14条第2項及び第3項）。

さらに、ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約を締結したときは、遅滞なく、ガス小売事業者等の氏名及び住所、契約年月日、料金その他の供給条件を記載した契約締結後交付書面を交付しなければならない（ガス事業法第15条）。

これらの説明義務及び書面交付義務は、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する趣旨から設けられたものである。

ガス小売事業者等が、これらの説明義務及び契約締結前の書面交付義務に違反することは問題となる。

なお、ガス小売事業者等による供給条件の説明の方法や説明すべき事項、契約締結前・締結後交付書面において記載が必要な事項やその一部省略が認められる場合、情報通信技術を利用する方法による提供が認められる場合などの詳細については、後述の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】を参照されたい。

ii) セット販売時の必要な説明及び契約締結前・締結後交付書面への記載の欠如

小売の全面自由化後は、ガスと他の商品・役務のセット販売を行う事業者など、多様なサービスを提供する事業者が現れることが想定される。

① セット販売時の料金及びセット割引等の表示について

ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約を締結しようとする際に、「当該小売供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）」を説明し、これを契約締結前・締結後交付書面に記載しなければならない（ガス事業法第14条及び第15条並びに小売登録省令第3条第1項第7号及び第7項並びに第4条第2項第3号）。このため、ガスと他の商品・役務のセット販売を行う場合も、ガス料金の額の算出方法については明示する必要がある。これに対して、セット割引等のガス料金への配分金額については、これを常に明示させるとすれば、「ガスと他の商品・役務のセットで毎月●●円割引」といった料金メニューの設定が困難となり、自由な商品開発の妨げになると考えられる。このため、セット割引等のガス料金への配分金額については、これを明示する必要まではない。

<セット販売の説明時における料金算定方法の明示の例>

ガス料金	他の商品の料金	セット販売による割引
基本料金：1000円/月	基本料金：2000円/月	割引額：1000円/月 (ガス料金への配分額の明示は不要)
従量料金：a円/m ³	従量料金：b円/●	

※ガス料金の請求書においても、上記の料金算定方法をもとに、ガス使用量及びガスの基本料金・従量料金の金額等を示せば、セット割引のガス料金への配分金額を示す必要まではない。なお、これらに加えて託送料金相当金額を示すことが望ましい。

② セット販売時に求められる説明及び契約締結前・締結後交付書面の記載

セット販売においては、商品・役務ごとに契約先となる事業者が異なることを需要家が十分に理解していない、知らない間に他の商品・役務も契約したことになっていた、広告どおりのキャッシュバックが支払われない（キャッシュバックを行う責任主体が誰かが曖昧である）などの問題が生じる懸念がある。

需要家保護という説明義務・書面交付義務の趣旨からすれば、ガス小売事業者等は、セット販売を行う場合には、以下の説明や書面交付を行うことが求められ、ガス小売事業者等が、このような説明・書面交付を行わないことは問題となる。

- (ア) セット販売される商品・役務とガスの小売供給とで契約先が異なるときはその旨を適切に説明すること
- (イ) どのような条件で料金割引等が適用されるのか（どの商品・役務とセットで購入することで料金割引が適用されるのか、セット販売されるうちの一部の商品・役務に係る契約を解除した場合に適用が無くなるのか等）を需要家に対し分かりやすく説明すること
- (ウ) キャッシュバック（現金還元）等を行うときは、誰が責任を持ってどのような手続でキャッシュバック等を行うのかを明示すること
- (エ) 契約締結前・締結後交付書面に上記各事項を記載すること

イ 望ましい行為等

i) スイッチングの際の旧小売供給契約に関する解除及び違約金等の説明

需要家がスイッチングをする場合、切替え前のガス小売事業者との間の小売供給契約（以下「旧小売供給契約」という。）の解除が必要となり、また当該解除に伴い違約金等が発生することがあり得るが、需要家がこれらを認識しないままスイッチングをしてしまう事態が想定される。このため、切替え後のガス小売事業者は、当該需要家に対し、供給条件の説明の際、旧小売供給契約の解除が必要となること及び当該解除の条件によっては、解除により違約金等の発生等の需要家の負担が生じる可能性があることを説明することが望ましい。これにより、需要家が旧小売供給契約の解除の必要性及び解除に伴う負担についても十分認識した上でスイッチングをするかどうかを判断できるようになることが期待される。

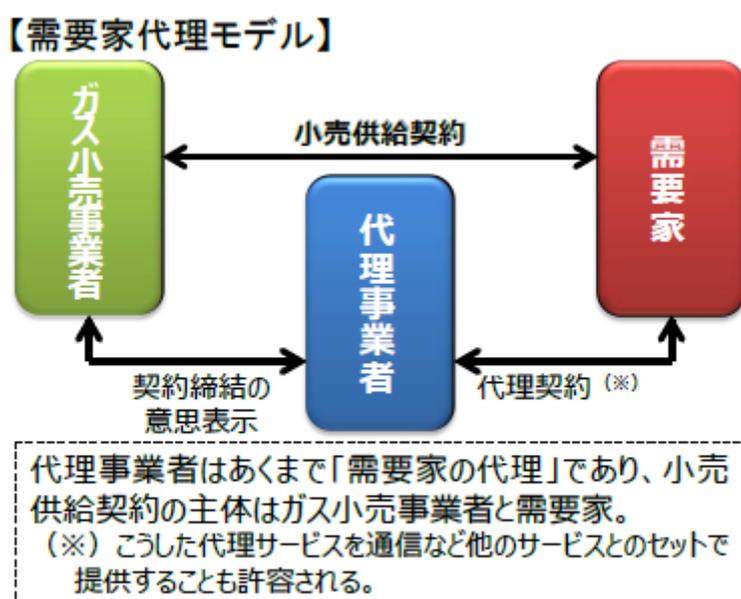
また、他のエネルギーからいわゆる都市ガスへエネルギー源を切替える場合などには、既存設備の撤去等が必要になる可能性がある。こうした切替手続が円滑に進むことを確保する観点から、切替え先のガス小売事業者が需要家に対して、上記同様の説明に加え、切替え前の事業者との間の他のエネルギーの供給契約上の解除の条件によっては、一定期間前に当該切替え前の事業者に対して解除を通知する必要が生じる可能性がある旨を説明することが望ましい。

ii) 需要家代理モデルにおける説明等

需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理であって、小売供給契約の主体はガス小売事業者と当該需要家であることから、このような営業・契約形態は、ガス事業法上の規制の対象外である。

需要家代理モデルの場合、需要家との小売供給契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、ガス小売事業者がガス事業法上の責任を負っているが、ガス事業法の規制の対象外であるからといって、需要家の代理事業者が需要家に適切な情報提供をしないことによって、需要家の利益が害されることがあってはならない。そこで、需要家代理モデルにおける代理事業者は、本指針に定められたガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望ましい。これにより、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないうちに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境が整備されることが期待される。

以下に、需要家代理モデルのモデル図を示す。



iii) セット販売に係る複数の契約の契約期間が異なる場合における解除の条件の説明等

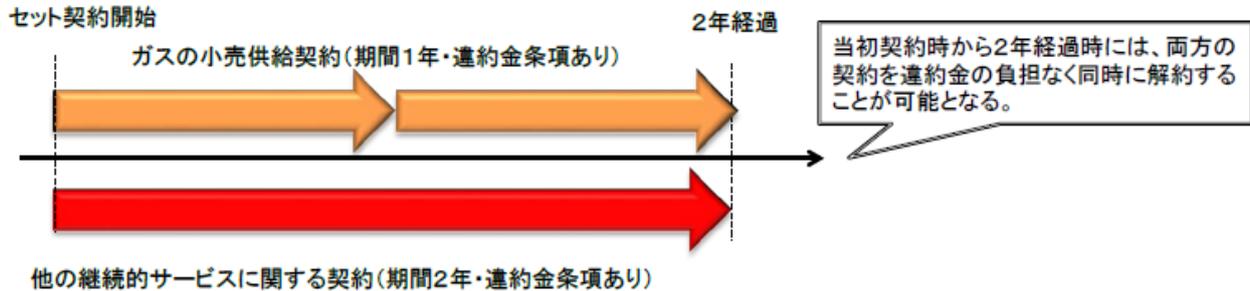
ガスと継続的に提供される他の商品・役務のセット販売がされた場合において、需要家が、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除し、別のガス小売事業者等との契約へ切り替える場合も想定される。この場合、当該セット販売に係る各契約の契約期間が個別に設定されていると、複数の契約の更新時期が重なり合わず、このような複数の契約を同時に解除すると常に違約金等が発生する事態が生じ得る（下図参照）。

このようなセット販売に係る契約を締結しようとする場合、ガス小売事業者等は、小売供給契約の解除時の違約金等に関する説明に加えて（小売登録省令第3条第1項第21号）、需要家に対し、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除する場合には常に違約金等が発生することについて、適切に説明することが望ましい。



また、上記のような事例においては、セット販売に係る複数の契約を同時に解除する方法によるスイッチングを事実上抑制する効果がある。このため、ガス小売事業者等は、セット販売を新規に行う場合、当該セット販売に係る各契約の契約期間を同じ期間に設定することや、各契約のうち最も長期の契約期間の満了時には当該セット販売に係る複数の契約を違約金等の負担なく同時に解除できるようにすることが望ましい（下図参照）。

複数サービスを新規でセット販売する場合の例



iv) 需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明

後述の5（1）※）及び5（2）のとおり、小売供給契約について需要家がクーリング・オフをした場合やガス小売事業者から解除した場合などにおいて、需要家は無契約状態となり供給が停止されるおそれがあるが、そのことを事前及び事後に需要家が知る機会を確保することが重要である。

そこで、ガス小売事業者等は、需要家と小売供給契約の締結又は媒介等をしようとするとき及び需要家から小売供給契約についてクーリング・オフの通知を受けたときは、「小売供給契約について需要家がクーリング・オフをした場合やガス小売事業者から解除された場合などには、需要家が無契約状態となり、ガスの供給が停止されるおそれがあること、そのため、他のガス小売事業者と小売供給契約を締結するか、最終保障供給（経過措置料金規制の指定を受けているみなしガス小売事業

者の小口部門への供給は指定旧供給区域等小売供給等)を申し込む必要があること」を需要家に対して説明することが望ましい。

また、クーリング・オフやガス小売事業者からの契約解除などにより無契約状態でガスを使用している需要家から申込みを受けたことを認識したガス小売事業者等は、当該無契約状態でガスの使用⁶を解消するため、「無契約状態でガスの使用を解消するためには、クーリング・オフ行使日や小売供給契約の解除日等、無契約状態でガスの使用を開始した日から小売供給契約締結日までの期間について、自己との小売供給契約の効力を遡らせるか、最終保障供給（経過措置料金規制の指定を受けているみなしガス小売事業者の小口部門への供給は指定旧供給区域等小売供給等)を受けたとするかのどちらかを選択する必要がある」旨を需要家に対して説明することその他必要に応じて適切な情報提供をすることが望ましい。

なお、ガス小売事業者が、需要家が無契約状態でガスを使用している事実を知りつつ、需要家が実際のガスの使用開始日を偽ることを助長するような行為を行うことは、ガス事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあることから、問題となる。媒介・取次・代理業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、ガス小売事業者による指導・監督が適切でない場合には、ガス小売事業者自身の行為が問題となる。

⁶ クーリング・オフ後のガスの使用のほか、小売供給契約が解除されたものの、（通常であればガス小売事業者により供給停止（閉栓）がされるはずのところ事実上それがされなかったために）需要家が他のガス小売事業者と小売供給契約を締結する等せずにガスの供給を受けている場合などが考えられる。

2 営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等

(1) ガス事業法上許容されない営業・契約形態

ア 一括受ガスについて

電力分野では、マンションやオフィスビル等におけるいわゆる高圧一括受電による電気の提供がなされているが、これは、当該マンションやオフィスビル等という一の需要場所における受電実態（設置された受電設備の所有や維持・管理）を有する高圧一括受電事業者が、当該需要場所におけるマンション各戸や各テナント等の最終的な電気の使用業者に電気を提供するものであることから、電気事業法上の規制の対象外と位置づけられている⁷。

一方、マンションやオフィスビル等に対するガスの供給について、低圧導管によって行われる場合においては、敷地外の低圧導管から敷地内の内管を通じて直接マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスの供給がなされるため、仮に一括受ガス事業者が需要家としてガス事業者から小売供給を受けるという契約形態が存在したとしても、この者は何らかの設備の保有や維持・管理を行っているわけではないことが多く、それゆえに、ガスの供給を受けているという実態（以下「受ガス実態」という。）がない場合も想定されるところである。このため、一括受ガス事業者に受ガス実態がない場合において、一括受ガス事業者がマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対して行うガスの受渡し行為については、受ガス実態がないにもかかわらず、自らが需要家であるかのように装って、形式上ガス事業者からガスの供給を受け、最終的なガス使用者に当該ガスを使用させるという、実態に則さない契約関係を生じさせるものであることから、このような営業・契約形態はガス事業法上許容すべきものではない（ガス小売事業の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第3条に違反する無登録営業として罰則（1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科）の対象となり得る（ガス事業法第196条第1号）。）。

また、敷地外の導管が高圧・中圧・低圧のいずれであるかにかかわらず、一括受ガス事業者がガバナー（整圧器）などの設備を保有又は維持・管理し、一括受ガス事業者がガス事業者から供給を受けたガスを減圧するなど、当該設備を経由してマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスを受け渡す行為についても、ガスメーターに係るガス事業法上の保安規制を担保できないこと、同法上当該ガバナー（整圧器）については一般ガス導管事業者には保安義務があり一括受ガス事業者が実質的な維持・管理を行っているとは言えないこと（ガス事業法第61条第1項参照）、マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等の需要家によるガスの供給者選択に対し一定の制約を

⁷ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成28年7月改定）27頁参照。

課すことになることなどの理由により、このような営業・契約形態はガス事業法上許容すべきものではない（ガス小売事業の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第3条に違反する無登録営業として罰則（1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科）の対象となり得る（ガス事業法第196条第1号）。）⁸。

（2） ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為

ア ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理のガス事業法上の位置づけ

ガス小売事業のライセンスを有しない者が、小売供給契約の締結の「媒介」、「取次ぎ」又は「代理」を行うことは、ガス事業法上許容される（ガス事業法第14条第1項参照）。

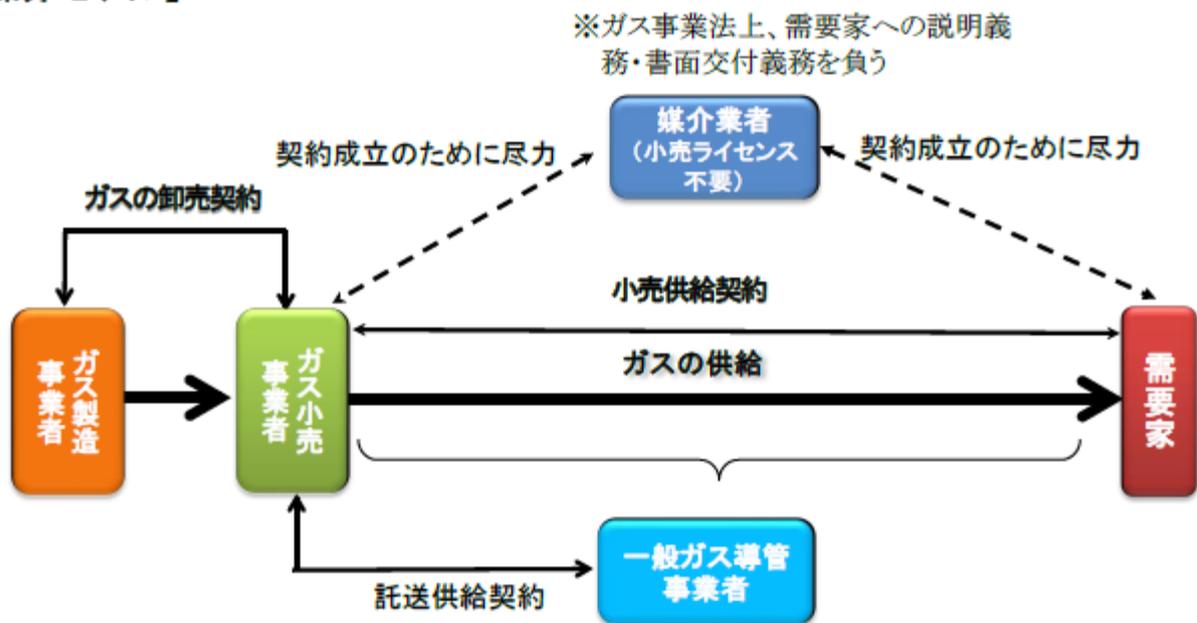
なお、「媒介」とは、他人（ガス小売事業者及び小売供給を受けようとする者）の間に立って、当該他人を当事者とする法律行為（小売供給契約）の成立に尽力する事実行為をいう。また、「取次ぎ」とは、自己の名をもって、他人（ガス小売事業者）の計算において、法律行為（小売供給契約）をすることを引き受ける行為をいう。さらに、「代理」とは、他人（ガス小売事業者）の名をもって、当該他人のためにすることを示して行う意思表示をいう。

小売供給契約の締結の媒介等を行う場合、媒介・取次ぎ・代理業者は、需要家に対して説明義務及び契約締結前・締結後の書面交付義務を負う（ガス事業法第14条及び第15条。後述の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】参照。）。

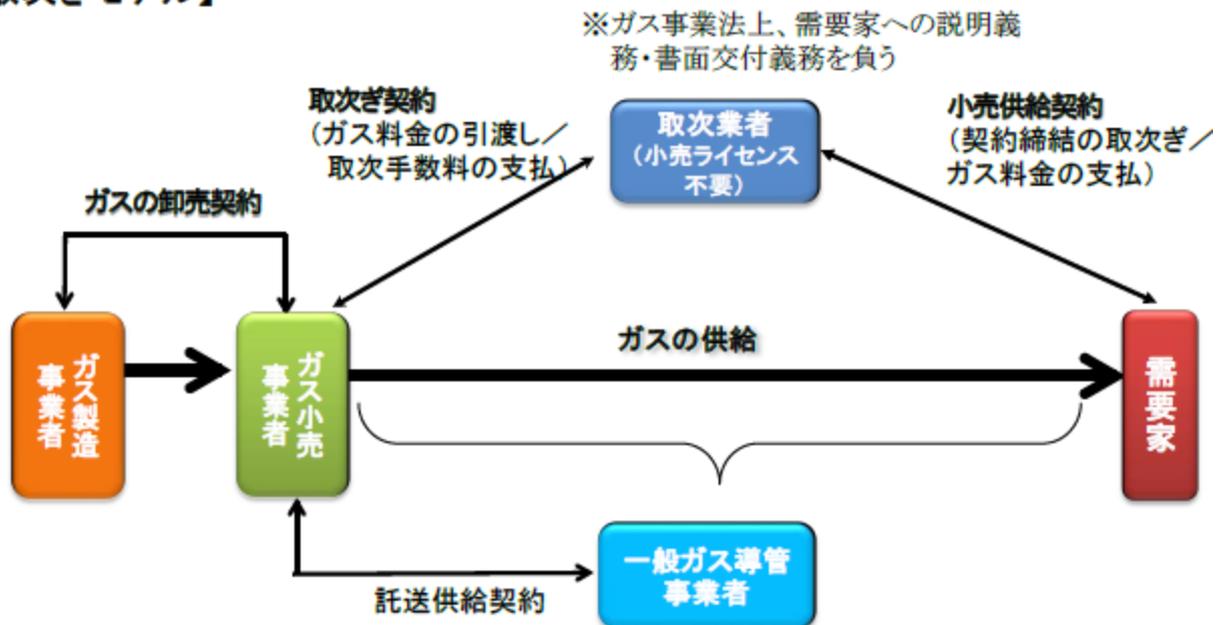
以下に、小売供給契約の締結の媒介等を行う場合のモデル図を示す。

⁸ 将来的に、一括受ガスという契約形態を許容するための制度改正を行うか否かについては、小売全面自由化後の需要家のニーズも踏まえつつ、引き続き検討すべき課題として整理している。

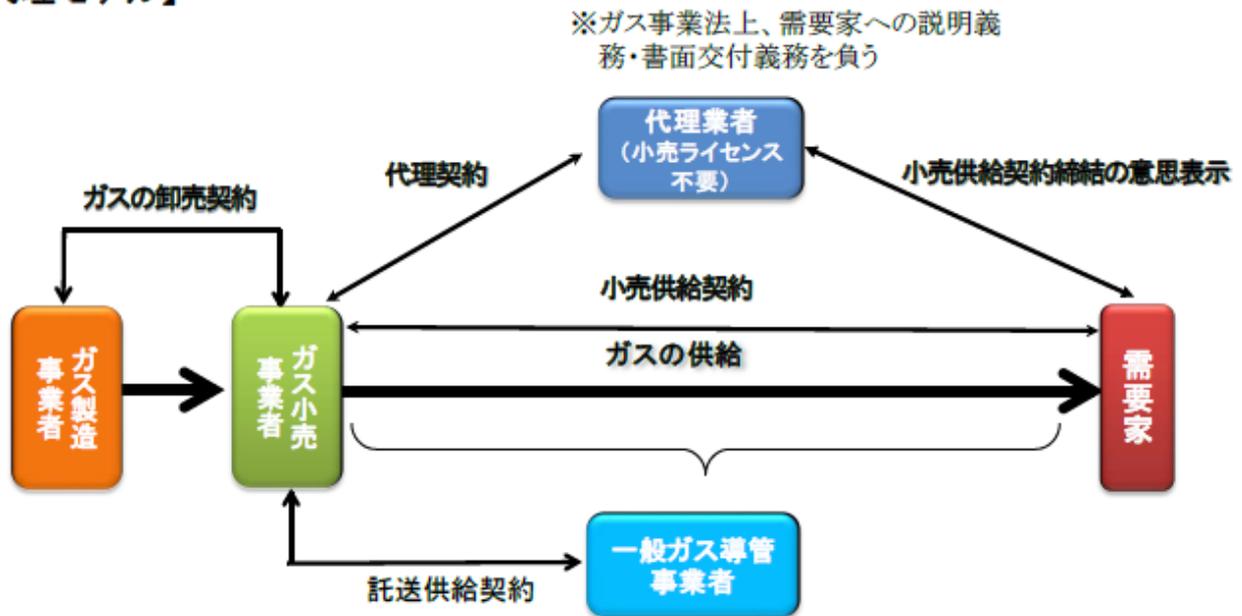
【媒介モデル】



【取次ぎモデル】



【代理モデル】



イ 問題となる行為

i) ガス小売事業者が媒介・取次・代理業者を利用する場合の営業活動の在り方

ガス小売事業者が小売供給契約の締結に媒介・取次・代理業者を利用するに際し、これらの者に対し、需要家への説明義務・書面交付義務等を果たすなど適切な営業活動を行うよう指示・監督しないことは、結果として、媒介・取次・代理業者が説明義務・書面交付義務に違反したときは、ガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。

ii) 媒介・取次・代理業者の営業活動の在り方

小売の全面自由化後、媒介・取次・代理業者による様々な営業活動が予想されるが、その中で、テレビCM、WEB広告、チラシ等において、あたかも自己がガスの小売供給を行うかのような営業活動が行われる可能性がある。

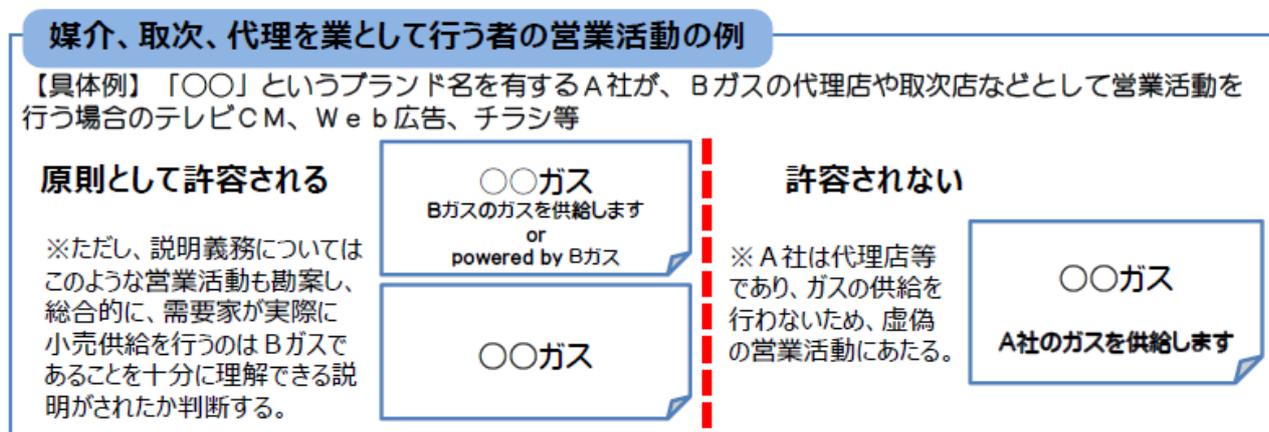
もっとも、実際に小売供給を行い、ガス事業法上のガス小売事業者としての義務を負うのはガス小売事業者であることから、需要家に誤解が生じないように、媒介・取次・代理業者は、小売供給契約の締結の媒介等をしようとするときは、ガス小売事業者の名称や、自己が行う行為は媒介等であること等について説明する義務が課されている（ガス事業法第14条第1項並びに小売登録省令第3条第1項第1号及び第2号）。

もっとも、小売供給契約の締結の媒介等をしようとするときに一定の説明をしたとしても、媒介・取次・代理業者の上記のような営業活動により誤解が生じている場合には、需要家が小売供給の主体を十分に理解しないまま契約を締結してしまう

おそれがある。

そこで、媒介・取次・代理業者の需要家に対する説明義務が尽くされているかについては、当該事業者の営業活動もあわせて勘案し、総合的に、需要家が実際に小売供給を行うのはガス小売事業者であることを十分に理解できるように説明を行っているかどうかという観点からも判断する。

なお、虚偽の営業活動や説明が許容されないことは当然であり、媒介・取次・代理業者によるテレビCM、WEB広告、チラシや供給条件の説明等において、媒介・取次・代理業者が「自社のガスを供給している」旨の表示等を行う場合には、需要家の誤解や混乱を招き、ガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる（ガス小売事業者が適切に指導・監督をしない行為も問題となる。）。



iii) 取次ぎを行う際に遵守すべき事項

ガス小売事業者が、小売供給契約の締結に際し取次業者を利用する場合、小売供給契約は需要家と取次業者の間で締結され、ガス小売事業者が契約締結主体とならない点で他の類型と異なる。このような特殊性から、ガス小売事業者及び取次業者は、以下の事項を遵守することが必要であり、これらに違反する行為は、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

- ① 小売供給の主体はガス小売事業者であるため、託送供給契約はガス小売事業者又は卸売事業者がガス導管事業者との間で締結すること。
- ② 取次業者は、ガス小売事業者の名称を説明する等、説明義務・書面交付義務を適切に遵守すること（ガス事業法第14条及び第15条）。特に、ガスの供給を行うのは、取次業者ではなくガス小売事業者であることについて、誤解を生じさせないように注意して説明すること。

- ③ ガス事業法上のガス小売事業者としての義務（ガス事業法第13条第1項の供給能力の確保やガス事業法第16条の苦情等の処理等）は、ガス小売事業者が負うこと。

(※) ガス小売事業者が苦情等の処理の責任を負うことを前提に、取次業者も苦情等の処理を行うことは妨げられない。

- ④ 順次取次ぎ（取次業者がさらに他の者に取次ぎを委託すること）、需要家側の取次ぎを行わないこと。
- ⑤ ガス小売事業者は、取次業者との間の取次契約の解除等により需要家が不利益を受けないよう、十分な需要家保護策をとること。

例えば、ガス小売事業者は、取次業者の債務不履行等を理由とする取次契約の解除をする場合、当該解除による不利益を需要家に負わせることのないよう措置すること（このような場合、ガス小売事業者が従前と同等の小売供給契約を需要家と直接契約すること等）などが求められる。

ウ 望ましい行為

電力の小売全面自由化前後の状況に鑑みると、ガスの小売全面自由化に便乗して、ガス小売事業者の代理店である等と詐称し、各種機器の販売等の勧誘を行う事例が発生することが予想される。これらの中には、長期間かつ高額のリース契約を伴うものなど、解約に際してトラブルが発生する可能性が高いものが含まれ得る。

このような状況等を踏まえ、ガス小売事業者が、業務提携をしている媒介・取次・代理業者を自己のホームページ等において分かりやすく公表することは、上記のようなトラブルの防止に資するため望ましい。

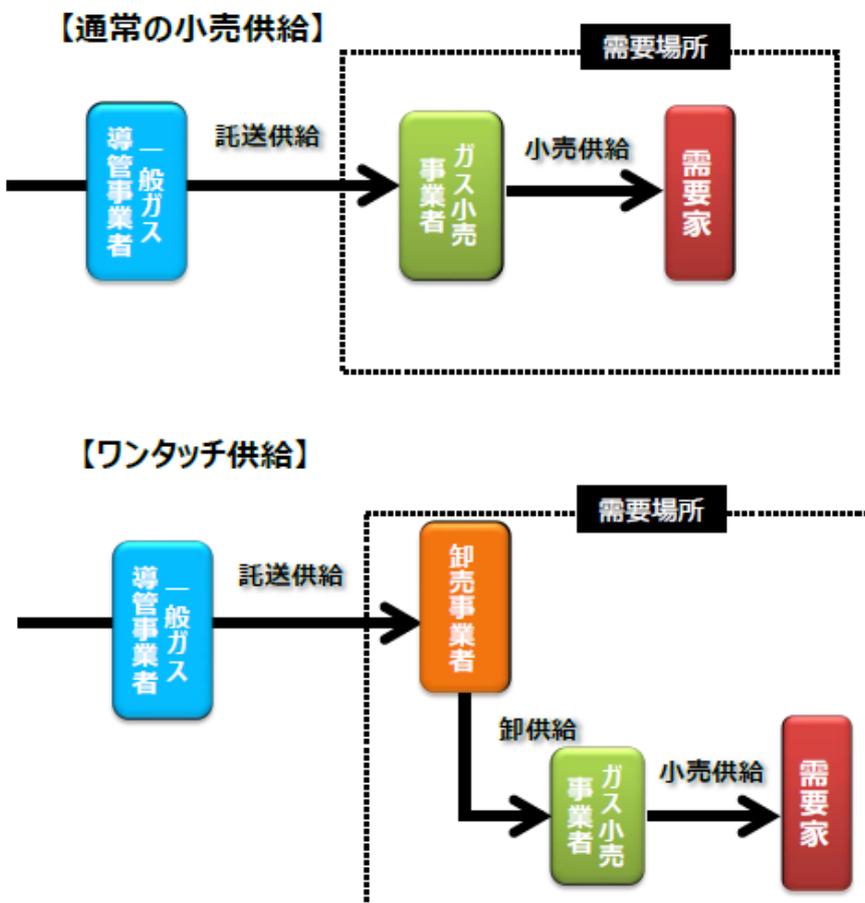
(3) ガス小売事業者のワンタッチ供給における問題となる行為

従来、中圧を中心に、大口ガス事業者が、需要場所において卸売事業者からガスの卸供給を受けた上で当該需要場所において当該ガスによる小売供給を行うという契約形態がとられてきた（以下このような契約形態を「ワンタッチ供給」という。）。これは、ガス事業法上、ガスの卸供給のための託送供給も制度上認められてきたことから行われてきたものであるが、ワンタッチ供給では通常の小売供給と異なり、ガス小売事業者は自ら託送供給契約を締結しないことから、日々の払出計画作成等の業務は、卸売事業者の責任で対応することとなる。

このようなワンタッチ供給を行うガス小売事業者が、小売供給契約の解除の際に、卸売事業者との間のガスの卸供給契約を解除することを不当に怠ることは、新たなガス小売事業者又は卸売事業者による当該需要場所に係る託送供給契約の締結を阻害するなど、当該需要家へのガスの供給を阻害することとなり、ガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

以下に、ガス小売事業者がワンタッチ供給を行う場合のモデル図を示す。

(参考) ワンタッチ供給のイメージ



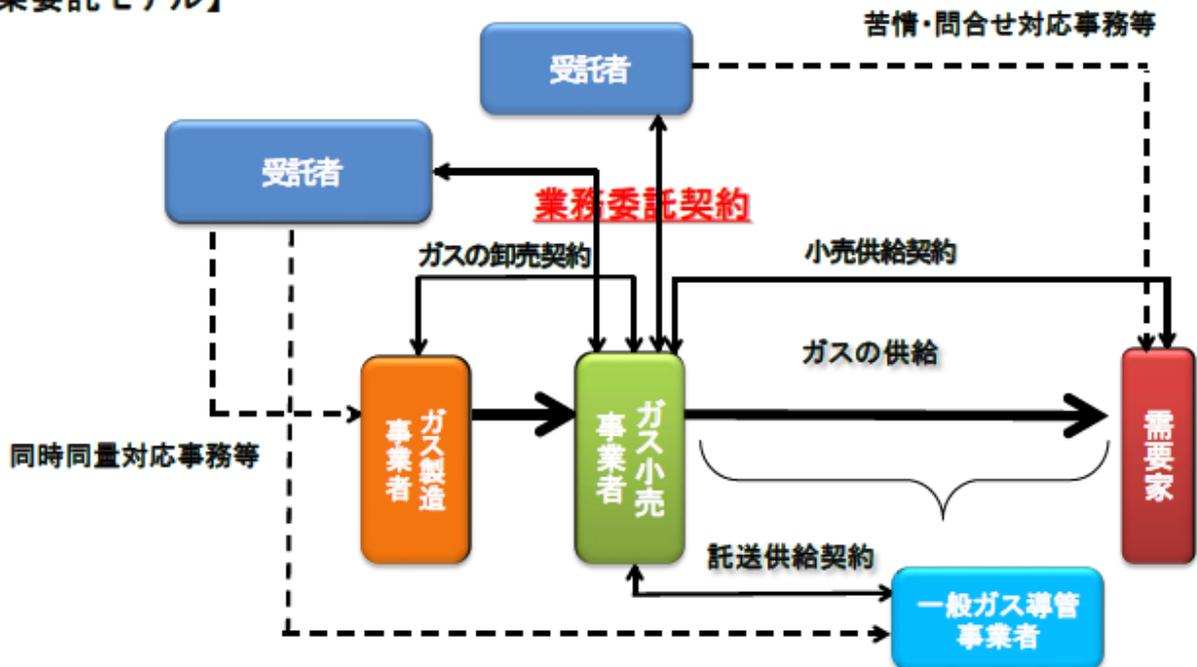
(4) ガス小売事業者による業務委託における問題となる行為

供給能力の確保や需要家からの苦情・問合せへの対応、新たな同時同量制度への対応、消費機器に関する保安業務などガス小売事業者として必要な対応については、他の事業者へ業務委託を行うなどの措置を当該ガス小売事業者の責任において講ずることは許容される。

なお、ガス小売事業者としての業務を委託する場合であっても、ガス事業法上、①ガス小売事業者が自ら需要家に対してガスの供給（小売供給）を行うこと、②ガス小売事業者又は卸売事業者が自らガス導管事業者と託送供給契約を締結することが、それぞれ必要であり、これらの主体を他の者に変更する行為は、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

以下に、ガス小売事業者が業務委託を行う場合のモデル図を示す。

【事業委託モデル】



3 小売供給契約の内容の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為

小売の全面自由化後、小売供給契約の内容については当事者間の合意に基づき自由に定められることが原則である（経過措置料金に係る指定旧供給区域等小売供給約款及び指定旧供給地点小売供給約款並びに最終保障供給約款を除く。）。ただし、需要家とガス小売事業者との間で情報の質・量や交渉力に差があることなどを踏まえると、需要家利益を著しく損ねるような不当な契約内容については、適正化を図る必要があり、例えば、以下のような行為が問題となる行為及び望ましい行為として考えられる。

(1) 不明確なガス料金の算出方法

ガス小売事業者が、小売供給契約において、ガス料金の算出方法を明確に定めないこと（「当社が毎月末に請求する額」や「時価」とするなど）は、需要家が料金水準の適切性を判断することを著しく困難にすることから、問題となる。

なお、取次業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、ガス小売事業者による指導・監督が適切でない場合には、ガス小売事業者自身の行為が問題となる。

(2) 小売供給契約の解除における問題となる行為及び望ましい行為

ア 問題となる行為

ガス小売事業者が、以下に記載するように、需要家による小売供給契約の解除を不当に制限することは、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあることから、問題となる。

なお、取次業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、ガス小売事業者による指導・監督が適切でない場合には、ガス小売事業者自身の行為が問題となる。

i) 小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること

- (例) ① 需要家からの小売供給契約の解除を一切許容しない期間を設定すること
② 小売供給契約の解除に関して、不当に高額の違約金等を設定すること
③ 需要家からの申出がない限り契約期間終了時に契約を自動的に更新するという小売供給契約において、更新を拒否できる期間を極めて短い期間に設定するなどによって、需要家が更新を不要と考えた場合に、容易に更新を拒否することができないような契約条項を設けること

ii) 小売供給契約の解除を著しく制約する行為をすること

- (例) ① 需要家からの小売供給契約の解除の申出や、契約期間終了時の小売供給契約の自動的な更新を拒否する申出に応じないこと（コールセンターに電話しても担当者につながらないなど速やかに対応しないことを含む。）
- ② 需要家からの小売供給契約の解除手続又は自動的な更新を拒否する手続の方法を明示しないこと

イ 望ましい行為

家庭用に係る需要家が転居を行う場合、現住所を供給場所とする締結済みの小売供給契約について、ガス小売事業者又は取次業者（小売供給契約の締結の取次ぎをする場合）との間で変更・解除を行う必要が生じると考えられる。

この場合において、契約期間内に当該小売供給契約を変更・解除する場合には違約金等が発生する旨契約上定められているときには、期間内での契約内容の変更・解除として違約金等が発生することが想定される。

需要家が転居先で引き続き同じガス小売事業者から供給を受けられる場合などには、同じガス小売事業者との小売供給契約を継続することで対処が可能な場合もあるが、ガス小売事業者が事業を展開する地域外への転居の場合、このような対応を需要家側では取り得ない。

このため、ガス小売事業者は、契約期間内に解除する場合には違約金等が発生する旨定めた小売供給契約を締結している需要家が転居する場合において、転居先が解除申出時点において自己から小売供給を受けることができない場所であるときには、違約金等を負担することなく解除できるよう措置することが望ましい。

なお、需要家が転居をする場合、短期間での託送供給契約の解除・変更を理由として、託送供給契約に基づきガス小売事業者に請求された料金及び工事費の精算金（託送供給契約を締結していない旧一般ガス事業者及び旧簡易ガス事業者の契約においては、これに相当する費用）が発生する場合や小売供給契約の解除に伴い消費機器のリース債務残額の支払義務が発生する場合には、合理的な範囲で当該費用相当額をガス小売事業者が需要家に請求することは妨げられない。

(3) 競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給

ガス小売事業者が、競合相手を市場から退出させる目的で不当に安い価格で小売供給を行うことは、ガス小売事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあり、これによりガス事業の健全な発達に支障が生じる（又は生ずるおそれがある）と認められる場合には、問題となる。

なお、取次業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、ガス小売事業者による指導・監督が適切でない場合には、ガス小売事業者自身の行為が問題となる。

4 苦情・問合せへの対応の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為

(1) 苦情・問合せへの対応に関し問題となる行為

ガス小売事業者は、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての需要家（小売供給を受けようとする者を含む。）からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない（ガス事業法第16条）。ガス小売事業者がこの苦情等の処理義務に違反することは問題となる。なお、ガス小売事業者等が苦情・問合せに応じることのできる連絡先は、供給条件の説明の際に説明するほか、当該ガス小売事業者等のホームページ等においても確認できるようにすることが求められる。

(2) 災害等によりガスの供給に生じた支障に関する問合せ対応に関して問題となる行為及び望ましい行為

苦情等の処理の具体例として、災害等によりガスの供給に生じた支障（以下「供給支障」という。）に関する問合せについては、託送供給に関するものであったとしても、ガス小売事業者が需要家に対して適切に情報提供を行うことが適当であり、ガス小売事業者が行うべき対応については、以下のように考えられる⁹。

ア 問題となる行為

原因が不明な供給支障が生じた場合、ガス小売事業者が需要家からの問合せに不当に応じないこと（需要家の相談に一切応じない、ガス導管事業者の連絡先を需要家に伝えないなど）は、ガス小売事業者の苦情等の処理義務に反する可能性があり、問題となる。

イ 望ましい行為

i) 導管要因であることが明らかな供給支障への適切な対応

導管の破損など、導管設備の要因で供給支障が生じていることが明らかな場合には、ガス導管事業者がホームページ等を通じて提供する情報を用いて、ガス小売事

⁹ なお、小売全面自由化後のガス事業者に対する保安規制等に関しては、産業構造審議会 保安分科会 ガス安全小委員会「ガスシステム改革保安対策WG報告書」（平成28年6月）及び経済産業省「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」（平成28年7月29日）を参照されたい。

業者が需要家からの問合せに対応することが望ましい¹⁰。

また、このような場合には、ガス導管事業者はガス小売事業者に対して、供給支障に関する情報をホームページ等を通じて適時に提供することが望ましい。

ii) 原因が不明な供給支障への適切な対応

原因が不明な供給支障への対応について、ガス小売事業者は、供給支障の状況に応じて需要家に対して適切な助言（ガスメーターの操作方法の案内等）を行うとともに、それでも解決しない場合にはガス導管事業者やガス工事店に対して連絡を取る必要があることから、適切な連絡先を紹介することが望ましい。

¹⁰ 旧簡易ガス事業者等においては、自ら供給支障の要因を把握することが可能であるため、当該情報を用いて需要家からの問合せに応じることとなる。

5 小売供給契約の解除手続等の適正化の観点から問題となる行為

小売供給契約の解除手続については、需要家本人が知らない間に小売供給契約が解除されガスの供給が止まるおそれがあることから、需要家側から解除の申出があった場合には、ガス小売事業者は、本人の意思に基づく申出か否かの確認を適切に行うことが重要である。一方で、解除の申出を受けたガス小売事業者が解除に円滑に応じること等も、スイッチングを円滑に行う観点から重要である。

また、料金未払やガス小売事業者の倒産などにより、ガス小売事業者から小売供給契約の解除や供給停止をしようとする場合については、需要家に混乱を来さないよう、需要家への十分な事前通知などが行われることが必要となる。

上記を踏まえ、小売供給契約の解除手続等を適正化するため、例えば以下の行為は問題となる行為と位置づけられる。

なお、取次業者が上記の問題となる行為をしたときであっても、ガス小売事業者による指導・監督が適切でない場合には、ガス小売事業者自身の行為が問題となる。

(1) 需要家からの小売供給契約の解除時の手続

i) 本人確認を行わないこと

ガス小売事業者が小売供給契約の解除の申出を受けた際には、これが当該小売供給契約の相手方たる需要家からの申出であることを適切な方法（例えば、当該需要家の氏名、住所及び契約者番号のすべてを確認する等）により本人確認すべきである。これを怠った結果、需要家本人の意に沿わない解除手続を行うことは、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

ii) 解除に速やかに対応しないこと

需要家側から小売供給契約の解除の申出があった場合、ガス小売事業者により需要家の意に反した過度な「引き留め営業」や、過度な本人確認を行うことなどによって速やかに対応しない「引き延ばし営業」が行われるおそれがある。小売供給契約の解除の申出を受けたガス小売事業者や取次業者が解除に正当な理由なく速やかに対応しないこと（ガス小売事業者が、需要家から取次業者との間の小売供給契約の解除の申出を受けた場合において、取次業者に連絡するなどの対応を速やかに取らないことを含む。）は、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

※) 需要家からのクーリング・オフについての適切な対応

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）は、訪問販売及び電話勧誘販売の2類型について、現行ガス事業法に規定する一般ガス事業及び簡易ガス事業による役務の提供をクーリング・オフの適用除外としている（特商法第26条第3項第2号及び特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）第6条の3第2号）。ガスの小売業の全面自由化に伴い、ガス小売事業者が訪問販売及び電話勧誘販売の方法で消費者と自由料金による小売供給契約を締結した場合がクーリング・オフの対象とされた場合には、クーリング・オフによって需要家に対するガスの供給に支障が生じるようなことがあってはならない¹¹。このため、クーリング・オフの際、一般ガス導管事業者が適切な需要家保護措置をとることができるよう、ガス小売事業者は、クーリング・オフがあったとしても直ちに供給停止（閉栓）をせず、クーリング・オフを理由とする託送供給契約の解除を行う場合は、その旨を一般ガス導管事業者へ通知した上で解除をすることが望ましく、このような対応を不当に実施しない場合には、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる¹²。

また、一般ガス導管事業者は、需要家のクーリング・オフにより無契約であることを理由にガスの供給を停止する際には、例えば以下の措置をとることなどが望ましく、このような対応を不当に実施しない場合には、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。

- ・ クーリング・オフにより無契約状態となる需要家に対して、供給停止を行う5日程度前までに供給停止日を明示して、ガス小売事業者との小売供給契約等を締結しない場合には無契約状態を理由とする供給停止になる旨の予告通知を行うこと。
- ・ 供給停止の予告通知の際に、最終保障供給（経過措置料金規制の指定を受けている旧一般ガスみなしガス小売事業者の小口部門への供給は指定旧供給区域等小売供給）を申し込む方法があることを説明すること。

¹¹ 需要家が新たに締結した小売供給契約についてクーリング・オフをした場合、従前締結していた小売供給契約の解除の効力は覆らないため、需要家はどのガス小売事業者とも小売供給契約を締結していない状態（無契約状態）となる可能性がある。

¹² 旧簡易ガス事業者等については、自己の維持及び運用する導管により小売供給を行っている需要家からクーリング・オフがあった場合には、一般ガス導管事業者による需要家保護措置は観念しえないためこのような対応を行う必要はないが、前述の1（2）イiv）で述べたとおり、クーリング・オフにより需要家が無契約状態となること等を需要家に説明することが望ましい。

(2) ガス小売事業者からの小売供給契約の解除時の手続

ガス小売事業者が、需要家の料金未払やガス小売事業者の倒産¹³等を理由に小売供給契約を解除する場合について、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる¹⁴。ただし、需要家がガス小売事業者に対し事前に通知等をせずに需要場所から移転し、ガスを使用していないことが明らかな場合には、以下の措置をとらずに小売供給契約を解除したとしても問題とならない。

- ① 小売供給契約の解除を行う15日程度前及び5日程度前までに需要家に解除日を明示して解除予告通知を行うこと。
- ② 解除予告通知の際に、無契約となった場合にはガスの供給が止まることや、最終保障供給（経過措置料金規制の指定を受けているみなしガス小売事業者の小口部門への供給は指定旧供給区域等小売供給等）を申し込む方法があることを説明すること（説明の方法は、訪問、電話、郵便等による書面送付、電子メールの送信などが適当）。
- ③ 小売供給契約の解除に伴い、当該需要場所に関する託送供給契約の解除を行う10日程度前までに、ガス小売事業者側からの小売供給契約の解除を理由とすることを明示した上で、ガス導管事業者に託送供給契約の解除の連絡を行うこと。
- ④ ガス小売事業者が供給停止（閉栓）をした場合には、速やかにガス導管事業者に対して供給停止（閉栓）を行った旨の通知を行うこと。

なお、一般ガス導管事業者やみなしガス小売事業者が、最終保障供給や指定旧供給区域等小売供給等を停止するにあたっては、需要家への配慮措置（需要家が在宅医療者、生活保護受給者等であることが確認できた場合の配慮措置等）を、当該供給に係る契約を締結した上で行うことは前提となる。

¹³ なお、ガス小売事業者が経済産業大臣による登録取消処分（ガス事業法第10条）や自主的判断により、事業の休止又は廃止をしようとする場合には、あらかじめ、需要家に対してその旨を周知しなければならない（ガス事業法第9条第3項）。周知すべき時期としては、需要家が他のガス小売事業者を選択する十分な時間的余裕を確保するため、原則として事業休廃止の少なくとも1月前までに行うことが求められる。

¹⁴ 旧簡易ガス事業者等が平成29年3月までに行ってきた事業については、平成29年4月以降ガス小売事業と整理され、最終保障供給や託送供給の制度は存在しない。従って、旧簡易ガス事業者等が当該事業を行う範囲においては、原則として、本文記載のうち、①の解除予告通知及び②無契約となった場合にはガスの供給が止まること及び経過措置料金規制の指定を受けている旧簡易ガス事業者の供給地点群である場合は、指定旧供給地点小売供給を申し込む方法があることの説明のみ行う必要がある。

(3) ガス小売事業者による小売供給契約の解除を伴わない供給停止時の手続

前述の5(2)に記載した需要家の料金未払の場合に、ガス小売事業者は、需要家との小売供給契約を解除せず、ガスを供給停止(閉栓)することをもって、当該需要家に対して料金未払状態の解消を求めることも想定される。この場合にも、前述の5(2)と同様、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる¹⁵。

- ① 供給停止(閉栓)を行う15日程度前及び5日程度前までに需要家に供給停止日を明示して供給停止の予告通知を行うこと。
- ② 託送供給契約を締結している場合には、供給停止(閉栓)後速やかに、ガス導管事業者に対して供給停止(閉栓)を行った旨の通知を行うこと。

(4) ガス導管事業者による託送供給契約の解除時の手続

ガス小売事業者が事実上事業継続が困難になった等の場合に、ガス導管事業者がガス小売事業者による託送料金の未払等を理由に託送供給契約を解除する事態も想定される。このような場合、ガス小売事業者と需要家との間の小売供給契約の解除の有無にかかわらず、ガス導管事業者により当該需要家に対するガスの供給が停止されるおそれがあるため、需要家に混乱を来さないよう、需要家への十分な事前通知などが行われることが必要となる。

したがって、ガス導管事業者が、ガス小売事業者の上記のような事由を理由に託送供給契約を解除する場合については、例えば以下の措置をとることなどが必要であり、このような適切な対応を怠ることは、これによりガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

- ① 託送供給契約の解除を理由にガスの供給を停止する1月程度前、15日程度前及び5日程度前までの各々の時期に、需要家に対して供給停止日を明示して、託送供給契約の解除によりガスの供給を停止する旨の予告通知を行うこと。
- ② 上記①の通知の際に、他のガス小売事業者と小売供給契約を締結するか、最終保障供給(経過措置料金規制の指定を受けているみなしガス小売事業者の小口部門への供給は指定旧供給区域等小売供給等)を申し込む方法があることを説明すること(説明の方法は、訪問、電話、郵便等による書面送付、電子メールの送信などが適当)。

¹⁵ みなしガス小売事業者が、指定旧供給区域等小売供給等を停止する際の手続については、指定旧供給区域等小売供給約款及び指定旧供給地点小売供給約款に定められた手続に従うこととなる。

【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

1 供給条件の説明

(1) 供給条件の説明の意義

小売の全面自由化が行われた後、一般の需要、すなわち不特定多数の需要に応ずるガスの供給については、ガス小売事業者として登録を受ければ誰もがなし得ることとなるが、ガスは国民生活や経済活動にとって欠くことのできない必需財である。

この点から、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する趣旨から、ガス小売事業者に供給条件の説明義務が課されたものである。

また、小売の全面自由化を実施することに伴って多様なビジネス形態が生まれることが想定され、例えばガス小売事業者の代理人として小売供給に関する契約に係る営業活動を行い、需要家と当該契約を締結することなども考えられる。仮に上記の義務がガス小売事業者のみにしか課されなかった場合、代理人が料金その他の供給条件に係る十分な説明を行わないことにより、需要家の利益を損なうことも想定される。

このため、料金その他の供給条件の説明義務については、ガス小売事業者のみならず、媒介・取次・代理業者に対しても課されている。

ガス小売事業者等が供給条件の説明義務に違反したときは、業務改善命令等が発動され得る（ガス事業法第20条第2項）。ガス小売事業者等が経済産業大臣の業務改善命令に違反した場合には、罰則（300万円以下の罰金）の対象となり得る（ガス事業法第199条第1号）。また、ガス小売事業者が経済産業大臣の業務改善命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、登録の取消事由となる（ガス事業法第10条第1項第1号）。

(2) 供給条件の説明の程度及び方法

供給条件の説明義務を課す目的は、需要家が料金その他の供給条件について十分に理解した上で、契約を締結することができるようにすることである。つまり、単に情報を伝達するだけではなく、需要家はその情報を十分に理解した上で、適切な判断ができるようにすることが、その趣旨である。

したがって、「説明」とは、単にガス小売事業者等が説明すべき事項に関する情報を需要家が入手できる状態とする、あるいは需要家に伝達するだけでは不十分であり、需要家が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該需要家の理解の形成を図ることが必要である。

一方、ガス小売事業者と需要家が契約を締結するに当たっては、ガス小売事業者からの説明に対し、需要家からの質問や契約締結の意思表示がなされること等、ガス小売事業者と需要家との双方向でのやりとりが生じる。このため、口頭や電話による説明の方法に限らず、インターネットのウェブサイト上で説明事項を需要家に閲覧させるいわゆるオンライン・サインアップによる説明の方法¹⁶や、ダイレクトメール・パンフレット等に説明事項を記載し、需要家にこれを読ませた上で小売供給契約の申込みを受け付ける場合における、当該ダイレクトメール等による説明の方法であっても、需要家に分かりやすい説明事項の記載を行う、需要家が理解したことを確認するなど、適切な対応を取ることににより、説明義務を果たすことは可能と考えられる。

(3) 説明すべき事項

ア 原則

ガス小売事業者は、需要家と小売供給契約を締結しようとするときは、以下の事項を需要家に対して説明しなければならない（ガス事業法第14条第1項及び小売登録省令第3条第1項）。

まず、ガス小売事業者等に関する基礎的な情報として、以下の事項の説明をする必要がある（以下、小売登録省令第3条第1項の号数を示す。）。

- ・当該ガス小売事業者の氏名又は名称及び登録番号（第1号）
- ・媒介・取次・代理業者が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合には、媒介等を行う旨と当該媒介・取次・代理業者の氏名又は名称（第2号）
- ・当該ガス小売事業者が需要家からの苦情や問合せに応ずるための連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）及びその応ずることができる時間帯（第3号）
- ・媒介・取次・代理業者の連絡先（電話番号、電子メールアドレス等需要家からの苦情や問合せに応ずるためのもの）及び媒介・取次・代理業者が需要家からの苦情や問合せに
応ずる場合には、その応ずることができる時間帯（第4号）

さらに、締結しようとする小売供給契約について、以下の事項についても説明をする必要がある。

- ・小売供給契約の申込みの方法及び申込みの取扱いに関する事項（第5号）
- ・小売供給開始の予定年月日（第6号）
- ・小売供給に係る料金（当該料金の算定方法を含む）（第7号）
- ・導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項（第8号）

(※) 具体的には、内管や本支管、整圧器等の設備の工事に伴い需要家に費用の負担が

¹⁶ この場合の電磁的方法による書面記載事項の提供方法については、後述の2(2)ウii)及び3(2)ウii)を参照。

- 生じるのか否か（当該費用負担が小売供給に係る料金に含まれる場合にはその旨を明示することを含む。）及び当該費用負担の算定方法などが考えられる。
- ・第7号及び第8号に掲げるもののほか需要家が負担する費用がある場合にはその内容（第9号）
 - ・第7号から第9号までに掲げるものについて、期間限定の割引キャンペーン等、期間を限定して減免する場合にはその内容（第10号）
 - （※） 特定の需要家に対する割引キャンペーンなどで期間限定でないものなどがある場合は第7号の料金の説明として行う必要がある。
 - ・ガス使用量の計測方法並びに料金調定の方法（第11号）
 - （※） 具体的には、検針日、料金の算定期間・算定方法、ガス使用量の計量方法及び日割計算に関する規定を設けることなどが考えられる。
 - ・小売供給に係る料金並びに第8号及び第9号に掲げるものの支払方法（第12号）
 - （※） 具体的には、料金の支払方法（口座振替、クレジットカード、払込み等）のほか、第8号の導管、ガスメーターその他の設備に関する費用負担に関する精算方法（一括前払いなのか、複数回での分割払いなのか等）が考えられる。
 - ・供給するガスの熱量の最低値及び標準値その他のガスの成分に関する事項（第13号）
 - ・ガス栓の出口におけるガスの圧力の最高値及び最低値（第14号）
 - ・供給するガスの属するガスグループ並びに需要家からの求めがある場合には燃焼速度及びウォッペ指数（第15号）
 - ・ガス導管事業者から託送供給を受けて需要家に対し小売供給を行う場合には、託送供給約款に定められた需要家の責任に関する事項（第16号）
 - （※） 小売供給を行うに当たり必要な工事を行うためにガス導管事業者など関係事業者が需要家の敷地内などに立ち入ることがあり、その立入りを許可するなど需要家の協力が必要であることなどが想定される。その他、託送供給約款上定められる、託送供給に伴う需要家の協力、保安等や調査に対する需要家の協力に関する規定について、その概要を分かりやすく記載することが必要となる。
 - ・契約期間の定めがある場合には、その期間（第17号）及び自動更新に関する規定など契約の更新に関する事項（第18号）
 - ・需要家が小売供給契約の変更や解除の申出を行う場合の連絡先や申出の方法（第19号）
 - ・需要家からの申出による小売供給契約の変更や解除に期間の制限がある場合には、その制限の内容（第20号）、又は変更や解除を申し出た需要家が負担する違約金等がある場合にはその内容（第21号）
 - ・第20号及び第21号に掲げるもののほか、需要家からの申出による小売供給契約の変更や解除に条件等がある場合にはその内容（第22号）
 - ・ガス小売事業者からの申出による小売供給契約の変更や解除に関する条件や内容など（第23号）
 - ・災害その他非常の場合における小売供給の制限又は中止に関する事項（第24号）
 - ・導管、器具、機械その他の設備に関するガス導管事業者、ガス小売事業者及び需要家の保安上の責任に関する事項（第25号）

(※) 具体的には、内管・消費機器の緊急保安及び内管の漏洩検査についてはガス導管事業者が、消費機器の調査・危険発生防止周知についてはガス小売事業者がそれぞれ保安責任を負うこと¹⁷、その他需要家が負うべき保安責任の内容が考えられる。

- ・需要家のガスの使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に制限がある場合には、その内容（第26号）
- ・その他、小売供給に係る重要な供給条件がある場合には、その内容（第27号）

イ 説明事項の一部省略が認められる場合

以下に述べる契約の更新や契約の変更の場合においては、説明事項について一部省略することが認められる。また、これらの場合における説明の方法については、前述の1（2）に準ずることとなるが、ガス小売事業者等からの説明の方法をあらかじめ原契約に定めておくことにより、その方法により説明することも可能である。

i) 契約の更新の場合

ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を更新する場合（料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）については、ガス小売事業者等は、当該小売供給契約の更新後の契約期間のみを説明すれば足りる（小売登録省令第3条第2項）。

ii) 軽微な変更以外の契約の変更の場合

ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次に述べる軽微な変更をする場合を除く。）には、ガス小売事業者等は、変更しようとする事項のみを説明すれば足りる（小売登録省令第3条第3項）。例えば、これまでガス小売事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合には、苦情及び問合せに応じる電話番号について説明すれば足りるということになる。

なお、需要家の理解の形成を図るとの説明義務の趣旨に鑑みれば、小売供給に係る料金の値上げなどの供給条件の変更の場合には、需要家が当該変更しようとする事項についての説明であると認識可能な方法で伝達する必要があり、例えば、検針票・請求書の裏面に小さな文字で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法

¹⁷旧簡易ガス事業者等が自己の維持及び運用する導管により小売供給を行っている需要家に対する関係ではいずれについても当該旧簡易ガス事業者等が保安責任を負うこととなる。

では十分な「説明」がなされたとは言えないと解される。

iii) 契約の軽微な変更の場合

ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）には、ガス小売事業者等は、変更しようとする事項の概要について説明を行えば足りる（小売登録省令第3条第4項）。例えば、当該小売供給契約において、「A法第B条」という条項を引用している場合において、その「A法」の改正により「第B条」が規定の内容に変更なく単純に「第C条」にずれるなど、当該小売供給契約の内容の実質的な変更とはならないようなものを想定している。また、変更された事項の概要について説明を行えば足りるため、上記事例の小売供給契約において「A法第B条」が複数箇所引用されている場合には、その一つ一つについて説明することを要しない。

iv) 説明事項の一部省略が認められない場合

前述の1（3）イi）からiii）のいずれの場合であっても、小売供給を受けようとする者が説明事項を一部省略することについて承諾しない場合については、説明すべき事項について全て説明する必要がある（小売登録省令第3条第2項ただし書、第3項ただし書及び第4項ただし書）。

2 契約締結前の書面交付義務

(1) 契約締結前の書面交付義務の意義

説明義務と同様、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないうちに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境を整備する趣旨から、ガス小売事業者等に対し、契約締結前の説明時における書面交付義務を設けているものである。

ガス小売事業者等が契約締結前の書面交付義務に違反したときは、業務改善命令等が発動され得る（ガス事業法第20条第2項）。ガス小売事業者等が経済産業大臣の業務改善命令に違反した場合には、罰則（300万円以下の罰金）の対象となり得る（ガス事業法第199条第1号）。また、ガス小売事業者が経済産業大臣の業務改善命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、登録の取消事由となる（ガス事業法第10条第1項第1号）。

(2) 遵守すべきルール

ア 契約締結前交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法

ガス小売事業者等が、前述の1の供給条件の説明をするときは、需要家に対し下記の事項を記載した契約締結前交付書面を交付しなければならない（ガス事業法第14条第2項（なお、下記の事項を記載するに際しては、文字の大きさを工夫するなど、読みやすく記載することが望ましい。））。

i) 原則

契約締結前交付書面の内容は、需要家に対し説明すべき事項と同内容である（小売登録省令第3条第7項）。詳細は前述の1（3）アを参照。

ii) 契約締結前交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合

前述の1（3）イで述べた、説明事項の一部省略が認められる場合（契約の更新の場合、軽微な変更以外の契約の変更の場合、契約の軽微な変更の場合）には、契約締結前交付書面において記載すべき事項についても同様の省略が認められる（小売登録省令第3条第8項から第10項まで）。ただし、需要家から説明事項を一部省略することについて承諾を得ていない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（小売登録省令第3条第8項ただし書、第9項ただし書及び第10項ただし書）。

イ 契約締結前の書面交付義務の例外的場合

ガス小売事業者等が、小売供給契約を締結しようとする場合であっても、一定の場合には契約締結前の書面交付義務を原則どおり適用することは妥当でないことから、以下の場合について例外が認められている（小売登録省令第3条第5項）。

i) 電話による説明を行う場合

ガス小売事業者等が需要家に対し電話で営業活動をする場合には、供給条件の説明の際に書面を交付することが困難（例えば、事前に郵送で当該需要家に書面を送付した上で電話にて説明をすることなどが必要）であるため、需要家が承諾した場合には、契約締結前交付書面を交付することを要しない（小売登録省令第3条第5項第1号）。

ただし、その場合であっても、電話での説明を行った後遅滞なく当該需要家に契

約締結前交付書面を交付しなければならない（小売登録省令第3条第6項）。これは、後述の2（2）イ ii）に掲げる場合とは異なり、ガス小売事業者が需要家に対し説明する内容は説明義務を課されている全ての事項であって多岐に亘ることに配慮されたものである。

ii) 契約の更新及び契約の軽微な変更の場合

ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約を更新する場合（料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）及び既に締結されている契約を変更しようとする場合（軽微な変更をする場合に限る。「軽微な変更」の具体例については、前述の1（3）イ iii）を参照。）については、ガス小売事業者等は、当該小売供給契約の内容のうち変更があるのは契約期間に関するもの又は軽微な変更に関するものに限られるため、契約締結前交付書面を交付することなく供給条件の説明を行うことについて需要家が承諾した場合には、契約締結前交付書面を交付することを要しない（小売登録省令第3条第5項第2号及び第3号）。

ウ 契約締結前交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法

I Tを活用したビジネスが活発に行われている我が国の現状を踏まえると、ガス小売事業においても、I Tを活用した営業活動が行われる可能性が極めて高い。

このため、ガス小売事業者等が、小売供給を受けようとする者の承諾を得た上で、以下に記載する情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）を用いて、契約締結前交付書面に記載すべき事項を提供した場合には、契約締結前交付書面を交付したものとみなされる（ガス事業法第14条第3項）。

i) 需要家の承諾を得る方法

需要家の承諾を得る方法については、ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号）において今後定められる予定であるが、あらかじめ、需要家に対し、ガス小売事業者等が用いる電磁的方法の種類（後述の2（2）ウ ii）参照）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示し、需要家から書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要となる。また、このような承諾を得た場合であっても、その後に需要家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、契約締結前交付書面に代わる電磁的方法による提供をしてはならない。

ii) 具体的な提供方法

需要家の承諾を得た上で契約締結前交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合の

具体的方法は以下のとおりである（小売登録省令第3条第11項）。

① 電子メールによる場合

ガス小売事業者等が、本来契約締結前交付書面に記載すべき内容について、需要家に対し電子メールにより送信する方法（当該需要家が手元で当該電子メールの内容を出力することにより書面を作成することができる方法であることを要する。）によることが認められている（小売登録省令第3条第11項第1号）。

② ホームページ等での閲覧による場合

ガス小売事業者等が、インターネット上の自己のホームページ等に本来契約締結前交付書面に記載すべき内容を表示し、これを需要家の閲覧に供する方法によることが認められている（小売登録省令第3条第11項第2号）。なお、需要家が当該説明事項を読むことなく、次のリンク先のウェブページに進んでしまうことなどがないよう、画面をスクロールすることにより、説明事項を一通り読んだ上で次のリンク先のウェブページに進むこととなるよう、リンク先の表示のための文字列を当該ウェブページの最後に表示する、説明内容を理解した旨のチェック項目を設けるなどの工夫をすることが望ましい。

また、需要家が当該説明事項を出力することにより書面を作成することができない場合には、ガス小売事業者等は、当該ホームページ等に表示した説明事項について3ヶ月間は消去・改変できないようにしなければならない。

③ 記録媒体による場合

ガス小売事業者等が、本来契約締結前交付書面に記載すべき内容について、フロッピーディスクやCD-ROMなどの記録媒体に記録して交付する方法によることが認められている（小売登録省令第3条第11項第3号）。

④ 電磁的方法を利用した説明後の書面交付努力義務

ガス小売事業者等は、前述の2（2）ウii）①から③に掲げる方法により説明事項を需要家に対し提供した場合であっても、需要家から書面で交付して欲しい旨の要請があった場合には、需要家の説明内容に対する理解を促すためにも、当該需要家に対し、契約締結前交付書面を交付するよう努める必要がある（小売登録省令第3条第12項）。

3 契約締結後の書面交付義務

(1) 契約締結後の書面交付義務の意義

供給条件の説明義務・契約締結前の書面交付義務と同様に、トラブルの発生を未然に防止し、需要家の利益を保護する観点から、ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者との間で小売供給に関する契約を締結した場合、その小売供給を受けようとする者に対して、以下に述べるとおり一定の事項を記載した契約締結後交付書面を交付しなければならない（ガス事業法第15条第1項）。

なお、媒介業者については、契約の締結を行う主体ではないため、「契約を締結したとき」ではなく「媒介により契約が成立したとき」に、契約締結後交付書面を交付することが必要となる。

ガス小売事業者等が契約締結後の書面交付義務に違反したときで、ガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあると認められるときは、当該ガス小売事業者に対して業務改善命令等が発動され得る（ガス事業法第20条第1項）。また、①ガス小売事業者等が、ガス事業法第15条第1項の規定に違反して契約締結後交付書面を需要家に交付しない場合や同書面に虚偽の記載・表示をした場合には、30万円以下の罰金の対象となり得（ガス事業法第201条第2号）、②ガス小売事業者が上記の経済産業大臣の命令に違反した場合には、300万円以下の罰金の対象となり得る（ガス事業法第199条第1号）。また、ガス小売事業者が経済産業大臣の業務改善命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、登録の取消事由となる（ガス事業法第10条第1項第1号）。

(2) 遵守すべきルール

ア 契約締結後交付書面において記載が必要な事項及び記載の方法

契約締結後交付書面において記載が必要な事項は下記のとおりである（ガス事業法第15条第1項及び小売登録省令第4条第2項）（なお、下記の事項を記載するに際しては、文字の大きさを工夫するなど、読みやすく記載することが望ましい。）。

i) 原則

- ・ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所
- ・契約年月日
- ・ガス小売事業者の登録番号
- ・媒介・取次・代理業者が当該小売供給契約の締結の媒介等を行う場合にあっては、その旨

- ・小売供給契約を締結しようとする際に説明すべきとされる小売登録省令第3条第1項第3号から第27号までに掲げる事項（ただし、第5号の「当該小売供給契約の申込みの方法」については契約締結時には不要であることから対象外。）
- ・ガスの供給支障時の復旧対応を迅速に行うためなどに必要なガス導管事業者から各需要家に対し割り振られる供給地点特定番号

ii) 契約締結後交付書面の記載事項の一部省略が認められる場合

① 契約の更新の場合

ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結している小売供給契約を更新した場合（料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみをする場合）には、契約締結後交付書面の内容については、ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほかには、更新後の新たな契約期間（小売登録省令第3条第1項第17号）及び供給地点特定番号のみでよい（小売登録省令第4条第3項）。ただし、需要家がそのことについて承諾していない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（小売登録省令第4条第3項ただし書）。

② 軽微な変更以外の契約の変更の場合

小売供給事業者又は取次業者が、既に締結している小売供給契約を変更した場合（小売登録省令第4条第1項の軽微な変更をした場合であって、契約締結後交付書面を交付しないことについて需要家の承諾を得ている場合を除く。）には、契約締結後交付書面の内容については、ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日のほかには、変更した事項及び供給地点特定番号のみでよい（小売登録省令第4条第4項）。例えば、これまでガス小売事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わった場合には、ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに契約年月日に加えて、変更後の連絡先及び供給地点特定番号のみを契約締結後交付書面に記載すればよい。ただし、需要家がそのことについて承諾しない場合には、このような記載事項の一部省略は認められない（小売登録省令第4条第4項ただし書）。

イ 契約締結後の書面交付義務の例外的場合

ガス小売事業者又は取次業者が、既に締結されている小売供給契約についてその内容を変更しようとする場合（軽微な変更をする場合に限る。「軽微な変更」の具体例については前述の1（3）イiii）参照。）については、ガス小売事業者等は、需要家が承諾した場合には契約締結後交付書面を交付することを要しない（小売登録省令第4条第1項）。

ウ 契約締結後交付書面に代わる情報通信技術を利用する方法

契約締結前の書面交付義務と同様の理由により、ガス小売事業者等が、小売供給を受けようとする者の承諾を得た上で、以下に記載する情報通信の技術を利用する方法を用いて、契約締結後交付書面に記載すべき事項を提供した場合には、契約締結後交付書面を交付したものとみなされる（ガス事業法第15条第2項）。

i) 需要家の承諾を得る方法

ガス事業法施行令において今後定められる予定であるが、契約締結前交付書面の場合と同様である（前述の2（2）ウi）参照）。

ii) 具体的な提供方法

需要家の承諾を得た上で契約締結後交付書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いる場合、その具体的方法は契約締結前交付書面の場合と同様である（小売登録省令第4条第5項。前述の2（2）ウii）参照。）。

適正なガス取引についての指針

平成29年2月6日

公正取引委員会

経済産業省

適正なガス取引についての指針

目次

第一部 適正なガス取引についての指針の必要性と構成	1
第二部 適正なガス取引についての指針	
Ⅰ 小売分野における適正なガス取引の在り方	
1 考え方	4
（1）小売供給	
（2）消費機器調査等	
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	
（1）小売供給	
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	6
① 標準メニューの公表	
② 託送供給料金相当支払金額の請求書等への明示	
③ スイッチングが適切に行われる環境の確保	
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	7
① セット販売における不当な取扱い	
② 特定の需要家に対する不当な安値設定	
③ つなぎ供給における不当な高値設定等	
④ 戻り需要に対する不当な高値設定等	
⑤ 不当に高い解約補償料の徴収等	
⑥ 設備等の無償提供	
⑦ 物品購入・役務取引の停止	
⑧ 事実に反する情報の需要家への提供	
⑨ スイッチングにおける不当な取扱い	
⑩ 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為	
⑪ 他の事業分野における独占的な地位の利用	
（2）消費機器調査等	
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	12
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	12
Ⅱ 卸売分野における適正なガス取引の在り方	
1 考え方	14
2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為	
ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為	15
イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為	15
① 卸供給の制限	
② 不当な取引条件の設定	
Ⅲ 製造分野における適正なガス取引の在り方	
1 考え方	17
（1）LNG基地の第三者利用	

- (2) その他製造委託等
- 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
 - (1) LNG基地の第三者利用
 - ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為・・・18
 - ① LNGタンクの運用
 - ② その他LNG基地の第三者利用等
 - イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為・・・18
 - ① 第三者利用の不当な拒否
 - ② 情報の目的外利用
 - ③ 第三者利用における差別的取扱い
 - (2) その他製造委託等
 - ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為・・・19
 - イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為・・・20

IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方

- 1 考え方・・・21
- 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
 - (1) 託送供給料金等についての公平性の確保
 - 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為・・・22
 - ① 託送供給料金に係る問合せ対応
 - ② 託送収支に係る情報公開
 - (2) 情報の目的外利用の禁止
 - ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為・・・22
 - イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為・・・24
 - (3) 差別的取扱いの禁止
 - ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為・・・25
 - ① 関係情報の積極的な公表
 - ② 導管網への接続検討における望ましい対応
 - イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為・・・26
 - ① 託送供給関連業務部門による個別ルールの差別的な適用
 - ② 託送供給関連業務部門が保有する情報の差別的な開示・周知
 - ③ 託送供給料金メニュー・サービスの提供における差別的な対応
 - ④ その他託送供給に関連した需要家への差別的な対応

第一部 適正なガス取引についての指針の必要性和構成

1 本指針の必要性

- (1) ガス事業は、導管による独占的供給に伴う弊害に対処するため、ガス事業法上の業務規制（料金規制、供給義務等や会計面の規制）によってその防止が図られてきたところ、平成6年及び平成11年のガス事業法等の改正により、小売業への参入の段階的な自由化や、新規参入者がガスの供給に際して既設導管を活用するために一部の一般ガス事業者に対する託送供給の義務化等の措置が採られ、ガス市場における競争の促進が図られてきた。
- (2) 他方、制度改革の進展に伴い、新規参入やガス料金の低下がみられるなど一定の成果があったものの、①ガスの導管供給では一般ガス事業者がその供給区域内で大きな市場シェアを有すること、②既に導管が張り巡らされていることにより、新たな導管網の敷設が困難とされる地域があること、③ガスの原料であるLNG・天然ガスの入手先が限られることなどから、ガス市場において競争原理が有効に機能しないのではないかと懸念があった。
- (3) こうした懸念について、ガス事業法による事前規制のみで対応することは、経営の自主性の尊重や競争を通じてガス事業の効率化を図る制度改革の趣旨に反するとともに、ガス市場におけるこれまで以上の競争促進や公正な取引の確保に向けた要請が高まり、同法のみでは対応できない場面が現出することが想定される。また、市場における一般的なルールである独占禁止法により対応することは、同法が本質的には競争制限的行為を排除するものであることに鑑みれば、ガス市場を積極的に競争的に移行させていく役割を果たしていく上では一定の限界がある。
- (4) このため、平成12年3月、ガス事業法を所管する通商産業省（現経済産業省）と独占禁止法を所管する公正取引委員会がそれぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、相互に連携することにより、ガス事業法上の業務改善命令等の発動基準及び独占禁止法上問題となる行為を明らかにするとどまらず、ガス事業法及び独占禁止法と整合性のとれた適正なガス取引について本指針を取りまとめた。
- (5) その後、平成16年及び平成19年の改正ガス事業法の施行に伴い、託送供給義務の対象が、全ての一般ガス事業者及びガス導管事業者にまで拡大し、託送供給の中立性・透明性を確保するための具体的な禁止行為の法定、小売業の自由化範囲の更なる拡大、卸供給に係る規制の撤廃等の措置が採られた。
- (6) 平成27年には、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、市場の垣根を撤廃し、電力・ガス・熱供給のシステム改革を一体的に推進することとしたことを踏まえ、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法

律第47号。以下「平成27年改正法」という。)が成立し、平成29年4月にガスの小売業への参入が全面自由化され、平成34年4月に導管部門の更なる中立性を確保するために一定基準に該当するガス事業者の導管部門の法的分離が行われることとなった。

- (7) 今回の本指針の改定は、このようなガスシステム改革を踏まえ、平成29年4月の小売全面自由化により新たなステージに入る新しいガス市場における適正な取引の在り方を示すものである。

2 本指針の構成

- (1) 本指針は、ガス取引を①小売分野、②卸売分野、③製造分野及び④託送供給分野の各分野に区分した上で、次のような内容のものとする。
- ア 総論として、基本的な考え方を明示する。
- イ 各論として、上記の各分野ごとにガス市場を競争的に機能させていく上で事業者が自主的に行うことが望ましいと考えられる行為を示した上で、ガス事業法上又は独占禁止法上問題とされるおそれがある事業者の行為を示すとともに、一定の場合にはガス事業法上又は独占禁止法上問題とならない旨を例示する。
- (2) 具体的なケースについては、市場構造や取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められるものであり、これらを網羅的にあらかじめ明らかにすることは困難である。したがって、問題や紛争が生じた場合に、本指針の趣旨・内容を勘案してケースバイケースで対応し、その判断の積重ねが本指針の内容をより一層明確にしていくことになると考えられる。

本指針に例示した事業者の行為により、市場における競争を実質的に制限する場合には、私的独占又は不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるなど公正な競争を阻害するおそれがあるときには、個々の行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。なお、本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき排除措置命令等の対象となる。

ガス事業法上禁止される行為(例えば、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者による情報の目的外利用や差別的取扱い等)等があると認められるときは、経済産業大臣による停止命令又は変更命令(ガス事業法第54条第2項、第80条第2項、第92条第2項)等が発動される可能性がある。また、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電力・ガス取引監視等委員会による業務改善勧告(同法第178条第1項)が発動される可能性があり、

ガス事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、経済産業大臣による業務改善命令（同法第20条第1項、第57条第1項、第82条、第94条）が発動される可能性がある。

第二部 適正なガス取引についての指針

I 小売分野における適正なガス取引の在り方

1 考え方

(1) 小売供給

- ① 平成27年改正法第5条の施行により、ガスの小売業への参入が全面自由化され、経済産業大臣による登録を受けたガス小売事業者であれば、家庭を含む全ての需要家にガスの小売供給を行うことが可能となった。

また、ガス小売事業者は、ガス事業法の規定に基づき、需要家への説明義務や書面交付義務、苦情処理義務等が課されるものの、料金やサービス面等で条件の合わない需要家とは取引しないことや、需要家の求めるガスの利用形態に応じた料金等の取引条件を設定することは、基本的に自由である（指定旧供給区域等小売供給約款、指定旧供給地点小売供給約款及び最終保障供給約款による小売供給を除く。）。

- ② 一般ガス事業者であったガス小売事業者の中には、大小様々な事業規模の事業者がおり、他のエネルギー供給と競争関係にある状況下において、自ら原料を調達してガスを製造し、自己の導管部門の供給区域において高い小売供給シェアを有する事業者がいる一方で、小売供給に必要なガスの調達を他の事業者からの卸供給に依存する事業者や、自己の導管部門の供給区域における小売供給シェアが必ずしも高くない事業者も多数いる。また、事業規模が大きく、ガスの原料となるLNGを大量に調達し、ガスの製造設備や導管を保有する他の事業分野の事業者が、ガスの小売市場に参入することが想定される。

このように、自己の導管部門の供給区域において一般ガス事業者であったガス小売事業者が、必ずしも当該供給区域において有力な地位にあるとは限らない状況も考えられる。

- ③ このような状況においては、一般ガス事業者であったガス小売事業者に限らず、一般に、ガス小売事業者が、他のガス小売事業者を市場から排除するため、例えば、他のガス小売事業者との小売供給契約に切り替えようとする需要家に対して不利益な取扱いをし、不当に高い中途解約補償料を設定して小売供給契約の解約を制限し需要家を困り込むなどにより、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為は、独占禁止法上問題となるおそれがある。

また、競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い料金による小売供給など、ガス小売事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときには、ガス事業法に基づく業務改善命令（同法第20条第1項）や業務改善勧告（同法第178条第1項）の対象となる可能性がある。

このため、ガス小売事業者等は、後記2で示した公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為や問題となる行為に留意するなど、適切な対応が必要である。

- ④ 平成27年改正法第5条施行の際、現に同条による改正前のガス事業法の許可を受けて一般ガス事業・簡易ガス事業を営んでいる者は、ガス小売事業者としての登録を受けたものとみなされ、当該者（以下「みなしガス小売事業者」という。）は、ガス小売事業者間の適正な競争関係が確保されていないこと等の事由により、小売全面自由化以前のみなしガス小売事業者の供給区域又は供給地点（以下「旧供給区域等」という。）のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして、自己の旧供給区域等が経済産業大臣による指定を受けた場合においては、当分の間、当該指定を受けた旧供給区域等については、経済産業大臣の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約款又は指定旧供給地点小売供給約款に基づく規制料金による小売供給を行うことが義務付けられている（平成27年改正法附則第22条第1項及び第28条第1項等）。

当該約款に基づく料金による小売供給を行う義務を負うみなしガス小売事業者が、別の料金メニューを設定することは原則として自由であり、むしろ、みなしガス小売事業者の創意工夫により、需要家のニーズに応じた様々な料金体系を提示し、需要家の選択肢を増やすことは、小売供給における競争の促進に資する。

なお、指定旧供給区域等小売供給約款又は指定旧供給地点小売供給約款に基づく料金が自由料金との整合性を著しく欠いており不公平となった場合などにおいて、当該約款に基づく料金等の設定が著しく不適当となり、当該約款の対象需要家の利益が阻害されるおそれがあると認められる場合には、ガス事業法上当該約款の変更認可申請命令が発動され得る（平成27年改正法附則第22条第4項及び同第28条第4項によりなお効力を有するとされるガス事業法第18条第1項）。

（2）消費機器調査等

ガス小売事業者は、需要家にガスの小売供給を行うに当たり、自己の需要家が引越し等によりガスの使用を開始又は終了する際に開閉栓作業を行うとともに、開栓時及び一定の期間ごとに消費機器の調査及び危険発生防止の周知を行う義務が課せられ、保安において一定の役割を担うことが求められている（ガス事業法第159条。以下、開閉栓作業、消費機器の調査及び危険発生防止の周知を「消費機器調査等」という。）。

このため、ガス小売事業者は、消費機器調査等を行うための体制を整備すべきであるところ、ガスの小売市場への新規参入者にとって直ちに当該体制を整備するための拠点、人材の配置等を行うことは必ずしも容易ではなく、特に小売全面自由化により新たに自由化の対象となった家庭や小規模事業所へのガスの小売供給においては、これまで地域独占下において一般ガス事業者であったガス小売事業者（当該ガス小売事業者が行うべき消費機器調査等を関連事業者（注）に委託している場合を含む。）のみが消費機器調査等を行うための体制を整備していることを踏まえると、このような状況において、当該ガス小売事業者は、小売全面自由化後適切な時期に見直されるま

での当分の間、新規参入者から消費機器調査等の委託を依頼された場合には、適切な条件で受託することが望まれる。

(注) 関連事業者とは、小売全面自由化前に一般ガス事業者から委託を受けて、需要家に対して、消費機器調査等を行っていた事業者であり、小売全面自由化後も、主として一般ガス事業者であったガス小売事業者から委託を受けて消費機器調査等を行う者をいう。

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 小売供給

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

① 標準メニューの公表

小売供給に係る料金について、ガス小売事業者が、それぞれ個別に、家庭向けの標準的な小売メニューを広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、他のエネルギー供給からの切替えの有無等）にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うことになるため、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

なお、平成29年4月よりも前に自由化されていた大口の供給に係る料金についても、一般ガス事業者であったガス小売事業者が自主的な取組として、合理的な算定方法による平均価格や標準モデルケース価格を広く一般に公表することが望ましい。

② 託送供給料金相当支払金額の請求書等への明示

ガス料金の透明性の確保の観点から、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）が維持・運用する導管を経由したガスを供給するガス小売事業者（当該ガス導管事業者と同一の者である場合も含む。）が、需要家への請求書、領収書等に当該需要家のガス料金に含まれる託送供給料金相当支払金額を明記することが望ましい。

簡易ガス事業者であったガス小売事業者など、ガス導管事業者が維持・運用していない導管により小売供給を行うガス小売事業者は、需要家に明示すべき託送供給料金相当支払金額が存しないため、請求書、領収書等に当該金額を記載する必要がない。

なお、ガス小売事業者が、需要場所においてガスの卸供給を受けた上で当該需要場所において小売供給を行う場合（いわゆるワンタッチ供給の場合）には、ガス小売事業者が託送供給料金相当支払金額を直ちに把握することができないため、当該

卸供給を行う卸売事業者が、卸供給を受けるガス小売事業者に対して、卸供給料金に含まれる個々の需要家ごとの託送供給料金相当支払金額を明示することが望ましい。

システム開発等の技術的な理由により、小売全面自由化後、直ちに託送供給料金相当支払金額を請求書、領収書等に明記することが困難な場合には、正確な金額に代えて、概算額や適用される単価を記載することとし、今後のシステム改修等において対応することが望ましい。

③ スイッチングが適切に行われる環境の確保

需要家の同意を得た上での需要家情報（設置計器や過去のガス使用量、保安情報等）へのアクセスの公平性及び円滑なスイッチングを実現するために、ガス導管事業者が、スイッチングの申込み状況に応じて対応能力を増強し、スイッチングが適切に行われる環境を確保することは、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

① セット販売における不当な取扱い

ガス小売事業者が単独で又は他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより、自己のガスと併せて他の商品又は役務を販売する行為は、事業者の創意工夫により顧客へのサービスの向上が期待されるものであり、原則として独占禁止法上問題とはならない。

しかしながら、ガス小売事業者が、自己のガスと併せて他の商品又は役務を販売する場合において、例えば以下のような行為を行うことにより、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある。

(i) セット割引による不当な安値設定

ガス小売事業者が、自己のガスと併せて他の商品又は役務の供給を受けるとガスの料金又は当該他の商品若しくは役務と合算した料金が割安になる方法で販売する場合において、供給に要する費用を著しく下回る料金でガスを小売供給することにより、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、不当廉売等）。

（注）ガスと併せて他の商品又は役務を販売する場合、一般的には、ガスと他の商品又は役務それぞれについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で供給しているかどうかにより判断することとなる。

(ii) 他のガス小売事業者の業務提携に対する不当な介入

ガス小売事業者が、他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより自己のガスと併せて他の商品又は役務を販売する場合において、当該業務提携を行う事業者に対して、他のガス小売事業者との業務提携を行わないこと又はその内容を自己との提携内容よりも不利なもの（例えば、自己との業務提携の際よりも他の商品又は役務の割引額を低く抑えるなど）とすることを条件とすることにより、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。

② 特定の需要家に対する不当な安値設定

ガス小売事業者が、他のガス小売事業者から自己に契約を切り替える需要家又は他のガス小売事業者と交渉を行っている需要家に対してのみ、供給に要する費用を著しく下回る料金を提示することにより、当該他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせる行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別対価、不当廉売等）。

ただし、より細かく個別の需要家の利用形態を把握した上で、当該需要家への供給に要する費用を下回らない料金に設定することは、原則として独占禁止法上問題とならない。

（注）事業者が顧客獲得活動において競争者に対抗して料金を引き下げることが、正に競争の現れであり、通常の事業活動において広くみられるものであって、その行為自体が問題となるものではない。

しかしながら、市場における有力な事業者が、効率的な費用構造を有する競争者への対抗手段として、競争者が交渉を行い又は交渉を行うことが見込まれる相当数の顧客に対して、当該顧客への供給に要する費用を著しく下回る料金を提示することによって当該顧客との契約を締結し又は維持しようとする行為は、競争者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある。

③ つなぎ供給における不当な高値設定等

ガス小売事業者が、つなぎ供給（注）を希望する需要家に対して、不当に契約の締結を拒絶すること、需要形態が同様である他の需要家の料金に比べて不当に高い料金を設定すること又は他の需要家に比べて不当に不利な条件を設定することは、当該需要家が引き続き当該ガス小売事業者から供給を受けざるを得なくさせ、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、排他条件付取引、差別対価、差別取扱い等）。

（注）つなぎ供給とは、ガス小売事業者が、他のガス小売事業者に契約を切り替え

る需要家に対して、当該他のガス小売事業者が参入準備等の事情により既契約終了後直ちに供給できない場合に、当該他のガス小売事業者が供給可能となるまで実施する供給をいう。

④ 戻り需要に対する不当な高値設定等

ガス小売事業者が、戻り需要（注）を希望する需要家に対して、不当に高い料金を適用する又はそのような適用を示唆することは、需要家が自己から他のガス小売事業者への契約の切替え又は自己との再度の契約の締結を断念せざるを得なくさせることにより需要家の取引先選択の自由を奪い、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある。また、ガス小売事業者が、戻り需要を希望する需要家に対して、不当に交渉に応じず、その結果従来小売供給していた料金に比べて高い一般ガス導管事業者による最終保障供給約款が適用されることとなることも、同様に、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引、差別対価等）。

（注）戻り需要とは、ガス小売事業者とガスの小売供給契約を締結していた需要家が、他のガス小売事業者との契約に切り替えた後、再び従来契約を締結していたガス小売事業者との契約を求める場合の需要をいう。

⑤ 不当に高い解約補償料の徴収等

需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る補償料の設定をどのように行うかは、原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。

しかしながら、ガス小売事業者が、需要家が他のガス小売事業者からガスの供給を受けるため自己との小売供給契約を契約期間中に解約するに当たって、不当に高い解約補償料を徴収すること（注1、2）により、当該需要家が自己との小売供給契約を事実上解約できず、他のガス小売事業者との取引を断念せざるを得なくさせ、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。

（注1）ガス小売事業者が、需要家との間で小売供給契約を締結することを条件に消費機器のリースやメンテナンス等の契約を締結する場合において、需要家が他のガス小売事業者からガスの供給を受けるため自己との小売供給契約を解約するに当たって、当該リースやメンテナンス等の契約を不当に高い解約補償料を徴収して解約することを含む。

（注2）不当に高い解約補償料であるかどうかは、需要家が解約までに享受した割引総額、当該解約によるガス小売事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される。

ガス小売事業者が、需要家との間で小売供給契約を主契約とした上で付帯契約（例

例えば、高効率給湯器を設置した場合にガス料金を安くする特約等）を締結するに当たり、主契約と異なる時期に一方的に契約更改時期を設定することにより、当該需要家が他のガス小売事業者との小売供給契約に切り替える場合に解約補償料を支払わざるを得なくさせ、他のガス小売事業者との取引を断念せざるを得なくさせるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。

ガス小売事業者が、（i）小売供給契約の解除を一切許容しない期間を設定すること、契約の解除に関して不当に高額な解約補償料を設定すること等により、需要家による小売供給契約の解除を著しく制約する内容の契約条項を設けること及び（ii）ガスの小売供給契約を他者に切り替えようとする需要家に対して、自ら又は子会社等を通じて、合理的な理由なく当該需要家が継続を希望する付随サービス（例：汎用品でない消費機器に係るリースやメンテナンス）に関する契約の打切りやその料金を従来よりも不当に値上げすること等を示唆する等の行為により、ガスの小売供給に係る需要家の選択肢を不当に狭めることは、ガス事業法上業務改善命令（同法第20条第1項）や業務改善勧告（同法第178条第1項）の対象となり得る。

⑥ 設備等の無償提供

ガス小売事業者がガスの小売供給に付随して需要家に物品や金銭等の景品類を提供すること自体は、事業者の創意工夫により需要家へのサービスの向上に寄与し得るものであるが、ガス小売事業者が、競争者の新規参入を阻止するために通常需要家が負担している設備等を無償で提供するなど、正常な商慣習に照らして不当な利益をもって自己と取引するように誘引する行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、不当な利益による顧客誘引等）。

⑦ 物品購入・役務取引の停止

ガス小売事業者が、物品・役務について継続的な取引関係にある需要家（例えば、ガス小売事業に不可欠な顧客管理システムの開発保守事業者等）に対して、他のガス小売事業者からガスの供給を受けるならば、当該物品の購入や役務の取引を打ち切る若しくは打切りを示唆すること、又は購入数量等を削減する若しくはそのような削減を示唆することは、当該需要家が他のガス小売事業者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引等）。

⑧ 事実と反する情報の需要家への提供

ガス小売事業者が、営業活動の中で、事実と反する情報（例えば、新規参入者は

ガスの保安管理能力を全く有していない等)を需要家に提供することによって、他のガス小売事業者と需要家の取引を不当に妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引妨害等)。

ガス小売事業者が、需要家の誤解を招く情報提供(例えば、当社のガスであれば供給に支障が生じにくい、当社と契約しないとガス漏れ等の緊急時対応が一切なくなる等)により自己のサービスに需要家を不当に誘導する場合には、ガス事業法上業務改善命令(同法第20条第1項)や業務改善勧告(同法第178条第1項)の対象となり得る。

⑨ スイッチングにおける不当な取扱い

ガス小売事業者が、自己とガスの小売供給契約を締結している需要家が他のガス小売事業者との契約に切り替える場合において、当該需要家から解約の申出を受けたにもかかわらず、解約を拒絶し又は解約の手続を遅延させることにより、他のガス小売事業者への契約の切替えを不当に妨害することは、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引妨害等)。

スイッチングに係るルール整備やシステム・手続の運営において、ガス導管事業者が、全てのガス小売事業者を公平に取り扱わないことは、ガス事業法上業務改善命令(同法第57条第1項、第82条)や業務改善勧告(同法第178条第1項)の対象となり得る。

⑩ 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為

ガス小売事業者が、例えば、他のガス小売事業者と交渉を行っている需要家に対する既契約の途中解約、ガス料金の対抗的値下げ、新規の解約補償料を伴う長期契約の締結等を組み合わせて不当に競争者の参入阻止行為を行うことにより、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせることは、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引妨害等)。

⑪ 他の事業分野における独占的な地位の利用

他の事業分野において独占的な地位を有する事業者が、当該他の事業分野の取引における独占力を利用して、不当に、需要家に対して利益又は不利益の提供を示唆すること又は実行することにより、ガス市場における取引を自己に有利なものとする場合は、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、不当な利益による顧客誘引、取引強制等)。

(2) 消費機器調査等

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

関連事業者又は一般ガス事業者であったガス小売事業者は、ガスの小売市場への新規参入を促進するため、消費機器調査等の受託に当たって、以下のような対応を採ることが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

- 関連事業者が、新規参入者に係る消費機器調査等を、当該関連事業者が消費機器調査等の委託を行っている一般ガス事業者であったガス小売事業者に対して求めている料金と同等（注）以下の料金で受託すること。
- 関連事業者が、新規参入者から受託した消費機器調査等を行うに当たり需要家と接触する際に又は新規参入者から受託した消費機器調査等を行う過程で得た情報を活用して、①当該関連事業者が消費機器調査等の委託を行っている一般ガス事業者であったガス小売事業者のガス供給に係る営業活動や②新規参入者の顧客である需要家に対して当該新規参入者との小売供給契約の解約を勧めたり、当該小売供給契約の継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者のガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為（以下、①②を併せて「新規参入に支障を来し得る営業行為等」という。）を行わないこと。
- 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、関連事業者との契約において、関連事業者が、新規参入に支障を来し得る営業行為等を行わないように努めることを求めること。

（注）「同等」とは、消費機器調査等の実施地域の需要密度や委託する業務の具体的内容等の条件が同様である場合には、同水準の料金が設定されるということであり、例えば、新規参入者が、消費機器調査等のうち比較的費用の嵩む業務のみ関連事業者に委託する場合など、関連事業者が、一般ガス事業者であったガス小売事業者よりも高い料金単価を当該新規参入者に設定することに合理性がある場合に、そのような高い料金単価を当該新規参入者に設定することは妨げられない。この考え方は、以下の公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為においても同じである。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

以下の場合には、一般ガス事業者であったガス小売事業者が、新規参入者の消費機器調査等を適正に受託しているとはいえないことから、ガス事業法上業務改善命令（同法第20条第1項）や業務改善勧告（同法第178条第1項）の対象となり得る。

- 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、正当な理由なく（注1）、新規参入者に係る消費機器調査等を、適正な料金（注2）で受託しないこと。
- 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、新規参入者から受託した消費機器調査等を実施するために関連事業者に再委託を行う必要がある場合に、関連事業者に対して、再委託を行わないこと。

- 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、関連事業者に対して、新規参入者に係る消費機器調査等を、受託しないように求めたり、自己に対して求めている料金を上回る料金で受託するように求めたりすること。
- 一般ガス事業者であったガス小売事業者が、関連事業者に対して、新規参入に支障を来し得る営業行為等を行うように求めること又は自己がそのような営業行為を行うこと。

(注1) 正当な理由があると認められるのは、一般ガス事業者であったガス小売事業者(関連事業者を含む。)の人員・体制等に余力がないことから、新規参入者に係る消費機器調査等を物理的に受託できない場合等である。

(注2) 適正な料金とは、①新規参入者から委託を受けて一般ガス事業者であったガス小売事業者が消費機器調査等を行う場合には、自己の消費機器調査等の業務に係る費用と同等の料金、②関連事業者に再委託を行う場合には、関連事業者への再委託費用に、再委託に必要とされる合理的な金額の範囲内の事務手数料やその他合理的な費用(例えば、合理的な範囲のシステム関連費用や人材育成費等)を付加した料金のことをいう。

ガス小売事業者が、例えば以下のような行為を行うことにより、不当に他のガス小売事業者による消費機器調査等の保安業務の委託を妨げ、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある(私的独占、取引拒絶、拘束条件付取引等)。

- 消費機器調査等の保安業務の委託を希望する他のガス小売事業者に対して、不当に、当該業務の受託を拒絶し又は当該業務の受託料を高く設定し若しくは交渉期間を引き延ばすことにより事実上当該業務の受託を拒絶すること。
- 自己の消費機器調査等の保安業務を受託している事業者に対して、不当に、他のガス小売事業者からの消費機器調査等の保安業務の受託を拒絶させ又は当該業務の受託料を高く設定し若しくは交渉期間を引き延ばすことにより事実上当該業務の受託を拒絶させること。
- 自己の消費機器調査等の保安業務を受託する事業者に対して、他のガス小売事業者から消費機器調査等の保安業務を受託する場合に一定の地域を割り当て、地域外において実施する当該業務の受託を制限すること。

Ⅱ 卸売分野における適正なガス取引の在り方

1 考え方

- ① 需要家に小売供給を行うためのガスは、ほとんどが海外から輸入するLNGを原料に用いており、一部のみ国産天然ガスを原料に用いている。LNGを輸入するに当たり、長期の引取契約を締結する必要があることや、LNGを貯蔵し、気化、熱量調整、付臭等（注）を行うための設備の建設に多額の費用を要することなどから、LNGを輸入しガスを卸供給する事業者はおおむね一部の大手事業者に限られる状況にある。

また、各供給区域間が導管でつながっていないことがあることなどを踏まえると、各供給区域においてガスを卸供給する事業者は一層限られることとなる。

（注）付臭等とは、付臭設備、フィルター、温度・圧力計、コントロール弁等を用いて行うガスの性状・圧力を安定させるために必要な作業をいう。

- ② ガス小売事業者は、一部の大手事業者を除き、小売供給に必要なガスを調達するに当たり、原料としてガスの卸供給を受けた上で自己の製造部門において熱量調整、付臭等を行う場合や、需要場所でガスの卸供給を受ける場合等があるところ、どのような場合においても、上記のとおり限られた事業者から卸供給を受ける必要がある。

- ③ このような状況において、多くのガス小売事業者にとって小売供給に必要なガスを確保することは必ずしも容易ではなく、ガスの小売市場において公正かつ有効な競争を促進させるためには、ガスの卸売市場の活性化が不可欠である。

ガスの卸売市場を活性化させるに当たり、ガス小売事業者がガスの卸供給を受けることを不当に妨げられないことが重要であるところ、卸売事業者が、例えば、自己の小売部門と競争関係にあるガス小売事業者に対して、不当にガスの卸供給を制限し、不当な取引条件を設定するなどの行為は、当該ガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあり、独占禁止法上問題となりやすい。

このため、卸売事業者は、後記2で示す公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為や問題となる行為に留意するなど、適切な対応が必要である。

- ④ なお、平成29年4月からいわゆるパンケーキ問題（託送供給の区域を跨ぐごとに託送供給料金が課されていたという問題）が解消され、区域を跨ぐ卸託送供給料金が一般負担化されることとなった。

パンケーキ問題が解消されたにもかかわらず、卸供給を行っているガス事業者が、パンケーキ問題の解消前に区域ごとに設定されていた卸託送供給料金を含む卸供給料金（以下「解消前卸供給料金」という。）により引き続き卸供給を行うことは、当該卸供給に係る最終的な需要家の負担がパンケーキ問題の解消前よりもかえって増大するおそれがあり、当該卸供給に係る託送供給を行うガス導管事業者が卸託送供給料金相当額を二重取りする（卸供給料金と事業者間精算により卸託送供給料金相当額を二重に回収する）ことにつながり得るため、適当でない。

そのような事態を防ぐために、卸供給を行うガス事業者は、パンケーキ問題の解消の趣旨を踏まえ、解消前卸供給料金から、事業者間精算に基づく卸託送供給料金に相当する金額を引き下げることが適切である。

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

適正かつ活発な卸取引を通じたガス小売事業者の活発な競争に向けて、LNGや小売供給のための原料となるガスを保有する事業者は、新規参入者を含むガス小売事業者に対して可能な範囲で積極的に必要なガスの卸供給を行うことが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

① 卸供給の制限

ガス小売事業者が特定の卸売事業者からガスの卸供給を受ける以外に小売供給に必要なガスを調達することが事実上困難な場合において、当該卸売事業者が、単独で、不当に、ガスの卸供給を拒絶し、卸供給量を制限し又は卸供給料金を高く設定することにより自己から卸供給を受けることを断念せざるを得なくさせる行為は、当該ガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。

卸売事業者が、他の卸売事業者と共同して、ガス小売事業者に対して、正当な理由なくガスの卸供給を拒絶し若しくは卸供給量を制限する行為又は卸供給料金を高く設定する行為は、当該ガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。

卸売事業者が、他の卸売事業者と共同して、ガス小売事業者に対するガスの卸供給料金を設定し又は卸供給量を制限することにより、市場における競争を実質的に制限する場合には、独占禁止法上違法となる（私的独占、不当な取引制限）。

② 不当な取引条件の設定

卸売事業者が、不当に、特定のガス小売事業者に対する卸供給料金を他のガス小売事業者に対する卸供給料金に比べて高く設定することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、差別対価等）。

卸売事業者が、ガスの卸供給先であるガス小売事業者に対して、他の卸売事業者

からガスの卸供給を受ける場合には自己からのガスの卸供給を打ち切る旨通告し又は示唆して、他の卸売事業者からは卸供給を受けないことを条件として取引することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、排他条件付取引等）。

卸売事業者が、ガスの卸供給先であるガス小売事業者に対して、その小売供給先である需要家等を制限するなど、当該ガス小売事業者の事業活動を不当に拘束する条件をつけて取引することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引等）。

卸売事業者が、ガスの卸供給先であるガス小売業者に正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（優越的地位の濫用）。

Ⅲ 製造分野における適正なガス取引の在り方

1 考え方

(1) LNG基地の第三者利用

- ① 我が国において需要家に小売供給が行われるガスのほとんどは、海外からの輸入LNGに依存しているところ、海外から輸入したLNGをLNG基地に貯蔵し、気化、熱量調整、付臭等の設備を用いて製造されている。

LNG基地の建設には多額の費用を要するため、現状においてLNG基地を保有しガスを製造する事業者がおおむね一部の大手事業者に限られることを踏まえると、ガスの卸売市場への新規参入の促進や既存の製造設備の効率的な活用が図られることは、卸売市場の活性化とそれによる小売市場の競争促進に資することとなる。

このための方策の一つとして、第三者がLNG基地を利用（第三者が調達したLNGを用いてガスを製造委託）することができることとなれば、自らLNG基地を建設しなくてもガスを製造することができ、新たな卸売事業者の出現やガスの製造手段の多様化につながる事となる。

- ② 平成27年改正法第5条により、ガス事業法で規定する一定の要件に該当するLNG基地（以下「法定LNG基地」という。）を維持し及び運用するガス製造事業者は、原則として経済産業大臣に届け出た受託製造約款に基づきガス受託製造を行わなければならないこととされ（ガス事業法第89条第2項）、LNGタンクの容量等の公表も義務付けられた（同法第90条）。

- ③ 法定LNG基地に該当しないLNG基地（以下「その他LNG基地」という。）を維持し及び運用する事業者（以下「その他LNG基地事業者」という。）は、ガス事業法に基づくガス受託製造の義務が課せられるものではないが、ガスの卸売市場の活性化を図る観点から、第三者から自己が維持し及び運用するその他LNG基地の利用の申出を受けた場合には、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件で応じることが望まれる。

(2) その他製造委託等

ガスの卸売市場への新規参入の促進やガスの製造手段の多様化を図るに当たり、LNG基地を第三者が利用してガス製造を委託するほか、新規参入者が自己の設備において貯蔵するLNGや天然ガスを用いて他の事業者に熱量調整や付臭等のガス製造を委託することも考えられる。

また、ガスの小売市場や卸売市場に参入する事業者は、本来、供給を行うため適所に十分な製造設備を確保する必要があるが、新規参入者が適所に十分な製造設備を確保するのは容易ではない場合もあり得る。

このため、ガスの小売市場や卸売市場における公正かつ有効な競争を促進させる観点から、ガスの製造設備を保有する事業者は、当事者間の相対交渉を通じて適切な条件でガスの製造委託等に応じることが望まれる。

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) LNG基地の第三者利用

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

① LNGタンクの運用

LNG基地を維持し及び運用する事業者（ガス製造事業者及びその他LNG基地事業者のことを指し、以下「LNG基地事業者」という。）が、LNGタンクの運用において、第三者とタンクの容量を共有した上でLNGの貸借を行うなどしてタンク容量を活用する方式を採用すること等によりガスの製造を積極的に受託することは、LNG基地の利用を促進するものであり、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

② その他LNG基地の第三者利用等

その他LNG基地事業者等は、その他LNG基地等の第三者による利用に当たって、以下のような対応を採ることが公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

- その他LNG基地事業者が、第三者がその他LNG基地を利用する際の交渉の前提や交渉を行うルールを明確にするための要領等を策定すること。
- その他LNG基地事業者が、その他LNG基地の設備容量及び現行の運用状況や将来の運用に関する予定（予想）など余力を推定するに十分な情報を公開すること。
- LNG基地事業者が、利用の申出を拒否した場合は、その拒否事由を文書により相手方に通知すること。
- LNG基地事業者が、利用希望者と利用に関する契約の締結に至った場合、競争上の地位、利用者の承諾など法人情報等への配慮を行った上で、主な契約条件（取引数量、利用期間等）を契約締結から一定期間を経た後で公表すること。
- 熱量調整設備や付臭設備等が設けられていないその他LNG基地について、近傍に別の事業者の保有する熱量調整設備や付臭設備等がある場合には、当該その他LNG基地を保有している事業者と、当該熱量調整設備や付臭設備等を保有している事業者が相互に連携し、第三者利用に応じること。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

① 第三者利用の不当な拒否

ガス製造事業者が、正当な理由なくガス受託製造を拒んだときは、経済産業大臣によるガス受託製造の実施命令の対象となり得る（ガス事業法第89条第5項）。

LNG基地事業者が、当該基地を利用する以外に事業活動を行うことが事実上困難な自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるガス小売事業者等からの利用の申出に対して、他の事業者を利用させることが可能な状況において、不当にこれを拒絶し又は不当に交渉期間を引き延ばすこと等により事実上利用を拒絶し、当該ガス小売事業者等の事業活動を困難にさせることは、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶等）。

② 情報の目的外利用

ガス製造事業者が、ガス受託製造の業務に関して知り得た当該ガス受託製造の役務の提供を受ける者及び需要家に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供することは、ガス事業法上問題となり、経済産業大臣による当該行為の停止・変更命令（同法第92条第2項）の対象となり得る。

③ 第三者利用における差別的取扱い

ガス製造事業者は、ガス受託製造の業務について、特定の者に対して、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることをしてはならない（ガス事業法第92条第1項第2号）。

例えば、ガス製造事業者が、ガス受託製造の条件（利用期間、利用態様等）が同一であるにもかかわらず、自己又はグループ内のガス小売事業者に比べて、その他の者に対して料金を高く設定するなど、ガス受託製造に関し、特定の者に対して不当に高い料金を設定することは、ガス事業法上問題となり、経済産業大臣による当該行為の停止・変更命令（同法第92条第2項）の対象となり得る。

（2）その他製造委託等

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

ガス導管事業者やガス製造事業者等の熱量調整設備や付臭設備等のガス製造に必要な設備を保有する事業者が、当該事業者の事業の遂行に支障がない限り、十分な製造設備を保有しない事業者からの求めに応じて（数量繰越の対象となるガスの製造のために求める場合も含まれる。）、熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務を設備余力の範囲で積極的に受託することは、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

なお、ガス製造事業者が行うガス受託製造（ガス事業法第89条第1項）について

は、この限りではなく、その場合には、原則として、経済産業大臣に届け出たガス受託製造約款に従って、受託することとなる（同法第89条第2項）。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

物理的にガスが届かないエリアへの託送供給において、従来、一般ガス事業者による振替供給（注）による対応がなされてきた。小売全面自由化後も、物理的にガスが届かないエリアへの託送供給を広く実現するためには、複数のエリアに製造設備を有するガス事業者による振替供給が不可欠であることから、ガス導管事業者から合理的な条件で振替供給を依頼されたガス事業者が、振替供給に対応することが当該ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼさないにもかかわらず、振替供給を拒否することにより、振替供給に係る託送供給の実現を阻むことは、ガス事業法上業務改善命令（同法第20条第1項等）や業務改善勧告（同法第178条第1項）の対象となり得る。

（注）振替供給とは、託送供給依頼者が、ガスを注入する受入地点の属する払出エリア以外の払出エリアにおける需要場所に対する託送供給を希望する場合、これに応じるために、ガス導管事業者からの指示に基づき、当該託送供給依頼者以外の者が、受入地点に注入するガス量の増減調整を行うことをいう。

IV 託送供給分野における適正なガス取引の在り方

1 考え方

- (1) 公正かつ有効な競争の観点からは、ガス導管事業者自身の内部取引と同一の条件の下に、全てのガス小売事業者に対し、ネットワークが開放されることが不可欠である。

具体的には、託送供給料金と導管ネットワーク運用の両面において、透明、公平、迅速かつ合理的な条件による対応が求められる。

- ① ガス事業法において、託送供給料金に関しては、一般ガス導管事業者に、託送供給に係る料金その他の供給条件について、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けること（同法第48条第1項）、特定ガス導管事業者に、託送供給約款を定め、経済産業大臣に届け出ること（同法第76条第1項）を原則として義務付けている。また、託送供給料金を引き下げることなどにより、これらのガス導管事業者が、認可を受けた又は届出をした託送供給約款を変更する場合には、変更後の託送供給約款を経済産業大臣に届け出ることを義務付け（同法第48条第6項、第76条第2項）、ガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがあるなど託送供給約款の内容が不適切な場合には、経済産業大臣による変更命令が発動されることとされている（同法第48条第7項、第76条第4項）。

- ② 導管ネットワーク運用に関しては、ガス導管事業者は、正当な理由なく託送供給を拒んではならないこととされている（同法第47条第1項、第75条）。また、託送供給分野における禁止行為として、同法第54条第1項各号、第80条第1項各号において、ガス導管事業者に課される託送供給に伴う情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項が規定されている（注1、2）。

また、ガス導管事業者が、託送供給業務において知り得た情報を不当に利用すること又は託送供給業務を差別的に取り扱うことは、他のガス製造事業者やガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあり、独占禁止法上問題となりやすい。

（注1）ガス導管事業者以外の導管ネットワーク保有者にとっては、自主的に託送供給を行うことが望ましい。

（注2）ガス導管事業者と託送供給業務に関連した他のガスを供給する事業を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者も含む。）との間で導管ネットワークの運用を巡って紛争が生じた場合、まずは当事者間で紛争解決が図られるが、それでも紛争が解決しない場合には、当事者は、経済産業省に紛争処理を申し出ることができるほか、電力・ガス取引監視等委員会にあっせん・仲裁を申請することができる（ガス事業法第107条、第108条）。

その際には、紛争の原因となった事実・判断に関して、ガス導管事業者が導管ネットワークの情報を一元的に管理していることを踏まえ、ガス導管事業者は十分に説明を行うこととする。

- (2) これらの点については、ガス事業法上の託送供給約款の認可・届出、変更命令のスキーム、行為規制により担保されるものであるが、公正かつ有効な競争の観点から、後記2で示す点を踏まえ、ガス導管事業者の適切な対応が必要である。

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 託送供給料金等についての公平性の確保

○ 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

ガス導管事業者は、託送供給料金等についての公平性を確保するため、以下の行為を行うことが望ましい。

① 託送供給料金に係る問合せ対応

ガス導管事業者が設定する託送供給料金については、可能な限り利用形態を反映した料金を設定した上で、需要種別間の託送供給料金の適切性について必要資料を公表するなど、料金改定時等において自主的に説明するとともに、具体的な算定根拠等について、ガス小売事業者又は卸売事業者からの個別の問合せがあった場合、これに応じて適切に対応することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

また、ガス導管事業者は、あるひとつの需要場所に対して供給する場合の託送供給料金負担について、自己又はグループ内の小売部門以外のガス小売事業者からのガスの購入を検討している需要家からの問合せがあった場合、これに応じることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。なお、こうした問合せに対してガス導管事業者は、託送供給等業務を行う部門と、自己又はグループ内の小売部門等他部門との情報遮断を厳格に行うことが適当である。

② 託送収支に係る情報公開

託送収支に係る過去5年程度の計算書等については、随時閲覧可能とすることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

(2) 情報の目的外利用の禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

ガス導管事業者は、託送供給に伴う情報の目的外利用の禁止を確保するため、以下の行為を行うことが望ましい。

- ① 託送供給を依頼するガスを供給する事業を営む者（新たに託送供給を依頼しようとする者を含む。以下「託送供給依頼者」という。）に対する託送供給に関連する情報連絡窓口は、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門ではなく、託送供給の業務及びこれに関連する業務（以下「託送供給関連業務」という。）を行う部門（以下「託送供給関連業務部門」という。）に設置し、これを明確化する。
- ② 託送供給関連業務部門において託送供給の業務を行う従業員は、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門に属する者が託送供給関連業務部門の業務を行うことを妨げるものではない。
- ③ 上記②に掲げるもののほか、ガス導管事業者は、現在、自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と連携して行われているガス導管事業者のガス供給業務の過度の硬直化・非効率化を招かないよう留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。
- ④ 託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報（以下「託送供給関連情報」という。）の目的外利用を防止するため、託送供給の業務を行う従業員は、託送供給関連情報の記載のある文書・データを適切な方法により保管するとともに、託送供給関連業務部門から他部門への託送供給関連情報の伝達及び両部門間の託送供給関連情報の共有（社内文書交換、共通サーバーへのアクセス等）等を管理する。また、託送供給関連業務部門と他部門は別室にする等、物理的に隔絶する。
- ⑤ 託送供給関連業務部門と他部門との人事交流に当たっては、託送供給関連情報の目的外利用を防止するため、行動規範を作成し、当該従業員に遵守させる。
なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。
- ⑥ 託送供給関連業務部門に提供された情報で、託送供給関連業務等の遂行のため、他部門に渡さざるを得ないもの（技術的検討依頼を行う場合等）については、託送供給依頼者や関連するガス使用者の名称を符号化して扱う等の対応により、その情報を他部門が目的外に活用できないように管理する。
- ⑦ 託送供給関連情報の目的外利用の禁止を含め、託送供給関連情報の取扱いに関して、社内規程等を作成し、公表する。また、当該社内規程等の遵守状況に係る管理

責任者を選任し、公表する。

- ⑧ なお、ガス導管事業者のガス事業の規模や経営実態から、上記①から⑦までの措置の厳格な実施が困難な場合においては、導管ネットワークの公平・透明な利用というガス事業法の趣旨を踏まえ、事業規模等に応じた適切な情報管理を行うものとする。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為があると認められる場合は、当該業務を行うガス導管事業者に対し、ガス事業法第54条第2項、第80条第2項による当該行為の停止又は変更の命令が発動される。

ここでいう「託送供給の業務に関して知り得た託送供給依頼者及びガスの使用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下のような情報をいう。

- ① 託送供給依頼者のガス供給源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）の状況
 - 1) ガス供給源の接続予定地点、稼動（又は供給）開始予定時期
 - 2) ガスの製造方式、製造設備の仕様及び原料調達、又はガスの調達計画
 - 3) ガスの性状と圧力
- ② 託送供給依頼者のガス供給条件等
 - 1) 託送によるガス供給の状況（託送ガス量、インバランス量、事故状況等）
 - 2) 供給予備力
 - 3) 保安体制及び組織
- ③ 託送供給依頼者のガスの使用者の需要動向・需要実績等
 - 1) 需要動向（最大流量倍率、個別の需要家の需要見通し、需要家及びその規模の分布等）
 - 2) 需要実績（最大ガス量、ガス流量変動履歴）
 - 3) 託送の状況（託送ガス量）

ここでいう「当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用し、又は提供することをいう。

- ① 託送供給依頼者の経営状況の把握
- ② 託送供給依頼者に対抗したガス供給の提案
- ③ 託送供給依頼者の特定の需要家を特に対象とした営業活動
- ④ 託送供給依頼者の需要家を自己又は自己の関係事業者に転換させ、又は託送供給依頼者の契約変更を阻止する等のために利用すること

ガス導管事業者が、託送供給業務を通じて知り得たガス製造事業者、ガス小売事業者やその顧客に関する情報を、自己の製造部門や小売部門においてその事業活動に不当に利用することにより、当該ガス製造事業者やガス小売事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

（３）差別的取扱いの禁止

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

① 関係情報の積極的な公表

事業者間の公正かつ有効な競争を促進するためには、新規参入者の予見可能性を高めることが重要であり、ガス導管事業者は、導管網への接続の検討に関係する以下の情報を公表することが望ましい。

- 1) 注入計画の策定に関する考え方
- 2) 主要導管の敷設状況及び供給状況（導管の圧力、主要な受入地点・送出地点、供給能力、供給実績、余力等）
- 3) 払出エリア毎の総需要量
- 4) 払出エリアにおけるロードカーブの例（ピーク日におけるロードカーブ実績等）等

② 導管網への接続検討における望ましい対応

また、事業者間の公正かつ有効な競争を促進する観点から、導管網への接続検討を申し込まれた場合において、ガス導管事業者は、以下の情報を提示することが望ましい。

- 1) 接続側で具備することが求められる設備及びその根拠
- 2) 接続点におけるガス圧力や流量などガス製造設備の設計等に必要な情報
- 3) 託送供給可能量の制約及びその根拠
- 4) 振替供給可能量 等

なお、ガス導管事業者のガス事業の規模や導管網の敷設状況から、上記①に関する措置の実施が困難な場合には、導管ネットワークの公平・透明な利用というガス事業法の趣旨を踏まえ、適切な方法により情報提供を行うものとする。

ガス導管事業者は、託送供給料金と自己又はグループ内の小売部門の行う小売・卸供給に対する託送供給相当の料金の透明性及び公平性を確保する観点から、需要家の了解が得られた場合には、託送供給依頼者や需要家の求めに応じて、個別の小売・卸供給に対する託送相当の料金額、需要実績等を速やかに提供することが望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務（ガス事業法第54条第1項、第80条第1項）について、例えば、以下のように、特定の託送供給依頼者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与える行為があると認められる場合は、ガス導管事業者に対し、同法第54条第2項、第80条第2項による当該行為の停止又は変更の命令が発動される。

① 託送供給関連業務部門による個別ルールの差別的な適用

導管網への接続の検討、導管網の利用、導管網の整備等にかかる計画段階等において、例えば、以下のように、ガス導管事業者が当該事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱った場合（複数の託送供給依頼者に対して託送供給を行う場合において特定の託送供給依頼者とそれ以外の託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱う場合を含む。以下②～④において同じ。）

- 1) ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で、導管網への接続の検討に関して、検討に要する期間が不当に異なる、検討の内容が不当に異なる、託送供給等にかかる条件を変更した場合の対応が不当に異なる、回答の内容が不当に異なる、適用する判断基準や技術基準が不当に異なる、費用負担が不当に異なる又は計画を撤回した場合の取扱いが不当に異なる場合
- 2) ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で、異なる条件で、ガス供給を制限又は停止する等、導管網の運用に関する取扱いが不当に異なる場合
- 3) ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で、導管のメンテナンス、ガスメーター交換の実施に関する情報の通知時期が不当に異なる、あるいは特定の事業者に対して事前に連絡を行わない等託送供給を利用するに当たり、託送供給依頼者が必要とする情報の提供について不当に差別的に取り扱った場合
- 4) ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で、ガス製造設備の接続申込み等に対して、正当な理由なく、不当に導管を迂回して敷設する等により、導管網の整備等に関して不当に差別的に取り扱った場合

② 託送供給関連業務部門が保有する情報の差別的な開示・周知

託送供給料金の改定、導管網への接続の検討に関して託送供給業務関連部門が保

有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱った場合

- 1) ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で、導管網への接続の検討の際に事前に開示する情報（例えば、導管敷設状況、導管の圧力・最大流量、託送供給可能量等）に不当に差がある場合
- 2) ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で、例えば、新しい託送供給料金の公表後、直ちにガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門が新しい託送供給料金に基づき作成した新料金メニューによる営業活動を行う場合等料金改定や条件変更に関する情報の事前の周知に不当に差がある場合
- 3) ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で、託送供給業務関連部門が保有するガスの使用者に関する情報（例えば、年・月間使用量等）の開示が不当に差別的に取り扱われている場合

③ 託送供給料金メニュー・サービスの提供における差別的な対応

同一供給条件の需要に対する、託送供給料金メニューの適用、託送供給業務におけるサービスの提供等において、例えば、以下のように、ガス導管事業者が当該事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者とを不当に差別的に取り扱った場合

- 1) 託送供給契約期間中に契約最大使用量の変更を行う場合において、ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で補償料等の適用に係る取扱いが異なる場合
- 2) 託送供給契約において、託送供給依頼者が1年未満の契約期間での契約ができない又は一年未満の期間で契約を解約して精算することができないことなど、契約期間に関して取扱いが異なることにより、ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門が需要家に対し提供するガス供給サービス（例えば、契約期間）と同等のサービスを託送供給依頼者が提供できなくなる場合
- 3) 託送供給サービスにおいて、ガス導管事業者からの託送供給量の連絡の時期・方法が、ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門と託送供給依頼者との間で不当に異なることにより、ガス導管事業者の自己又はグループ内の製造部門又は小売部門が需要家に提供しているガス使用量の通知サービスと同等のサービスを託送供給依頼者が提供できなくなる場合

④ その他託送供給に関連した需要家への差別的な対応

導管部門の事故対応等（事故状況の問合せ、事故復旧の順序等）、計量器の交換の可否・交換時期に関して、ガス導管事業者が、自己又はグループ内の需要家であるか託送供給依頼者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合（なお、

結果として事故復旧の順序が異なること自体が問題であるわけではない。)

また、転居等により新たにガス小売事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、自己又はグループ内の小売部門の情報のみを提供するなど、ガス導管事業者が、自己又はグループ内の小売部門と他のガス小売事業者とを不当に差別的に取り扱った場合

ガス導管事業者が、託送供給業務を行うに当たり、例えば以下のように自己の製造部門や小売部門と他のガス製造事業者やガス小売事業者を差別的に取り扱うことにより、当該ガス製造事業者やガス小売事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）。

- 自己の製造部門や小売部門に対して、不当に、託送供給の実施を優先し、導管ネットワークに係る情報を優先的に提供し又は提供するサービスの内容を優遇すること。
- 他のガス製造事業者やガス小売事業者に対して、不当に、託送供給の実施を劣後させ、導管ネットワークに係る情報を提供せず又は提供するサービスの種類を縮小すること。